

# 第三部

## 労働施設及對策

概 說	四三
第一編 業主の施設及對策	四三
第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策	四三
第一節 慰撫的對策	四三
第一 共濟組合—第二 扶助給與	四三
第三 居宅、廉賣、保健、教育、娛樂等の施設	四三
第二節 協調的對策	四四
第三節 對抗的對策	四四
第二章 官公業當局の施設及對策	四四
第一節 慰撫的對策	四四
第一 共濟組合—第二 扶助給與—	四四
第三 保健、慰安、教化其他の設施	四四
第二節 協調的對策	四五
第三章 農業地主の對策	四五
第一節 慰撫的對策	四五
第二節 協調的對策	四五
第三節 對抗的對策	四五
第四節 自棄的對策	四五
第五節 雜	四五
第四章 其他の勞働者に對する業主側の施設及對策	四六
第五章 中間階級者に對する業主側の施設及對策	四六
第六章 婦人勞働者に對する業主側の施設及對策	四六
第二編 勞働施設	四五〇
第一章 一般勞働者に對する施設	四五〇
第一節 一般的施設及其方針	四五〇
第二節 對失業施設及職業紹介	四五〇
第三節 對勞働災害及勞働衛生施設	四五〇
第四節 生活費低減施設	四五〇
第五節 共濟的施設	四五〇

第六節 社會保健施設	四五〇
第七節 兒童保護施設	四五〇
第八節 勞働者教育施設	四五〇
第九節 社會施設資金貸與	四五〇
第二章 農業勞働者に對する施設	四五二
第一 政府(米價調節、自作農地創設維持、其他)—	四五二
第二 府縣(自作農創設維持、農家副業獎勵、其他)—	四五二
第三 農會—第四 農村に關する特殊團體	四五二
第三章 中間階級者に對する施設	四五二
第四章 婦人勞働者及職業婦人に對する施設	四五二
第五章 少年勞働者に對する施設	四五二
第六章 海外移民に對する施設	四五二
第七章 移入民に對する施設	四五二
第三編 勞働者運動對策	四五五
第一章 工・鑛・交通業勞働者運動對策	四五五
第一節 勞働爭議對策	四五五
第二節 勞働運動對策	四五五
第三節 勞働組合對策	四五五
第二章 農業勞働者運動對策小作爭議對策	四五九
第四編 勞働問題關係調査	五五三
第一章 勞働者一般に關する調査	五五三
第二章 工・鑛・交通業勞働に關する調査	五五三
第三章 農業勞働に關する調査	五五三
第四章 其他の勞働に關する調査	五五三
第五章 中間階級者に關する調査	五五三
第六章 婦人職業に關する調査	五五三
第七章 少年勞働に關する調査	五五三
第八章 移入民に關する調査	五五三
第五編 勞働立法	五五九
勞働施設關係統計表—丙第一表乃至第六表	五五九



## 概 説

労働者状態改善施設の方面では、本年四月より實施の筈なりし健康保險法は延期され、工場法改正法律も實施されず、總ては財政緊縮の一語にて中止されたのに反し、労働運動對策に就ては懸案たりし小作爭議調停法案は第四十九議會に於て無事通過し、又、労働組合法案、労働爭議調停法案は議會に上程されなかつたが、政府に於ては労働團體なるものを無視する事が不可能になつて來た。

# 第一編 業主の施設及對策

各種の業態に大別し、夫々の當該傭主が、被傭人の労働及生計に就ての施設、或は労働運動對策に關して、本年中に爲されたもの、大觀をしようと思ふ。

## 第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策

今年に於ける労働爭議に於て注意を引くことは、勞資双方の態度の持久的である事である。之れは經濟界の状態にも

因る事であるが、資本家側に於て漸く自己の地位を自覺したる結果であると考へられる。

さればその施設及び對策に於ても恩惠的の臭味を出來るだけ淡くし、民主的な思想を基調とする傾向を看取することが出来る。下に最近の該施設の成績及本年に行はれた主な施設に就て記述することとする。

### 第一節 慰撫的對策

#### 第一 共濟組合

全國的に現在如何なる範圍に共濟組合が實施されてゐるか是不明であるが、本年五月大阪府工場課が内務省社會局に對してなした答申によれば大阪府下適用工場三千四百九十五中共濟組合を採用實施せるもの三十四で、その組合員數二萬三千七百七十一名である。之を昨年度年鑑記載の大阪市及び横濱市の調査の前者五割、後三割なると對比すれば大差がある。

又尼崎市に於て大正十一年六月末現在にて使用職工二十人以上の工場に就いての調査結果はその三割七分五厘が實施してゐるを示す。即ち都市に於ける工場に割合多く行はれて居るのを見るのであるが、これは一方から考へれば規模の比較的大きい工場に共濟組合制度が實施されつゝあることを示してゐると云へるやうである。

## 第二 扶助給與

### 1 工場

工場法規の定むる所を規準として工場主の負擔すべき業務上の負傷、疾病その他に對する扶助に就ては大正十年度に於ける統計を丙第一表として蒐録してあるが、茲には工場監督年報の記事中よりその概況を摘記するに、工場法施行の當初には工業主側に於ては何れも負擔を過重視し法の定むる最低額を以て夫々の扶助金額となす状態であつたのが、其の後工業主の自覺と監督官吏の努力によつて今日にては概して適法に行はれてゐる。神奈川県にあつては左の如き扶助規則作成の参考用例を定めたのを以て、その最低額を採つて職工の扶助支給率となすもの、全工場の半數を占むる状態である。即ち

扶助の種類		扶助金支給率
一 休業扶助料	一ヶ月迄	貸銀の全額
	一ヶ月以上	貸銀の二分の一
	三ヶ月以上	貸銀の三分の一
一 障害扶助料	施行令第七條第一號に該當する場合	
	同	貸銀の二百日分
	同	貸銀の百七十日分
	同	貸銀の百五十日分
同	同	貸銀の五十日分

- 一 遺族扶助料 貸銀の二百日分
- 一 葬祭料 金 十圓以上
- 一 打切扶助料 貸銀百七十日分

以上の支給率は（葬祭料を除く）勤続年數により左の割増を附す。

- 勤続三ヶ年以上—支給率の十分の一増、五ヶ年以上—十分の二増、十ヶ年以上—十分の四増、十五ヶ年以上—十分の六増、二十ヶ年以上—十分の八増。

大正十年中に於ける扶助件數は三十一萬八千六百六十件、人員十四萬五千二百二人、其の金額二百四十六萬四千八百五十二圓四十一錢で、大正九年に比し件數に於て一割五分一厘、金額に於て一割一分八厘の減少である。

業態別に件數、人員、金額を見るに、機械器具工場は六割五分以上を占め、次は染織工場及化學工場であつて金額に於て共に一割四分を占めてゐる。扶助期間に就ては、男工にあつては一週間未満のもの七割三分、一週間以上一ヶ月未満のもの二割一分なるが、女工にあつては前者六割五分、後三者三割強を占めてゐる。

業務に基因せざる負傷疾病に對する處置に於ても歐洲大戰後の勞働條件改善運動の盛なりし時も又その後の反動期にあつても漸次之等に對しても公傷に準じて扶助を與へ又は施療をなすもの多きを加へつゝあるは前年と同様である。



歸郷旅費の支給状況 工場法施行令第二十七條に準據し工業主が職工に對し爲したる支給状況は概ね圓滑に行はれつゝあるは前年同様にて、大正十年度に於て支給件數一萬三千七百十五件、其の金額五萬三千九百六十二圓五錢であつて前年に比し件數に於て四割三分六厘、金額に於て四割二分八厘の減少となつてゐるが之は職工の移動率の減少及比較的近距离より募集者の多かつたのに因るものゝやうである。

工業の種類別に見るに殆んど染織工場に行はるゝの状態であつて、件數にて九割八分弱、金額にて九割三分強を占めてゐるが一件當り平均額にては最も少額にて三圓七十四錢餘にすぎない。被支給職工の大部分が染織工場なるが爲に未成年及女工にて件數の九割四分、其金額にて八割二分を占めてゐる。

一 鑛 山

鑛山労働者扶助狀況―鑛山労働者の業務上の傷害及疾病に對し鑛夫勞役扶助規則の規定に基いて鑛業主の之を扶助せしものにつき、社會局發行勞働時報第一號記載の大正十一年度成績を抄録するに、人員二十一萬三千三百四十四人、扶助料金額四百四十五萬九千九百十四圓であつて扶助人員種類別は次の通りである。

1 死 亡 者	男	女	男	女	負傷
					疾病
	六三	三	三	六	

2 治癒後身體に障害を残したるもの二、三四 三六 一 一

内 譯				
イ 終身自用を辨ずること能はざるもの	四	七	一	一
ロ 終身勞務に服すること能はざるもの	二〇三	六	一	一
ハ 従來の勞務に服すること能はざるもの	七五	三	一	一
ニ 健康舊に復する能はざるもの				
ハ 女子外貌に醜痕を残せしもの				
ニ 身體を傷害し舊に復すること能はずし雖も引續き従來の勞働に服することを得るもの	一、二五七	三三	一	一

其他

イ 三十日以上療養手当を受けたるもの	一〇、六一	三、四七	一五	三
ロ 其他	一三、六六	二七、五七	二五	一、二七
合 計	一七、二四	三、五四	三、二七	一、三〇

療養費及休業扶助料 業務上の死傷病者に對し鑛業主の負擔に於て療養を爲せるもの總延日數三百一十一萬七千二百二十五日、其の金額百三十一萬六千八圓餘にて被扶助人員一人當り平均は日數十四日半、金額六圓二十錢餘となる。

遺族扶助料 業務上の死亡者に對しては資金百十日分以上の扶助料を支拂ふものであるが、此の額二十八萬二千二百六十三圓最高千五百四十八圓、最低七十圓、一人當り平均三百





り見れば僅少とは云ひ得ない。労働者教育中補習教育をなすもの男にあつては三十五工場、女二十八工場で全数の二割内外を占めてゐる、職業教育にあつては男三十二工場、女の技藝教育三十九工場あり。

又労働者の子弟の爲めの教育を施すものに鐵道省の育英會東京鐵道中學の如きあれど多くは交通不便の地に於てなされるものであつて、鑛山、紡績工場に多く之を見るのである。近來労働者講習會なるものの開催されるやうになつた。

慰安娛樂施設 工場鑛山に於ける此の種の施設は千差萬別ではあるが何等かの施設を見ないものはない状態であり、近來は工場律動ダンスを唱ふるものもあり、又體育運動が旺んになりつゝある情勢である。各種の施設についてその平均を見るに、運動會遠足會六割二分六厘、演藝五割七分三厘、祝祭儀四割六分二厘、クラブ、娛樂室四割九厘、運動三割八分六厘といふ状況である。

朽木縣下工場の大正十二年一月より十月迄に行つた慰安施設について同縣保安課調査の開催延回数及職工一人當經費を次に記して見やう。

種目	開催工場數	延回数	一人當經費(錢)
遠足	三	七	三〇
茶話會	元	二六	一五

第一編 業主の施設及對策

種目	開催工場數	延回数	一人當經費(錢)
酒宴	八	三五	二六
運動會	六	八	六
舟遊	二	二	六
活動寫眞	六	二六	六
浪花節	八	七	三
琵琶	四	五	三
落語	一	一	四
角力	一	一	三
競馬	一	二	三〇
演奏會	一	一	二六
觀櫻會	九	九	一六
觀劇	五	三五	四
福引	二	三	三
講談	三	七	三
奇術	二	三	三
舞踊	三	三	六
義太夫	一	一	七
祭典	一	一	二四

第二節 協調的對策

勞資の協調機關としては工場委員會であるが、其の發達に就て社會局の發表せる所を引用するに



抑も我國に於て本制度の濫觴とも認むべきは兵庫縣下淡路陶株式會社並に鐘淵紡績株式會社京都支店に於ける施設なり。前者は明治三十三年労働爭議の發生に刺戟せられ組織せられしものにして勞資間懇談的に雇傭條件並福利施設に關する事項を協議するの機關とせられたるが、爾來二十餘年間相當の實績を收め大正十一年一月より從來の不文の制度をば更めて成文となし以て今日に及べり。後者は明治二十九年職工懲罰委員會として組織せられたるさころにして職工の懲罰事案は必ず職工互選に成る職工側委員を交へたる委員會に於て審議すべしとするものなり。其後大正四年福井縣松文機業工場に於て優良職工を選抜して委員となし企業者側委員と會同せしめ以て勞資間意志疏通の機關たらしめたるものあり。大正五年北海道山下鑛業株式會社奔別炭鑛に於て一般鑛夫より選出せる伍長を以て組織したる會社の諮問機關たる伍長會なるものあり共に本制度に關しての古き類例を見るべし。

とあり。その後、に於て大正九年鐵道院に於て國有鐵道現業委員會なるもの創立せられ、翌十年には労働爭議中要求事項の一として提出されたるもの實に二十五件の多きに達し、資本家側も之に相應じて委員會を實施したるもの多かつたのであるが、その後の運用結果期待に反したる事等の爲勞資何れも委員會の運用に熱を失つた状態であつた。然るに又大正十二年後に於て労働組合の大衆化さるゝと共に官公營工場に於いてこの實施せらるゝもの多く大正十二年中專賣局に於て設けられたるもの二十九に達してゐる有様である。

労働者側代表選出が會社側の選出によるものを準工場委員會となし、設立年度別に見た委員會の大正十三年末現在數は

	自明治三十三年 至大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	計
工場委員會	三	四〇	三	三	五	二三
準工場委員會	一七	五	九	一	〇	三三
計	五	四五	三	三	五	一五

又府縣別數は

府縣	工場委員會	準工場委員會
北海道	一九	五
京都府	二	四
兵庫縣	三	一
東 京		二〇
大 阪		二八
長 崎		二
群 馬		一
栃 木		三
計	三九	四一



大正十三年百二十三の工場委員會中協議會の開催されたる

合	熊	鹿	佐	福	徳	廣	石	秋	岩	宮	滋	愛	茨	愛	山	岡	福	山	福	長	靜
計	本	島	賀	岡	島	島	川	田	手	城	賀	知	城	媛	口	山	井	形	島	野	岡
二三	一	一	一	四	二	三	一	一	一	一	五	二	二	四	一	一	一	二	一	三	三
三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一

もの三十七あり、今その中三月十九日開催された住友製鋼所  
工場協議會の提出議案を列記するに、

- 一 當所内清淨なる地點に稻荷祠を建設するの件
- 二 公休日一部變更の件
- 三 毎年五月一日を定休日と爲すの件
- 四 當工場各係に方面委員を設けられたき件
- 五 貯金規則一部改廢の件
- 六 住友病院入院中手當取扱方の件
- 七 請負者に對する常備歩合改正の件
- 八 職工専用電話架設の件
- 九 春季慰安會執行方法に就ての件
- 一〇 各工場見學の件
- 一一 協議會開會都度委員に各係部分に休憩時間を利用して報告爲さしむる事を認むるの件

本年中新設を見たる工場委員會は下の如し。

- 旭硝子牧山工場協議會 (二月)
- 專賣局淀橋工場懇談會 (二月)
- 同 山形工場懇談會 (三月)
- 同 芝工場懇談會 (六月)
- 三菱製紙工場委員會 (六月)
- 明治紡績戸畑工場男子部懇談會 (九月)
- 同 女子部懇談會 (九月)
- 大阪市電自助會 (十二月)





群馬郡製糸同業研究會（群馬）十一月

高知縣工業會

十一月

右の外同業組合相互の決議によつて労働組合運動の阻止、又は工場在郷軍人會等の組織をなすもの等があつた。

## 第二章 官公業當局の施設及對策

官公業當局者にあつては從來より労働組合の組織を拒否するの態度を採り來たつたのであるが、本年の第六回國際労働總會労働代表者選出に對し政府當局が在來の天降り式を改め組織労働者中より選出する事となつたのを動機とし海軍の諸工廠に於ても夫々の労働組合が組織せられ交渉團體として認めらるゝ様になつたのである。が労働組合を拒否する一方に於て民間工場よりも有利な施設が實施されてあつた。

### 第一節 慰撫的對策

#### 第一 共濟組合

##### 1 一般狀況

官廳現業員共濟組合の狀態及成績については、丙第三表として掲載してあるものによつて知ることが出来る。

##### 2 既設組合の組織變更及新事業

今日までの共濟組合は多く恩惠的のものとして、取扱はれ

つゝあつたのが、労働者の自覺當局の英斷によつて民主的のものに變更され、又その規則を改善し、その扶助範圍の擴張等がなされつゝある情勢であつて、今年中に共濟組合を中心として爲されたものに就て記せば、

海軍工廠内共濟組合規則改正運動—海軍の各工廠に於て労働組合が交渉團體として公認せられたる今日同様の目的を有する共濟組合の併立は無意味であるとし之を解放せん事を主唱する者もあつたが、一般には組合の事業上の發言權の獲得及び規則改正を要求し海軍聯盟として夫々當局に陳情運動するところがあつたが遂に有耶無耶の中に過ぎてしまつた。

横須賀、吳、佐世保の各海軍工廠共濟組合では十月より貸付部を新設し、低利を以て積立金中より貸付を行ふこととした。

逓信部内職員共濟組合規則中改正—十月二十一日。（後掲労働法規参照）

鐵道現業員共濟組合の内規改正計畫。

朝鮮京鐵共濟會は移管と共に解散し新規に組合を組織せらるゝこととなつた。

東京市電共濟組合労働者側評議員の公選計畫

大阪市電共濟組合規定改正

神戸市電に於ては今日まで工場法による扶助料を共濟組合より支拂つて居つたのが、違法であつた爲めに工場法による扶助以外に共濟組合の扶助をなす事に改めた。

## 2 新設組合

本年中に新設されたものに横濱市電共済組合(七月)があるだけである。

### 第一 扶助給與

共済組合に於ける夫々の扶助は前述の如くであり、又工場法による大正十年度扶助については丙第二表として掲げてあるものに就て、其の大要を知ることが出来る。本年に於て大阪市電従業員扶助規定の統一改正(六月)、鑛業法中の扶助規程の改正(七月)があつた。

### 第三 保健、慰安、教化其他の施設

本編第一章に於て一般工場に於ける施設中に記述したが茲には本年中に新設を見たもの又は計畫されたものについて擧ぐることにする。

#### ●●●● 教化施設

朝鮮大邱專賣支局職工教習所の新設

(二月)

吳海軍工廠成人教育計畫

(四月)

廣工廠見習職工の普通學科教育を廠内にて實施に改正

(五月)

廣島地方專賣局第一回補習教育生徒卒業

(五月)

大阪市電運輸現業員研究科授業開始

(十一月)

横須賀工廠勞務講習會

(七月)

吳會館圖書館(森山文庫)週間報の實施(十一月一日)

#### ●●●● 慰安施設

廣工廠第一回慰安會

(二月)

舞鶴工廠第一回慰安會

(三月)

佐世保工廠職工家族慰安活動寫真大會

(五月)

吳工廠第二回慰安運動會

(六月)

山形專賣支局の娛樂部設置

(十二月)

#### ●●●● 保健施設

吳工廠傷害調査設置

(四月)

名古屋鐵道局の保養所新設計畫

(四月)

大阪市電従業員病院開院

(五月)

鐵道従業員の休養増加計畫

(九月)

遞信現業員に對する浴場設備及囑託醫の増員計畫

#### ●●●● 其他施設

廣工廠の模範工場氣質ポスター實施

(一月)

吳工廠職工勤續證並褒狀授與實施

(四月)

東京鐵道局給與事項調査會組織

(九月)

尙官業に於ては共済組合の施設としてなされる購買事業は可成りに多額に上るものであつて、大正十一年度の海軍に於ける成績を見るに購買金高五百六十二萬圓餘であつて、市價との差が四十九萬餘圓ありと公表されてある。



第二節 協調的對策

官公業に在つて今日迄實施し來りつゝあつた、工場委員會に對する態度に就いては前述したところであるが、大正十三年末に於ける我國の百二十三の工場委員會中專賣局に於ける三十三を最多とし官業に三十九、公業に九あり、又準工場委員會官業に三あり、その中古き歴史と内容を有するものは國有鐵道現業委員會である。

國有鐵道現業委員會は本年第八回を開催されたのであるが、その範圍の廣きため今その結果については知り得ない

第一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	計
提案	六	二九	八	一四	二六	三〇	一三	三	三	四	五	二〇三
決	五	八〇	四	四	一八	二〇	六	七	二	一六	一	九五
提案	五	三五	二〇	一三	二四	九	三五	一三	七	三〇	三	一九七
可決	二	三三	元	四	一五	三〇	七	四	七	一三	一〇	七五

であるが、果してその中の若干が實施されたるかは不明である。

大阪市電氣局が爭議の後に壓迫して労働組合を解散せしめたる爲、従業員の餘憤を緩和する目的を以て自助會なるものを十二月十八日に創立した。目的及事業として掲げられたるものを見れば如何なるものであるかが窺知し得られると思ふ故に次に示せば、

が、以下の十二類に提案を分ちて——  
 一 現業委員會制度に關するもの、  
 二 進退及賞罰に關するもの、  
 三 給料諸給及旅費に關するもの、  
 四 勤務及休暇に關するもの、  
 五 被服其の他各種物品貸給與に關するもの、  
 六 官舎及住宅に關するもの、  
 七 共濟組合に關するもの、  
 八 保健慰安及救濟に關するもの、  
 九 教育及修養に關するもの、  
 十 乗車證に關するもの、  
 十一 業務の改善並附帶設備に關するもの、  
 十二 雜件——其の第六、七回委員會に於ける提案及可決案數を示すに

第二條 本會ハ左記事項ヲ以テ其ノ目的トス

- 一 人格ノ向上、自治精神ノ涵養及團體行動ノ訓練
- 二 思想問題、労働問題並交通事業ニ關スル習得、
- 三 労働條件、福利増進及業務改善ニ關スル研究
- 四 會員相互ノ親睦融和並慰安
- 五 體育獎勵及保健衛生ニ關スル研究
- 六 藝術及娛樂趣味ノ養成

第四條 本會ハ第二條ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ各部ヲ置キ各其事業ヲ擔任ズ、

### 第一 研究部

- 一 思想問題、労働問題及交通事業等ニ付名士學者ヲ招聘シ講習會ヲ開催ス、
- 二 労働條件、福利増進、業務改善等ニ關スル諸種ノ問題ニ付研究ヲナシ又時々討論會ヲ開催ス、

### 第二 人事相談部

- 一 會員ノ一身一家ニ關スル一切ノ人事並ニ法律問題ニ就キ秘密ヲ嚴守シ相談ニ應ジ適當ナル指導援助ヲ與フ

### 第三 調査部

- 一 各國ニ於ケル労働問題ヲ調査シ各種ノ資料ヲ蒐集ス
- 二 會員ノ災厄ニ對シ其ノ程度、種類等ヲ調査シ慰安ノ方法ヲ講ズルモノトス

### 第四 保健部

- 一 體育獎勵ノ爲メ武術、遠足、角力、野球、庭球等ヲ行ヒ且ツ保健衛生ノ施設ニ付研究ヲ爲ス

### 第五 技藝部及娛樂部

- 一 會員及其家族ヲシテ刺繡、茶、生花、ミシン等ノ技術ヲ習得セシム

- 二 圍碁將棋、聲樂、音樂等ノ高尚ナル娛樂ヲ爲サシメ且ツ之ヲ習得セントスルモノニ對シ適當ノ指導ヲナス、

新設されたるもの及其の他に就いては本編第一章に述べた

から茲には略す。

## 第三章 農業地主の對策

農村問題の逐年紛糾を増し、小作爭議は組織的に繼續的に赴くにつれて之に對する地主の施設及び對策も雜多である。之は工業的資本家の労働問題に對する對策と共に興味ある點であると思ふ。

併し乍ら、地主側の施設及び對策に關し本年度に於ては全國的にも部分的にも一般的の調査に接し得ないので之が一般的傾向を概觀し得ないことは遺憾である。従つて不充分であるけれども以下個々の事實を分類列記し大正十三年に於ける大體の傾向を窺知したいと思ふ。

### 第一節 慰撫的對策

小作獎勵米給與、表彰、慰安會、品評會、農具貸與等の如き施設は已に全国各地に行はれてゐて、特に之を列舉するの煩に堪へないのである。故に主なる二三のもののみを列記するに止めた。

青森縣津輕郡木造町松木秀輔氏小作基金給與—三月

山梨縣北巨摩郡穴山村島津壽隆氏動力耕耘機無償提供—五月

兵庫縣中佐用郡幕山村石堂爲太郎氏本年度小作料全免—十一月

山口縣吉敷郡大内村作田忠輔氏小作人慰勞旅行—十二月



其他植民地のものを擧ぐれば

朝鮮東拓木浦支店小作年限撤廢—二月

臺南新營郡白河庄林占春氏小作懇親會に賞品給與—二月

## 第二節 協調的對策

小作問題の漸く切迫するに従つて、前述の如き慰撫的對策によつては到底それ等の解決不可能なる場合を生じ、其結果として各地に地主小作協調を目標として所謂協的組合の發生を見ることゝなつた。此の傾向は地方當局の獎勵と相俟つて大正十二年殊に著しき増加を示したのである。即ち社會局の發表(勞働時報大正十三年五、六月號)によれば、大正十二年十二年十六日現在の我國に於ける地主小作人協調團體は三四七、團體員數四七、五八〇と謂はれてゐる。左に今年度に於けるその主なるものを擧ぐれば、

埼玉縣北埼玉郡新井北埼玉親和會—一月

香川縣木田郡西植田村農事協調團—二月

八王子市子安町協調組合—二月

秋田縣山利郡西瀧澤村協調會—三月

兵庫縣氷上郡柏原町南多田融和會—四月

埼玉縣北埼玉郡羽生町羽生農事改善會—八月

福岡縣筑紫郡那珂村板付協調社—八月

京都府綾喜郡美豆村農事組合—九月

奈良縣生駒郡郡山町農事實行組合—九月

## 第一編 業主の施設及對策

島根縣能義郡母里村農事共勵會—十月

兵庫縣印南郡別所村協調團體—十一月

同 縣川邊郡廣根村同上—十一月

同 縣赤穂郡上郡町郡農業改良會—十一月

同 縣加古郡野口村水足協調會—十一月

香川縣三豐郡仁尾町農業協調審議會—十一月

山梨縣東山梨郡八幡村共濟獎勵會—十一月

埼玉縣北葛飾郡櫻田村親睦會—十二月

兵庫縣神崎郡瀬加村農事協調會—十二月

次に植民地に於けるものを擧ぐれば

臺北海山郡業佃協調會—三月

朝鮮平安南道勞資協調會—四月

同 慶北善山郡懇談會—十月

同 慶北大邱府達城郡懇談會—十月

以上の協調團體の外に地主小作人が相協調して農場共同經營を行ふ組織も次第に増加の傾向にあるが、今大正十三年中に發生したものを擧ぐれば次の如くである。

山梨縣中巨摩郡玉幡村地主花輪元一郎氏共同耕作—一月

同 縣中巨摩郡中條、稻積村研農會共同耕作—三月

同 縣同 郡真川村農産株式會社農業經營—四月

岡山縣都窪郡倉敷町地主共同耕作—七月

愛知縣東春日井郡志段味村共榮組合—八月

千葉縣二ノ宮本郷村押日協行組合—九月

三重縣鈴鹿郡牧田村美農苗農家組合—九月

鳥根縣能義郡飯梨村共同耕作—十一月

千葉縣香取郡古城村共同經營組合—十二月

栃木縣足利郡北郷村利用組合—十二月

静岡縣周智郡飯田村睦實農益社—十二月

新潟縣中魚沼郡千手町村沖立村沖立組合—十二月

同 縣北蒲原郡鴻沼村東塚の目組合—十二月

大阪府三島郡味生村共同耕作組合—十二月

次に農村振興小作保護の意味に於て自作農獎勵の企がある。即ち地主は小作爭議を未然に防ぐの策として低利資金の融通、基金の創設、所有地の分譲等の方法により自作農獎勵を爲してゐる。本年に於ける主なるものを擧ぐれば次の如くである。

福井縣敦賀町大和田莊七氏は自作農創立の爲め所有地を安價で越

阪區民に提供した—四月

岡山縣兒島郡藤田村（合名會社藤田組）では二萬圓の村債を起し

自作農創設資金とした—六月

福島縣下郡山町橋本万右衛門氏安積郡大島農場、會津郡田島町渡

邊又八氏等の地主は所有地を自作農設立の爲めに分譲すること

にした—七月

長野縣上伊那郡南向村桑原鐵象氏外七名の地主は低利資金十萬圓

の融通を受け之を自作農基金とした—十二月

### 第三節 對抗的對策

小作爭議に直面してこれが對策に關する地主側の應戰的態度は第二部第一編第二章中に記述した如くであるが、今こゝには直接小作爭議の箇々に對する地主の對策にあらずして、一般小作問題及び小作人運動に對する地主の對策中對抗的對策を取つた事例に就いて、之を分類して述べようと思ふのである。

#### 第一 臨時的地主會議の組織

小作爭議に對し又は急迫せる小作問題の解決の爲めに地主側が臨時的に地主會を組織して、小作人に對抗する場合が尠くない。今、大正十三年中に於ける最も著しいものを擧ぐれば、

茨城縣土浦町小作人を膺懲すべく會合—一月二十三日

長崎縣下地主懇談會—縣議事堂に於て—三月八日

香川縣下地主懇談會—縣公會堂—三月十日 小作爭議對策に就き

協議

栃木縣芳賀郡益子町地主會—岡田屋旅館—三月十日

栃木縣足利郡小俣町地主協議會—同町役場—十一月本年度小作料

の標準に就て協議

群馬縣群馬郡岩鼻村共榮會—十一月—農民組合への對策協議



## 第二 恒久的地主組合の設立と運動

本年中に設立され又は計畫された主なるものを擧ぐれば、

東京府八王子市子安郡地主組合—商業會議所—二月十日

岩手縣下地主聯合會—三月

福井縣敦賀地主會—町役場—五月二十七日

岡山縣吉備郡足守町地主同盟—同町役場—六月十七日

奈良縣生駒郡片桐村帝國農政研究會—六月

山形縣飽海郡地主會—七月七日

宮崎縣東臼杵郡南方村地主會—九月六日

埼玉縣南埼玉郡粕壁町土地振興會—妙樂院に於て—十月廿六日

岡山縣吉備郡足守町地主同盟は次の盟約及誓約を發表した

### 盟約趣意書

吾等守町に於ける地主小作人間の取引關係は從來至極圓滿に解決終了せしに昨大正十二年突如して農民組合を組織し小作米の減額を強要し小作人に於て三割を差控へ納付したりこれ從來の良慣例を破る不穩の處置なりとし足守町農會及有爲俱樂部に於て調停の勞を採りたるも不當の要求をなし加ふるに條理に悖る態度に出るを以て止むなく自己の財産擁護の爲め左記條項に依り本件の根本的解決を爲さんとす御同感の諸氏は賛同を希望す

### 誓約事項

- 一 盟約書に調印したる者は小作料其他小作に關する件は總て地主小作人間に於て單獨協議を爲さざること

## 第一編 業主の施設及對策

- 一 盟約書に記載の目的を達せざる以前に於て盟約を脱退せざること
- 一 本件遂行の費用に充當する爲め係争田反別一反歩に付金壹圓也を六月二十五日まで豫納すること、但し費用の決算は小作料額により處理す
- 一 係争に屬する田反別は各自に於て取調べ六月二十六日まで報告すること。等

## 第三 土地共同管理

小作問題に困惑した地主が遂に耕地自作を決心し、地主組合を基礎として土地の共同管理を爲し共同耕作を開始せんとする傾向を呈して來た。本年に於けるその主なるものを列擧すれば、

新潟縣刈羽郡田尻村六十五町歩共同耕作—一月

兵庫縣多紀郡日置村土佐寅太郎氏共同耕作—十月

兵庫縣氷上郡幸世村二十五町歩共同耕作—十二月

奈良縣北葛城郡磐園村大字有井—十二月

奈良縣磯城郡平成村大字太田市—十二月

## 第四 大農式經營、動力農具購入

地主の自作の爲めに小作人を雇傭し新式農具を具備して大農式經營を開始した事例の本年に於ける主なるものは、滋賀縣神崎郡栗見莊村地主—石油發動機動力農具—一月

三重縣安濃郡安東村地主—二月

埼玉縣比企郡唐子村地主—耕耘機購入—二月

福岡縣鞍手郡内地主—大農制採用—三月

#### 第四節 自棄的對策

小作問題の紛糾に困じ果てたる地主は自棄的態度を採る者もある。其の主なるものを舉ぐれば次の如くである。

#### 第一 小作人へ土地分讓

北海道上川支廳美換村田中龜夫氏二百八十町歩田地分讓—一月

静岡縣駿東郡原町植村幹氏二百五十町歩分讓—二月

千葉縣香取郡吉田村林傳兵衛氏耕地分讓—七月

埼玉縣大里郡玉井村鯨井敬二氏田地四十町分讓—九月

茨城縣鹿島郡若村柳川宗右衛門氏田地八十町分讓—十月

埼玉縣北葛飾郡高野村井上精一郎氏耕地分讓—十一月

同 縣入間郡南古谷村橋本基次郎氏田地四十三町分讓—十一月

宮城縣桃生郡前谷地村齋藤株式會社田地六百町分讓—十一月

千葉縣東葛飾郡田中村吉田甚左衛門氏田地分讓—十一月

兵庫縣佐用郡地主連土地分讓—十二月

千葉縣海上郡鶴卷村見廣區地主會土地分讓—十二月

#### 第二 土地公有運動

愛知縣鳴海町地主中村重太郎氏は所有田八町歩が小作爭議の爲め土地返還されたるに對し、農商務大臣へ獻納を申出たが不許可

となつた—三月

千葉縣夷隅郡下に於ける地主連は爭議による農村の疲弊困憊を稱へ大喜多、國吉、西畑、上瀑、總野の大地主と協同し吉植代議士を通じて土地國有の運動を起さんことを協議した—十一月

#### 第五節 雜

小作問題に對する地主の對策中以上掲げたもの、外、特に注意すべきものを舉ぐれば、

兵庫縣加印兩郡の三町歩以上の地主約三百名は加印興農會を組織し加古川公會堂に協議會を開き次の決議を爲した—一月十九日

#### 決議

- 一 地主は相互に共同して土地の改良を圖り耕作に便し收穫を増し小作者の利益を圖り且つ各自の利害に就てもなるべく相談により行動を共にする事
- 二 近來農政問題に就て吾人の利害休戚に關する條件不尠即ち米價の維持は國家重大の問題にして行政の手心、關稅の存否、農産物收用令の撤廢、米穀調節の機關等吾人の利益と相一致せざる事極めて大なり此際大に地主の考慮を要すべきなり
- 三 農村振興に付ては吾人共同一致の活動を要すべく、時事問題に關しては最考慮すべき案件舉げて數ふべからず此時に際し此目的を達せんが爲加印興農會を組織し活動に資せんことを期す有烏武郎氏農場處分問題—故有烏武郎氏が土地私有による小



作料の取得は不勞所得であるとの見解より自己所有の狩太農物を無條件にて小作人に譲與するの件は本年鑑十二年版(二三四―二三五頁)及同十三年版(四三〇頁)に所載せる處であるが、其後森本厚吉博士及松田助手の現状調査の結果次の如く進展するに至つた。

二月仕事の第一期として現行産業組合法による有限責任狩太共生農園信用利用組合の設置を計畫し出願し、七月許可を得た、有島氏の私有土地全部はこの組合に無償寄附し組合員は現在の小作人を以て組織し、従來の小作料は土地利用料として組合の収入となり其處分は準備金として全額の四分の一を積立、其他を設備費、機械費、表彰費、社會奉仕事業費等に充て其の殘額は主として持分口數及び出資額を基礎とした特別配當金として組合員に分配するのである。同組合規約中の條件として次の一條がある。

『土地及土地に附帶する物件は永久に個人の私有物となす事を得ず解散の場合は故有島武郎氏の直系親族の同意を得て公益を目的とする法人に同一の條件を附して寄附するものとす又組合員は持分の賣買を爲す事を得るも總會の決議を経て組合加入資格のある者に限り讓渡するを得但し組合加入資格は實際農耕に従事するものに限る』

と規定され現在役員としては組合員の中より理事八名を選び理事長一名を互選し外に幹事四名を、又顧問として有島生馬氏及森本厚吉氏を擧げることになつてゐる。尙ほ組合に於て讓受くべき財産品目は 一、不動産―宅地九百十七坪、畑三百九十一町五反

七畝十歩、原野三十七町一反六畝二十五歩、水田七十町歩(造成しあり)、山林三十二町九反七畝二十一步、合計四百六十一町七反一畝二十六歩 二、地上定着物一切 三、動産―債權九千二百二十七圓十錢八厘 四、灌漑溝水利權 次に組合に於て果すべき債務は借入金四萬圓(年利七分八厘)灌漑溝並に造田に投資せるもの等である。

御料地拂下―帝室林野局は御料地整理の爲め不要御料地處分令により借地等の縁故を有する者にして隨意契約を以て賣拂を受けんとする向きへ左の地の拂下を發表した。

北海道上山郡名寄町下川村所在御料地―四月

同 上檜山郡厚澤部村所在御料地

青森縣下北郡川名部町大湊村川内町所在御料地

千葉縣君津郡久留里町所在御料地

同縣長生郡廳南町所在御料地

同縣夷隅郡興津町所在御料地

長野縣諏訪郡上訪町所在御料地

北海道神樂御料地―五月

同 上夕張郡角田村御料地―十月



## 第四章 其他の労働者に對する業主

### 側の施設及對策

工・鑛・交通業労働者、官業労働者及び農業労働者以外の労働者即ち手工業者、林業労働者、漁業労働者、商業使用人、人夫、仲仕等にあつては勞資間の關係に於て差別がある爲めに前者の如く施設として記載する丈けの材料のない事は怪しむに足りないが近來商業使用人に對し商業會議所又は商工會なる團體よりの表彰、慰安、或は講習會等の施行されるのが多くなつて來る傾向が見える。

本十三年中にて記すに足る施設としては大阪市外住吉町の谷島新聞舗主が新聞配達従業員の品性向上を圖り併して新聞紙の使命を完うせしむる爲めから松永學園なるものを五月創設し補習的の授業を夜間行ふことゝしたのを舉げて置かう。

## 第五章 中間階級者に對する業主側

### の施設及對策

中間階級といふものが現今の經濟組織上確存して行けるものであるかどうかといふことが一時論議せられた時代もあつたが、等しく無産者たるに外ならない事が事實の上に現はれ

て來ると同時に、此等に對しての施設等についても問題が惹起され、中間階級者自身に於ても共濟運動の起りつゝある狀況である。

産業組合従業員、農會職員、公吏員、私學教員等に於て夫々共濟組合、又は扶助規定の計畫中にあるものが多數あるのである。

官公吏の退職等に關しては下編の勞働施設に於て記すこととする。

## 第六章 婦人労働者に對する業主側

### の施設及對策

#### 第一 慰撫的施設

一般工場、鑛山労働者に對する施設中に述べたが茲にその中女工に關するものについて特記して見るに、施設としては表彰、娛樂慰安、所謂女のたのしみといふ方面に限られてゐると見ることが出来る。

教育については補習教育が紡績工場にては之を施設せる工場四割九分、製糸工場にては一割八分、技藝教育は前者に於て六割、後者に於て三割五分である、又紡績工場にては託兒所の設けあるものが七分ある。

慰安娛樂にては、男女を通じての調査であるが、紡績及び



製糸業従業員の大多数は女工なるが爲之を以て推し得ると思はれるが、紡績及製糸工場に於ては演藝慰安をなすもの前者七割八分、後九割四分、運動會、遠足會をなすもの前者九割一分、後六割五分を占めて最も多く、その他の室内及戶外運動、娛樂室、祝祭儀等は何れも五割内外である。

修養的方面の施設として講演會、處女會等の施設がある中尤も多いは講演會であつて紡績、製糸工場に於ては七割餘の工場にその施設を見る状態である。

今年中に新設されたものの中主なるものを記せば

△

金澤地方專賣局の託兒所設置—一月

尾花澤鑛山に於ける託兒所設置—十月

福岡專賣局の託兒所設置—十一月

△

東洋紡績富田工場（三重）處女會發會—一月

東京淀橋專賣局處女會發會—六月

## 第二 協調的對策

大正十二年八月以後專賣局工場に於て職工懇談會が設けられその數三十三に及んでゐる、今八月二十六日大阪專賣局職工懇談會議案中より慰安、作業、設備、取締に關する者を摘記して見れば女工側のこの懇談會に對する關係の一端が知られることと思ふ。

### 一 慰安 賞與に關する件

- 1 年末勤勉賞に併給の勤績賞は精勤者に限定せるを改め年功賞とし給率の増額をなすの件
- 2 勤勉賞の遲參早退による遞減改正の件
- 3 獎勵會を春秋二回に開催する件
- 4 機械又は作業方法改良者に對し獎勵方法擴張の件
- 5 獎勵會當日參加者に給料工賃の全額給與の件

### 二 作業に關する件

- 1 男女作業服の品位を改め上級品を貸與する件
- 2 女工用作業服に帶をも貸與する件
- 3 男工帽子の改良女工服に前掛を附屬せしむる件

### 三 諸設備其他に關する件

- 1 動力工場附近に便所を新設する件
- 2 正確なる標準時計を設置する件
- 3 職工面會所を新設する件
- 4 女工用浴場を設置する件
- 5 機械操縦工に手洗用石鹼給與の件
- 6 懇談會委員選出法改正の件
- 7 便所の戸の開閉を自在ならしむる件

### 四 取締に關する件

- 1 組長選出方法改正の件
- 2 女工のブランクは風紀上面白からず他の遊戯運動具に変更する件

- 3 廊下に於て荷物の積み卸を全廢すること若し之が原因となり負傷せしものは公休の取扱をなすこと
- 4 男工食堂を女工の通行は風紀上面白からず依て禁止すること
- 5 食事時の混雜を防止する件
- 6 食堂を清潔にし且監督を常置し取締を行ふこと
- 7 更衣室の盜難取締の件
- 8 懇談會の狀況並に結果に付委員より選舉し分業に報告の件

## 第二編 労働施設

前編にては被傭者に對する使用者側の施設及對策を述べたのであるが、本編にては所謂第三者の立場より労働者階級の狀態改善の爲めの施設及其計畫に就ての記述をなす事とする。

労働施設は労働者階級の夫々の狀態の差異に従つて又相異なるものであるが故に、便宜上先づ一般労働者に對する施設を述べ、次に其中より特に農業労働者を離し、更らに中間階級、婦人労働者、職業婦人、少年労働者、海外移民及移入民等に分ち尙ほ夫等に對して爲された施設の種類に就き、各施設主體別——即ち政府、府縣、公共團體等——に之を觀察することとする。

昨年度本年鑑には狹義の労働者教育即ち労働學校も茲に取扱つたが、既に述べた様に、本年に於ては特にこの労働者教育が労働者自身によるもの、及第三者によつて實行せられたもの、多かつた爲めに、之を労働運動中に取扱ふこととなした。

### 第一章 一般労働者に對する施設

#### 第一節 一般的施設及其方針

##### 第一 政 府

歐洲大戰後の世界的經濟界不安の暗流が除かれぬその上に、我國にては昨年未曾有の關東大震災に遭遇し、又大逆事件の發生を見たる爲め、經濟界、政治界及び人心の上に幾多の不安が醸成されたのであつた。當時の施政者清浦内閣は四月一日「帝國經濟會議」なるものを創設し官民合同の協議調査の下に、我國をしてこの不安より脱せんと企圖したのであつたが、幾許もなく内閣の交代を見たるが爲めに、成果の見るべきものなくして終り、後繼内閣は十一月二十五日遂に之を廢止するに到つたのであるが、而して同會議は労働問題に關しては、移殖民政策に關するもの、住宅政策に關するものに就ての答申をしたに過ぎなかつたのである。

又清浦内閣によつて所謂思想善導の目的の爲めに「文政審



議會」が四月十四日創設され、之は後繼内閣にても存続され、義務教育、師範教育改善及び軍事教育等の問題に就て審議されたのであつた。(文政審議會に就ては労働者教育の項参照)

今大正十三年中政府の行つた一般的労働施設を見れば、

## 1 労働法規

改正工場法施行令は、本年五月より実施を見る豫定のところ、内閣の交迭その他の事情の爲めに、遂に本年中には何等決定するところなく、鑛業勞役扶助規則も前者同様の成行に終つた。労働關係法規中改正及制定を見たるものは下の如くである。(條文は附録「労働法規」参照)

鑛業法中改正——大正十三年七月二十二日法律第二十二號

明治三十八年遞信省令二十號船舶職員法施行細則中改正——大正

十三年九月二十七日遞信省令第三十九號

船舶職員試験規程——大正十三年九月二十七日遞信省令第四十號

労働者募集取締令——大正十三年十二月二十九日内務省令第三十

六號

労働者使用取締規則——大正十三年四月二十三日樺太廳令第十六號

雇人口入營業取締規則中改正——大正十二年五月十六日樺太廳令第二十七號

## 2 各省新規事業及官制改正

第四十七、八回帝國議會に於て大正十三年度の豫算の審議不可能なりし爲、第四十九回帝國議會に於て追加豫算として協賛を経たるもの、中、労働施設に關係のものは、内務省所管の部

職業紹介事務局事務費

二〇、六一

移植民保護及獎勵費

六〇、〇〇〇

教化事業調査及獎勵費

一〇〇、〇〇〇

農商務省所管

産業獎勵費

一、七三、五六

外務省所管

在外兒童教育補助費

五〇、〇〇〇

勸察加殘留民救助費補給

七〇、〇〇〇

移民保護獎勵費

一八、三三

本年中諸官廳に於て官制等の改正が行はれたが、内務省社會局に於ては左の如き分課規定中の改正があつた。

四月一日ヨリ改正施行ノモノ

第六條中「三課」ヲ「四課」ニ改メ職業課ノ次ニ左ノ一課ヲ加

フ

救護課

第十條 救護課ニ於テハ震災救護ニ關スル殘務ヲ掌ル  
九月十八日ヨリ改正施行ノモノ

第六條中「四課」ヲ「五課」ニ改メ職業課ノ次ニ住宅課ヲ加フ

第七條中左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 移植民ノ保護及獎勵ニ關スル事項

第九條ノ二 住宅課ニテハ左ノ事務ヲ掌ル

一 住宅組合ニ關スル事項

二 住宅ノ供給並改善ニ關スル事項

三 住宅資金ニ關スル事項

四 其ノ他住宅ニ關スル事項

大正十三年十二月二十日行政整理に伴ふ官制の大改正を見たのであつて、農商務省にあつては鑛務署官制廢止せられ、之に代つて鑛山監督局官制が施行せられた。

鑛山監督局官制 (大正十三年十二月二十日) 勅令 第三六七號

第一條 鑛山監督局ハ農商務大臣ノ管理ニ屬シ鑛業及砂鑛業ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 鑛山監督局ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長 五人 奏任 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

書記官 專任十一人 奏任

技師 專任三十人 奏任

屬手 專任百八十三人 判任

第三條 局長ハ鑛夫ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務ニ付テハ、内務大臣、其ノ他

ノ事務ニ付テハ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中全般ノ事務ヲ管理ス

局長事故アルトキハ農商務大臣ニ於テ其ノ高等官ノ一人ニ局長ノ職務代理ヲ命ス

第四條 書記官ハ鑛山監督局ニ分屬シ局務ヲ掌ル

第五條 技師ハ鑛山監督局ニ分屬シ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 各鑛山監督局ニ鑛務監督官ヲ置キ書記官及技師ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察及鑛夫ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス

第九條 各鑛山監督局ニ鑛務監督官補ヲ置キ屬及技手ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛業警察及鑛夫ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第十條 鑛山監督局ノ名稱、位置及其管轄區域ハ別表ニ依ル。

(附則、別表略)

第二府 縣

大正十三年十二月二十日の官制改正に伴ひ地方廳に於ても夫々改正を見たのであるが、殊に従來の三部制を施行し來た

第二府 縣

大正十三年十二月二十日の官制改正に伴ひ地方廳に於ても夫々改正を見たのであるが、殊に従來の三部制を施行し來た



りたる府縣に於ては總て二部制となつて、産業部の廢止せられたのは、著しいものであつて、他は實質的の變動ではなかつた。本年特になされたものには、

兵庫縣社會事業懇談會の創立—二月十一日

和歌山縣第一回社會事業大會—三月

北海道第一回工場取締官會議—六月十六日

大阪府立能率研究所の設立

### 第三 公共團體及その他

#### 1 恩賜財團慶福會の設立

大正十三年一月二十六日皇太子殿下御慶事を行はせられた佳辰に當り、私設社會事業助成の思召を以て御内帑金百萬圓を内閣總理大臣に下賜せられたので、その御沙汰の趣旨を奉じ二月十一日恩賜財團慶福會を設立し總裁に閑院宮載仁親王殿下を奉戴し、事務所を社會局内に置き左の如き目的事業をなすこととなつた。(同會寄附行爲より摘記)

#### 第二章 目的及事業

第二條 本會ハ大正十三年一月二十六日内閣總理大臣ニ賜ハリタル御沙汰ノ趣旨ヲ奉戴シ私設社會事業ノ助成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 社會事業ニ對シ補助ヲ爲スコト
- 二 社會事業ノ臨時施設ニ對シ資金ノ融通ヲナスコト

### 第二編 勞働施設

#### 2 財團法人同潤會の設立

五月十三日に關東大震災の際の義捐金殘金を以て左の如き目的及事業の財團法人同潤會が設立された。(同會寄附行爲より摘記)

#### 第二章 目的及事業

第二條 本會ハ大正十二年九月ノ震火災ニ關シ必要ナル施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 住宅ノ經營
- 二 不具廢疾收容所並授産場ノ經營
- 三 其他必要ト認ムル施設

#### 3 教化團體聯合會の創立

我國には現在中央地方を通じて約七百の教化團體あるを以て、大正十二年十一月十日の國民精神作興の詔書の聖旨の普及徹底を圖る爲、大正十三年一月十五日教化團體聯合會を創立し、十一月十日東京芝協同會館で全國大會を開催した。

#### 第二節 對失業施設及職業紹介

##### 第一 政 府

###### 1 職業紹介の成績

職業紹介所の數及紹介成績に關する統計は一括して丙第五



表として収録してある。

2 職業紹介に關する新施設及改變

國際労働會議の條約及勸告の中で最も良く我政府によつて實施せられつゝあるものは公設の職業紹介事業である。失業問題の深刻化されつゝある爲めでもあるが、本年には可成り各方面に努力の拂はれたのを認められるのである。

職業紹介委員會官制の公布—二月二十日勅令第二十號

職業紹介委員會官制

第一條 職業紹介委員會ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ關係行政廳ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス

職業紹介委員會ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 職業紹介委員會ハ中央職業紹介委員會及地方職業紹介委員會トス

第三條 中央職業紹介委員會ハ中央職業紹介事務局ニ、地方職業紹介委員會ハ地方職業紹介事務局ニ之ヲ置ク

第四條 職業紹介委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 中央職業紹介委員會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ  
地方職業紹介委員會ノ會長ハ當該委員會ノ委員中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 中央職業紹介委員會ノ委員ハ二十人以内トス内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

地方職業紹介委員會ノ委員ハ二十人以内トス内務大臣之ヲ命ス

委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及労働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フルコトヲ要ス

第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指命スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第九條 職業紹介委員會ニ幹事若干人ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ地方職業紹介委員會ノ幹事ハ内務大臣之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記若干人ヲ置ク會長之ヲ命ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

中央職業紹介委員會委員には左の諸氏の任命があつた。

四條隆英、福田徳三、河原田稼吉、三矢宮松、藤沼庄平、永田秀次郎、稻畑勝太郎、永井亨、藤山雷太、關 一、武藤山治、末弘巖太郎、賀川豊彦、山崎龜吉、鈴木文治、

職業紹介委員會幹事

富田愛次郎、天宅敬治、福原誠三郎、

三月七日内務省社會局内に委員會を開會、水野内務大臣及池田委員會長の挨拶の後内務大臣よりの諮問事項

「現時ノ失業狀況ニ鑑ミ職業紹介機關ノ機能ヲ一層發揮セシム



ルノ緊要ナルヲ認ム之ニ對スル適當ナル方策ニ關シ其ノ會ノ意見如何」

之に對し福田、永井、末弘、賀川、山崎の五氏を特別委員に任命し、審議の結果六月二日次の如き答申を内務大臣に呈出した。

#### 職業紹介事業改善ニ關スル施設要綱

- 一 政府ハ職業紹介事業ヲ國營トスル方針ヲ以テ適當ノ時期ニ於テ之カ實施ヲ期スルコト
- 二 政府ハ將來適當ノ時期ニ於テ職業紹介制度ト關聯シテ失業保險制度ヲ設クルコト
- 三 職業紹介所ノ全國的普及ヲ圖ル爲職業紹介法施行令第一條ノ規定ヲ勵行シ必要ト認ムル市町村ニ對シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコト
- 四 産業、職業、地方又ハ季節等ノ關係上特殊ノ必要アル場合ニ於テハ専門的職業紹介所ヲ設置スルコト
- 五 職業紹介法施行規則第九條ニ依リ聯絡事務ヲ掌ラシムル指定職業紹介所ニ對シ國庫ハ其ノ費用ノ全部ヲ交付スルコト
- 六 職業紹介事業ノ聯絡統一ヲ圖リ且其ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル爲地方職業紹介事務局ヲ増置シ之ヲ現業化スルコト
- 七 中央職業紹介事務局ニ産業ニ關スル専門ノ學識經驗ヲ有スル職員ヲ置キ地方職業紹介事務局ニ産業別部門ヲ設クルコト
- 八 中央及地方職業紹介事務局ニ勞務官ヲ置キ管轄區域内ニ於ケル産業狀態及勞働事情ヲ調査シ職業紹介機關ノ聯絡ヲ圖リ勞働移動ノ事務ニ從事スルコト同時ニ職業紹介所ノ事業ノ監

督ヲ爲サシムルコト

- 九 職業紹介所費國庫補助金ハ建築費及之ニ伴フ初度調辯費ノ外經常費其ノ他ノ諸費ニ對シテモ少クモ二分ノ一ニ増額シ尙宿泊所其ノ他ノ附帶事業ニ對シ同様二分ノ一ノ國庫補助金ヲ交付スルコト
- 十 職業紹介所職員ノ優遇並地位ノ安定ヲ圖ル爲必要ナル職制ヲ設クルコト
- 十一 政府ハ職業紹介所職員ノ養成機關ヲ設置スルコト
- 十二 大都市ニ於ケル職業紹介所ノ内容ノ充實及擴張ヲ圖ルコト
- 十三 主要ナル地方ニ産業別、職業別、男女別及少年ノ職業紹介所ヲ設ケ又ハ職業紹介所内ニ各専門ノ部門ヲ設クルコト
- 十四 職業指導及撰擇ノ目的ヲ達スル爲職業紹介所ニ適當ナル施設ヲ講スルコト
- 十五 職業紹介事務ニ關スル通信及交通機關ノ利用ニ就テノ料金ノ減免電話架設ノ急施其他出來得ル限りノ特典ヲ與フル事
- 十六 集團的解雇又ハ雇入ノ場合ニハ事業主ヨリ豫メ地方職業紹介事務局ニ其ノ旨申告セシムルコト
- 十七 職業紹介所ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ事業主ヨリ欠員アルトキハ之ヲ職業紹介所ニ申告セシメ且職業紹介所ニ顧問委員會ヲ設ケシムルコト但シ該委員ニハ事業主及雇傭者ノ利益ヲ代表シ得ルト認ムル者ヲ各同數加フルコト
- 十八 職業紹介所ノ機能ヲ發揮スル爲勞働組合ト聯絡ヲ保テ殊

ニ求人開拓ニ關シテハ共働スルニ努ムルコト

十九 政府又ハ公共團體ハ失業者再教育ノ目的ヲ以テ職業輔導

ニ關シ職業紹介所ト聯絡シテ適當ナル機關ヲ設ケ且内職制度  
ノ改善ヲ圖ルコト

二十 政府又ハ公共團體ハ都市及農村ニ於ケル内職ノ紹介及輔  
導ニ關シ適當ナル機關ヲ設ケ且内職制度ノ改善ヲ圖ルコト

二十一 政府又ハ公共團體ハ官公營事業ニ於ケル雇傭者ノ採用  
ニ就テハ職業紹介機關ヲ利用スルコト

二十二 政府又ハ公共團體ハ現下ノ實情ニ鑑ミ土木建築其ノ他  
ノ官公營事業ヲ起興按配シテ勞務ノ需給調節ニ努ムルコト

二十三 日傭勞働紹介ノ成績ヲ擧グル爲職業紹介所ニ於ケル賃  
銀立替拂ノ制度ヲ設ケ又就職ヲ容易ナラシムル爲勞働用具ノ  
貸付ヲ行フコト

二十四 政府又ハ公共團體ハ職業紹介所ノ事業ニ關聯シ左ノ事  
項ニ付相當施設ヲ爲スコト

イ 日傭勞働ノ供給請負制度ノ改善ヲ圖ルコト

ロ 日傭勞働者ノ災害ニ對シ適當ナル扶助方法ヲ講スルコト

二十五 職業紹介所被紹介者ニシテ必要アルトキハ就職地迄ノ  
旅費ヲ貸付スルコト

二十六 職業紹介制度ノ改善ニ資スル爲勞働者募集、工女供給  
組合、内職仲介、土工、坑夫、親方、下請制度、家庭勞働、新  
聞廣告ニ依ル職業紹介等ヲ調査シ適當ナル方策ヲ講スルコト

二十七 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ノ取締規則ヲ

速ニ制定スルコト

二十八 職業紹介法ニ依リ設置スル職業紹介所ノ外職業紹介所  
又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用ユルコトヲ禁止スルコト

職業紹介ニ關スル諸規程ノ改正—本年中になされたものに就て  
月日順に列記すれば(條文は「勞働法規」中に收む)

一 職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付心得中改正—二  
月二十三日内務省訓令第二號

一 就職者旅行汽車汽船賃割引證改正—十一月二十四日内務省  
告示第七百五十九號

一 職業紹介法施行規則改正—十一月二十七日内務省令第二十  
九號

一 職業紹介事務局處務規程中改正—十二月八日内務省訓令第  
十七號

職業紹介ニ關スル諸會議—主なる會議(縣聯合會議を含む)に就  
て月日順に列記すれば

一 北海道鯨漁出稼者保護事業打合會—社會局主催、一月十七  
日社會局に於て

一 大阪地方職業紹介事務局管内主要都市紹介所長會議—二月  
五日大阪事務局に於て

一 東京地方職業紹介事務局管内紹介所長事務打合會—二月  
八、九日協調會館に於て

『諮問事項』

一 職業紹介所間ノ聯絡ヲシテ最モ適切ナラシムル方法如何



二 専門化セル職業紹介所設置ノ可否如何

一 關東職業紹介所事務打合會—四月三日東京上野に於て開催  
前記の打合會の際提案となれる職業紹介事業協會の創立を見るに至る、その目的とするところは職業紹介事業従事員相互の聯絡親睦を旨とし業務の研究練習と事業の普及發達を圖るにあり

一 西部職業紹介所人事相談所聯合會—九月二十日門司市主催  
一 栃木茨城兩縣下職業紹介聯絡協議會—九月二十七日宇都宮市主催

一 近縣職業紹介所主任會議—十月二十四日岡山市主催  
一 東北六縣職業紹介事業協議會—十一月二十五日盛岡市に於て開催

一 全國職業紹介所長會議—十二月十、十一日社會局にて開催

### 【指示事項】

一 事業主及勞務需給狀況調査ニ關スル件

二 職業紹介所ニ専門部設置ノ件

三 日傭勞働者紹介ニ關スル件

イ 賃銀立替拂ノ方法ヲ講スルコト

ロ 勞働用具ノ貸付ヲ行フコト

ハ 被紹介者相互扶助ノ方法ヲ講スルコト

四 少年職業紹介ニ關スル件

五 行政整理ニ因ル離職者職業紹介ニ關スル件

### 【打合事項】

一 知識階級ニ屬スル求職者職業紹介ニ關スル件

二 職業紹介所利用普及ニ關スル件

三 求人及求職者ノ調査ニ關スル件

### 【協議事項】

職業紹介法施行規則第廿二條ニ依り職業紹介所ニ備フヘキ求人

票求職票様式別紙ノ通り一定セムトス之ニ對スル意見如何

移動交換部の廢止—震災後より開始せられたのであるが、七月

末日限り廢止された。

東京地方職業紹介事務局に連絡係設置—紹介事業の聯絡並に勞

務需給の調節、情報の蒐集及調査、時報編纂等を掌るため連絡係

を設け八月一日より取扱ふ事となつた。

中央職業紹介事務局の勞働器具貸付—東京市及横濱市に對し日

傭勞働者紹介の便宜を圖り、兩ツル桎梏付、シヨベル、モツコ等

を五月貸付した。

社會局土木講習會成績—大正十二年十二月一日より大正十三年

三月末日に至る四ヶ月間に收容せる講習生一千九名（建築土木七

九九名、家具木工一五八名製材木工六二名）である。

3 軍備及事業縮少失業に對する施設

五月中施行せられた事業縮少、繰延又は整理に因る海軍及

陸軍各工作廠並造幣局に於ける職工解雇數は一萬二千餘人に

達し然かも短日の中に各地に斯く多數の解雇者を出したので

あつて、之に對し政府は五月十三日勅令第百十五號にて解雇

特別手当支給令を公布し前同様の解雇手当を給したる外各

地方の職業紹介所をして極力之が周旋に努めたる結果は前回

に於けるよりも良好な成績であつた。今中央職業紹介事務局

の採つた方法の要綱を記すに、

- 一 海軍當局との打合
- 二 地方事務局督勵
- 三 職員派遣
- 四 求人開拓
- 五 印刷物配布準備
- 六 關係當局協議會

## 第二府 縣

中央政府に於ける施設並方針は上記の如くであるが、地方各府縣に於ける各施設も亦之に順應せるもので、府縣下紹介所の打合會等が各地方に於て開催された。

又府縣の施設の重なるものは

- 一 東京府社會事業協會の復興小資本貸付—震災善後會よりの寄附金にて三月より公益質舗及紹介所にて貸付を開始した
- 一 神奈川縣職業輔導講習所の成績—大正十二年十一月九日の創立にかゝる同所にては同十一日より授業を開始し第一期（二ヶ月修了）大工講習修了者七十七名を出した。

## 第三 公共團體

本年實施を見た施設計畫中主なるものを擧ぐれば

### 1 新設施設

- 一 名古屋市労働需給懇談會—市主催にて二月九日開催、工業者實業組合及官公署代表者會同し、名古屋市労働需給協議委

員會を創設す。

- 一 東京市社會局の職業紹介所被紹介者に旅費貸與—内務省より三十萬圓の融通をうけて二月より開始す。
- 一 東京市西南部職業紹介所聯合紹介實務研究演習及懇談會—三月一日芝園橋紹介所に開催。
- 一 神戸市失業保護研究會—市立中央職業紹介所主催にて六月十日開催。
- 一 神戸に於ける自由労働者授産開始—上記研究會の決定に基づき紹介所及輔導會共同にて六月十七日より開始す。
- 一 大阪市立職業紹介所の企業家調査表の作成—八月完成す。
- 一 大阪市立職業紹介所の専門化—十一月一日より婦人及店員専門の二所を設く。
- 一 大阪市企業家懇談會—市及大阪地方職業紹介事務局等主催にて大阪市内外の企業家との懇談會を十一月五日開催す。
- 一 神戸市労働需給懇談會—市立中央職業紹介所主催にて十一月二十六日開催

### 2 既設事業成績

昨十二年に設立を見た東京、大阪、神戸に於ける職業輔導會は着々と事業を進捗しつゝある。東京に於けるものは四月二十四日財團法人に組織を變更した。之等事業の成績に就いては當所社會事業年鑑を参照せられたい。

## 第四 私團體及個人の施設

個人及私團體にて失業者救済の爲めに施設をなしたるもの



は

- 一 神戸失業者授産協會―佐々木氏は失業者に商品を貸與し行商せしめる爲に四月この會を設立した。
- 一 福岡市太田家報徳會の企業資金貸與―同會附帶事業の紹介所を介して貧困なる失業者に一人三十圓を限度とし六月一日より貸付を開始した。
- 一 日本勞働總同盟の職業紹介所設置―伯林の國際勞働者救済委員會からの一萬四千圓を以て東京市本所區太平町に設置、八月一日より開所した。

### 第三節 對勞働災害及勞働衛生施設

我國に於て工場監督機關の創設せられたのは工場法の實施の直前の大正四年である。爾來銳意監督に努力しつゝ、あつたとは言へその結果に於ては未だ不完全の域にあるのである。工場監督職員の中央及地方に於ける數は大正十二年四月現在にて、中央十五人、地方二百九十四人である。

### 第一 政 府

社會局に於ては國際勞働會議等に於ても重要視せられつゝ、ある爲めに工場監督、勞働災害、職業病等に就て夫々調査をなし、出版物を以て之を發表し注意を喚起する等努めつゝあるが、本年に於ては先きに述べた鑛夫の扶助の改善を見たに過ぎなかつた。

## 第二 府 縣

各府縣工場課に於て「工場安全デー」を催し又講演會等は二三年來より施行せられつゝあり、本年に於ては「衛生デー」の催さるゝ様になつた。

工場災害防止宣傳―主なるものは

福岡縣工場課の工場安全ポスターの貼付―二月

岡山縣工場協會の工場災害防止講演會開催―五月

静岡縣に於ける工場安全デー舉行―五月

岐阜縣に於ける工場安全デー―十一月

工場衛生改善宣傳―主なるものは

京都府工場衛生會の工場衛生協議研究會開催―四月

群馬縣工場課の工場衛生デー舉行―五月

京都工場衛生會の工場衛生講習會開催―六月

大阪府工場課及大阪市立衛生試驗所の工場調査

岐阜縣工場課の家庭體操指導講習會開催―七月

大阪工場衛生聯合會發會―十一月二十日

横濱工場衛生會組織計畫―十一月

以上の外神奈川縣匡濟會の沖仲仕休憩所建設計畫があつた。

### 第四節 生活費低減施設

### 第一 政 府

産業萎靡、貿易不振、物價騰貴といふ不安な状態は關東大震災後に於ても減退の模様なく清浦内閣に於ては帝國經濟會

議を設置して其の對策を講ぜんとし、後繼の加藤内閣に至つては奢侈品關稅の實施をなし、九月一日には首相の民風作興勤儉獎勵の聲明發表あり之に相應じて内相を會長とする勤儉獎勵中央委員會の設置、勤儉週間の實行等の對策はなされたが、その結果に於ては、不安は依然として残されて居る。

物資供給施設—中央卸賣市場設備補助に關しては、さきに第四十六回議會の協賛を経たのであつたが、財政及行政の整理、緊縮實行のため、左の如き繰延減額を受くるに至つた。(單位圓)

年度	既定額	改正額
大正十三年度	八〇〇,〇〇〇	三六,六六六
大正十四年度	八〇〇,〇〇〇	五三,三三四
大正十五年度	八〇〇,〇〇〇	四六,六六六
大正十六年度		一三,三三四
合計	二,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇

居室施設—社會局内に於て住宅課の新設を見たるは前記の如くであるが、同局が大正十二年度として、一道二府三十五縣に住宅組合低利資金貸付額は三百六十三萬四千圓であつた。

尙借地借家調停法中左の如き改正がなされた(條文「労働法規」参照)

- 借地借家臨時處理法—七月二十二日法律第十六號
- 借地借家調停法中改正—七月二十二日法律第十七號
- 借地法及借家法施行地區擴張—八月十一日勅令第七十三號

## 第二 府 縣

金融施設—東京府社會事業協會が三月より復興小資本貸付を開始した

居室施設—神奈川縣社會課の八ヶ所労働者宿泊所設立

## 第三 公共團體

物資供給施設—中央卸賣市場法によつて、東京、大阪に於ては夫々之が準備をなし東京にては四月三十日三ヶ所の設立許可を受け、大阪にては設立地域の決定を見るに至つた。

公設市場の増設計畫を見たるは大阪六ヶ所、名古屋五ヶ所、

福岡市簡易食堂開始—四月

居室施設—居室施設としては本年各地に簡易宿泊所の設立を見た。主なるものは

た。主なるものは

京都市簡易宿泊所開所—四月一日

大阪市簡易宿泊所二ヶ所増設

鹿児島市の労働者住宅設置計畫

水戸市職業紹介所の無料宿泊所設置—八月

神戸市の簡易宿泊所に於て大正十三年度より豫算の緊縮に依て

宿料の値上をせんとせしに宿泊人の根強い反對に遭つた

金融施設—各都市及町村に公營の質屋の設置される様になつた

本年に於て開設を見たのは

大阪市營天六質舖開設—從來の市民館企業資金貸付は事業を引繼ぎ十二月一日より開業尙同市は市營貯蓄銀行の運動をなしつゝ、ありといふ。



東京市政調査會は十月各地の貯蓄銀行、市街地信用組合の調査を行つた。

#### 第四 特殊機關及私團體その他

居宅施設—關東大震災地方に對しては政府當局にても銳意之が爲め住居の建築に對し低利資金の貸付をなすつゝあるところであるが、前記の財團法人同潤會にては大正十三年度事業として、アパートメント三百戸及普通住宅三千戸を建設することとした。

福山市田邊氏の無料宿泊所及託兒所の設置—八月一日

東京月島労働寄宿舍の再築—救世軍の經營になるもの、十二月竣工

池田氏の東京月島無料宿泊所の設立計畫

東京市外高田町に星光會館の設立—十二月西岡氏の労働者中の在郷軍人の爲めに建てられたる宿舍であつて、公衆食堂を兼設してゐる。

日本海員救済會愛知支部の簡易宿泊所建設計畫—二月

#### 第五節 共濟的施設

##### 第一 政 府

諸官廳に發達した共濟組合の制度は、その間何等の統一なきため當局は之が對策をなさんと意嚮あるを仄かしてゐるが、實現するやは疑問である。本年に於て共濟組合中改善を見たのは

逓信部内職員共濟組合規則中改正—十月二十一日逓信省令第四

十四號(條文「労働法規」参照)

##### 第二 市公共團體

失業者の激増は必然的に自由労働者の増加を現出し、又從て其の失業者の増加を來すのである。然るに自由労働者には工場法の適用もなく、その他何等の保護なき状態であるので大都市に於ては之の對策に腐心し來つたのであるが、本年に於て漸く神戸及大阪の二市に於て神戸信愛共濟會(二月十一日設立)及大阪市労働共濟會(六月一日設立)の兩共濟會が創立され、他の都市に於ても亦計畫される様になつた。

今神戸信愛共濟會の規約を左に掲げる。

神戸信愛共濟會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ神戸信愛共濟會ト稱ス

第二條 本會ハ會員ノ相互扶助ヲナシ兼テ思想ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ神戸市内ニ居住スル日稼労働者及ヒ其ノ傭主ヲ以テ組織ス

前者ヲ正會員ト稱シ後者ヲ賛助會員ト稱ス

但正會員ハ當分ノ内市立労働紹介所ノ紹介ニヨリ労働ニ従事スル者ニ限ル

第四條 本會ノ趣旨ニ賛同シ金品ヲ以テ援助スル者ヲ名譽會員トス

第五條 本會ノ事務所ハ神戸市立東部労働紹介所ニ置ク

第六條 本會員タラントスル者ハ申込書ニ原籍現住所氏名年齢等ヲ記入シ會長ニ届出ツヘシ

第七條 正會員ニシテ業務上ノ災害過失ニヨリ労働不能トナリタルトキハ直チニ理事ニ申出ツヘシ

第八條 正會員ニシテ疾病ニヨリ労働不能トナリ二週間以上休業ヲ要スル者アルトキハ醫師ノ診断書ヲ添付シ直チニ理事ニ申出ツヘシ

第二章 經 費

第九條 本會事業ニ要スル經費ハ會員及贊助會員ノ積立掛金並ニ其ノ他援助金ヲ以テ之レニ充ツ

第十條 正會員ハ毎月掛金貳拾錢ヲ本會ニ拂込ムモノトス

第十一條 贊助會員ハ僱人一人一日ニ對シテ金貳錢ヲ本會ニ拂込ムモノトス

第十二條 正會員掛金ニケ月以上拂込ミテ爲サ、ル時ハ會員タルノ資格ヲ喪失スルモノトス

第十三條 本會ノ基金ハ理事会ノ決議ヲ經タル銀行又ハ郵便局ニ預入ル、モノトス

第十四條 本會ハ既ニ拂込ミテ了シタル積立掛金ハ一切返戻セサルモノトス

第十五條 理事ハ毎年一回收支決算書ヲ公表スルコトヲ要ス

第三章 役 員

第十六條 本會ニ理事七名及監事三名、委員十一名ヲ置ク理事中一名ヲ互選ニヨリ會長トス

會長ハ事務ヲ總理シ會ヲ代表ス

第十七條 理事ノ任期ハ二ケ年トシ監事及ヒ委員ノ任期ハ一ケ年トス

理事及ヒ監事ハ委員會之ヲ推薦ス

第十八條 委員ハ會員中ヨリ之レヲ互選ス 但シ再選ヲ妨ケス

理事監事及委員ヲ以テ役員會ヲ組織ス役員會ハ必要ニ依リ隨時之ヲ開催ス

第十九條 委員會ハ毎年一回以上理事ノ召集ニヨリ之ヲ開催シ重要事項ヲ議ス

第二十條 本會ニ學識徳望アル者ヲ顧問ニ囑託スルコトヲ得

顧問ハ理事ノ諮問ニ答ヘ意見アルトキハ之レヲ理事ニ開陳スルモノトス

第四章 事 業

第二十一條 會員左ノ一二該當スルトキハ左記各項ノ扶助金ヲ支給ス

扶助ヲ受ク 扶助ヲ受ク可キ條件 支給金額

可キ原因 本人ノ死亡 一 業務上ノ災害ニヨリ死亡シ 金參拾圓

本人ノ死亡 一 業務上ノ災害ニヨリ死亡シ 金參拾圓  
ルタトキ 二 病氣其ノ他ニテ死亡シタル 金貳拾圓

本人ノ災害 一 業務上ノ災害ニ依リ不具癱 金五拾圓  
疾トナリタルトキ 以內

本人ノ災害 二 業務上ノ災害ニ依リ負傷ヲ





二	月	一三、五三八	△	二一、四〇〇	一三八・九〇	△	二・二〇	二、二八
三	月	一三一、五二〇	△	四三、六六五	一三〇・二〇	×	三・六〇	三、九五
四	月	二七一、六九四	△	三三、三三二	一三四・一〇	×	七・六〇	二、九三
五	月	九四、七九五	×	四、九九〇	一六四・八〇	△	七・六〇	一、六三
六	月	九八、一五八	△	一六、〇九四	一六四・二〇	△	八・九〇	一、六七
七	月	一三三、六一八	△	一五、一四七	一五九・五〇	△	一四・二〇	二、〇九
八	月	一〇〇、五三五	△	三、三五四	一六二・三〇	△	一五・四〇	一、七一
九	月	一六四、九四四	△	二八、八五四	一四六・五〇	△	六・〇〇	二、八一
十	月	二〇三、二六三	△	二八、六五六	一四五・七〇	△	三・九〇	三、四六
十	月	二二〇、五八一	△	一〇九、〇三七	一四一・一〇	△	三・四〇	三、八九
十	月	一九二、四五五	△	二六、六九二	一四〇・〇〇	△	八・六〇	三、三六

失効及解約に於ては九月迄は高率を示してゐるが、十月以降に於ては良好になつてゐる。

又失効及解約件数の新契約に對する比率に於ても、やはり同様の状態である。

契約現在高對失効解約率

一	月	大正十三年	〇、〇七五二	大正十二年	〇、〇七三三	大正十一年	〇、〇七八〇
二	月	〇、〇六六七	〇、〇七四九	〇、〇七四九	〇、〇七六七	〇、〇七六七	
三	月	〇、〇六七四	〇、〇八二三	〇、〇八二三	〇、〇八八一	〇、〇八八一	
四	月	〇、〇七八九	〇、〇八六九	〇、〇八六九	〇、〇八六九	〇、〇八六九	
五	月	〇、〇八二〇	〇、〇九〇七	〇、〇九〇七	〇、〇九三五	〇、〇九三五	
六	月	〇、〇一〇〇	〇、〇七一五	〇、〇七一五	〇、〇七〇五	〇、〇七〇五	
七	月	〇、〇〇九五	〇、〇七〇〇	〇、〇七〇〇	〇、〇四五五	〇、〇四五五	



八	月	0,00896	0,00910	0,00811
九	月	0,01006	0,00931	
十	月	0,00669	0,00670	0,01818
十	月	0,00585	0,00729	0,00746
十	月	0,00693	0,00890	0,00733

失効、解約件數

失効件數

解約件數

以上合計の對新  
契約比率(%)

大正十三年	一月	三、五四八	五、一四七	四七・九八	三八・一九
	二月	二五、八九〇	四、二九〇	二三・九九	二七・二五
	三月	二九、八四二	五、〇〇五	一五・〇五	一八・三三
	四月	三六、一九	五、五七五	二四・二八	二六・六
	五月	三八、三九八	五、三三九	四六・一三	三九・七六
	六月	四七、二七三	六、五三三	五四・八一	二七・八九
	七月	四六、五五七	五、四二五	四二・三九	三〇・三五
	八月	四四、四七六	四、七五二	四八・九七	四二・九〇
	九月	五一、三二八	五、〇三五	三四・一六	八九・〇九
	十月	三三、六三八	四、八九七	一八・九二	五〇・八七
	十一月	三〇、二五三	四、六二二	一四・七八	二八・七七
	十二月	三七、二四	五、二二一	二二・六七	一八・六一

死亡件數及其その契約現在高に對する死亡率は前年と比較して劣つてゐる。

死亡件数及死亡率 (△前年同月トノ比較増  
×同 減)

年	月	死亡件数		死亡率	
		前年同月トノ比較	前年同月トノ比較		
大正十二年	十一月	七、七〇六	△ 三、七二七	0.00126	△ 0.00057
	十二月	七、一〇〇	△ 二、七六七	0.00151	△ 0.00038
同	十一月	五、六三七	△ 二、三〇六	0.00117	△ 0.00031
	十二月	五、五九六	△ 二、三六五	0.00115	△ 0.00031
大正十三年	十一月	六、四〇五	△ 二、八二九	0.00129	△ 0.00081
	十二月	六、四〇三	△ 二、四〇三	0.00118	△ 0.00079
同	十一月	五、五〇三	△ 七七一	0.00108	× 0.00066
	十二月	六、一三三	△ 二、〇九〇	0.00115	△ 0.00033
同	十一月	五、九二九	△ 五五一	0.00110	× 0.00074
	十二月	四、六七二	△ 五六四	0.00086	× 0.00058
同	十一月	五、五七四	× 五六九	0.00101	× 0.00011
	十二月	五、七八〇	△ 二、五九四	0.00103	△ 0.00033
同	十一月	六、四七九	× 一、三三七	0.00111	× 0.00054
	十二月	六、三三〇	× 七七〇	0.00106	× 0.00045
同	十一月	六、一五九	△ 五三三	0.00101	× 0.00016
	十二月				

契約現在高は大正十三年十二月末現在、件数六百十萬九千四百八十七件、その保険金額七億六千四百六十九萬七千七十四圓五十錢で、人口千人に對する件数の割合は十二月

末に於て百〇三件餘となつて何れも毎月漸増の趨勢を示してゐる。即ち次表の通りである。



月末契約現在高

年月	件数	保険金額 圓	人口千ニ對スル月末 現在件數割合
大正十二年十一月	四、六三三、四七三	五、四、六七三、七三〇	七六、壹
同 十一月	四、六九一、一七	五、五、六一〇、〇〇五	八〇、三
同 十二月	四、八三六、一六〇	五、七、一四八、三六五	八二、四〇
大正十三年一月	四、八七三、二八九	五、八、三三八、六七五	八三、〇五
同 二月	四、九七四、二九四	五、九、五、六九二、〇三一・一	八四、七
同 三月	五、一六八、四九七	六、一、〇三三、三三・七	八八、〇八
同 四月	五、二六五、一七八	六、三、〇三三、二五九・〇	九〇、〇七
同 五月	五、三三三、六八八	六、四、五、六九一、四五二・五	九〇、九〇
同 六月	五、三七八、二二三	六、五、三、七二五、五八八・五	九一、六
同 七月	五、四四七、四三三	六、五、五、五八四、〇三九・三	九二、八四
同 八月	五、四九六、二八九	六、七、五、二六四、七三三・二	九三、六七
同 九月	五、六〇一、〇三七	六、九、一、五七〇、九八〇・一	九五、四六
同 十月	五、七六三、四九四	七、一、五、三三、三五・七	九八、三
同 十一月	五、九五七、五九七	七、四、三、〇三三、九五五・二	一〇〇、四五
同 十二月	六、一〇九、四八七	七、六、四、六九七、〇七四・五	一〇三、〇一

簡易保険の新施設——長期繼續契約者に對する保険料還付割合

の増額、關東廳及南洋廳管内に於ける保險契約者の住所若くは保險料拂込場所の變更手續の制定等に對し六月九日逡信省令第三十號にて公布し七月一日より實施された。(條文「勞働法規」參照)

健康相談所の増設

横濱健康相談所の開始——三月一日

中央健康相談所の設置——六月二十四日東京市芝區南濱町に設け特殊の施設を要する診察、検査等に就て直接又は書面による相

談事業を開始した。

### 第七節 児童保護施設

#### 第一 政 府

皇太子殿下御慶事はせらるゝに當り児童就學獎勵の思召を以て、特に内帑より金百萬圓を内閣總理大臣に下賜せられた。依て文部大臣は貧困の爲就學の義務を果たすこと困難なる児童の就學獎勵の資金として、之を北海道及各府縣に配布し同時に左記要項を通牒した。

- 一 北海道及府縣は配布金を以て児童就學獎勵資金と爲し特別會計を設けずること
- 二 本資金は道府縣の支出金、寄附金等を以て之が増加を計ること
- 三 北海道及府縣は毎年本資金より生ずる利子に道府縣の支出金、寄附金等を加へ、之を適當の方法に依り市町村に交付すること
- 四 市町村は前項の交付金、市町村の支出金、寄附金等を以て貧困児童の就學を獎勵する爲教科書、學用品、被服、食料、生活費の一部又は全部を給與又は支辨すること
- 五 市町村は前項金額の一部を貧困児童就學獎勵のみを目的とする公益團體に補助するを得ること
- 六 地方長官は前年度に於ける本資金の歳入歳出の精算を毎年七月一日迄に文部大臣に報告すること

七 本資金の管理方法に關しては地方長官之を定め文部大臣に報告すること

八 地方長官は本事業の實施上必要な規定を定め文部大臣の認可を受くること

#### 第二 府 縣

神奈川縣營横須賀託兒所の開設——昨年計畫せられたるもので一月十日より開所した。

#### 第三 公共團體

神戸市立児童保育所開始——日傭労働者のために設けられ一月十五日より開所

岡山市立託兒所設置——三月

堺市の工場内託兒所設置——四月市内の主な工場代表者を招き之を從應した。

京都市社會課の三條託兒所開所——十二月一日

#### 第四 私 人

秋田市本間金之助氏の労働者託兒所經營計畫——二月

福山市田邊氏無料託兒所の設置——八月

#### 第八節 労働者教育施設

本年度に於ては義務教育問題が注意を喚起し、又貧困児童







八千三百二十八人、合計十六萬五千二百二十七人である。

實業補習學校は大正十二年四月二十日現在一萬五千八十三校、その生徒數は大正九年度（一四、二二八校）男八十萬九千八百十六人、女十八萬四千九百四十六人、計九十九萬四千七百六十二人である。

右の如き補助教育の情勢であるが、文部省が實業教育國庫補助法によつて與ふる經營費及臨時設備費補助額は、大正十二年度に於て前者百三校に對し六萬三千九百五十圓、後者百四十五校に對し七萬九千八百五十圓にすぎない。

公民教育調査會——大正十一年來審議された結果を報告した。これに基いて文部大臣は十月九日訓令第十五號を以て實業補習學校公民科教授要綱を各府縣に通牒した。

## 第二 府 縣

### 1 補習教育

第二次教育、成人教育として各府縣が、補習教育には相當努力獎勵を圖りつゝあるは前年同様である、夜間中學は文部省當局の未だ認めないところであるが、社會の情勢に押されて、この方面に二三の施設があつた。

東京府に於ける夜間中學及夜間商業設立——四月

東京府知事の實業補習學校施設要項の訓令通牒——四月、從來の實業補習教育實施要項を廢して新たに制定したるもの

茨城縣教育會主催弘道學院（夜間中學）開校——四月  
香川縣社會課の高松驛構内車夫教化——七月

### 2 勞務者講習會

勞資協調及思想善導の目的を以て、數年來各地に開催されたのであるが本年は

和歌山縣社會課主催勞働講習會——高野山にて、男、女に分ち前者は五月二十六日、後者六月一日より五日間宛行つた。

## 第三 公共團體

各市職業輔導會に就ては前述した通りである。本年新らたになされたものに就て列記すれば

福島縣若松市教育會主催夜間中間講習會——二月七日より二ヶ月

大阪市の豐崎勤勞學校設立——東宮御成婚記念事業として未就學兒童を收容するもの、明年四月開校豫定

大阪市の尙志會創立——四月大阪市が模範店員として表彰し來れる人々を會員とし、修養と慰安共濟を目的とせる同會を創立す

宮城縣牡鹿郡水産會の船員講習會——三月一日より四週間

東京市立實業學校内に高等專修科設置——四月陳列 販賣、銀行實務等の特殊な諸科に就て夜間教授す。



大阪市の實業學校委託教員規程改正——四月より委託生の業務別に從て特別教育を施すこととす。

廣島市夜間工業學校開校——實業補習學校令により五月より開校  
 東京市社會教育課の勞働講習會開始——九月、勞働者成人教育を施す（勞働學校の項參照）

#### 第四 私 團 體

長野市商工懇談會の實業講習會——二月、店員に夜間講習

和歌山商業會議所實業學力檢定試驗開始——三月

宮城縣石卷町日吉青年團主催夜間中學開校——四月

關西大學第二夜間商業學校開校——五月

長野縣松本私立夜間中學開校——六月

海員救濟會神奈川支所の海員養成所設立——明年度より開所豫定  
 神奈川縣總務寺經營簡易宿泊所に勞働圖書館設立計畫——十一月

#### 第九節 社會施設資金貸與

##### 1 簡易保險積立金貸付

簡易保險の積立金は、大正十二年末現在八千五百五十一萬五千餘圓であつて、この資金の貸付は積立金運用規則に準じて大正八年より貸付をなし來たつたのである。事業別の運用狀況は丙第六表其四として掲げてある通りで、大正十二年度迄

三千八百九萬圓の貸付中最も多いのは住宅貸付で一千四百萬圓次ぎは小學校の一千八十八萬圓、自作農創設維持の五百九十九萬圓、公益市場二百九十八萬圓等である。

大正十三年の運用に就ては八月四日の運用委員會の審議の結果、貸付規則第一條による貸付豫定額を二千萬圓とし、第一回貸付は百七十二件、金額八百十五萬六千三百圓で事業別金額は次の通りである。（單位千圓）

大正十三年度中内定件數金額

事業別	件數	金額
共同宿泊所	二	五〇、〇〇〇
簡易食堂	一	一八、〇〇〇
公益市場	四	八〇一、〇〇〇
實費診療事業	四	二四三、〇〇〇
公設職業紹介所	三	三三、八〇〇
公設質屋	二	三〇、〇〇〇
公設託兒所	三	一六、〇〇〇
公益浴場	四	一九、〇〇〇
自作農創設維持	三六	三、三八、八〇〇
地方改善地區整理	四	二六一、〇〇〇
住宅	四	二、五三、〇〇〇
傳染病院	一七	四七、三〇〇
農業倉庫	一九	四九、七〇〇

小 學 校	二四	七、〇四、八〇〇
實 業 補 習 學 校	四	五〇、〇〇〇
上 水 道	五	五、四六、〇〇〇
合 計	四六	二、三四、三〇〇

## 2 その他低利資金融通

關東大震災の影響によつて。總ての方面に金融の緊縮を餘議なくせしめられたのであるが、政府は之を救済する目的を以て第四十九議會の協賛を経て復興貯蓄債券法を制定し、第一回を九月十五日に、第二回を十一月十日各一千萬圓募集したが、その運用に就ては年内に決定を見るに至らなかつた。

## 第二章 農業労働者に對する施設

農村振興策は議論區々であり、從て農業労働者に對する施設も亦區々たらざるを得ない。本年度に於ける施設として見るべきものは從來と同じく 一、農産物生産に關する共同施設 二、生産物貯蔵に關する共同施設 三、生産物販賣に關する共同施設の奨勵等である。而して政府は此奨勵資金として銀貨改鑄益金運用利息中より三百五十萬圓内外を之に充てんとしたのである。併し此等の施設が結局小作人に對してどれだけの利益を齎すべきか、其施設の多くは地主階級の救済に止るものと思はれるが、茲には施設主體の夫々に付きその

主なる施設を觀察するであらう。

## 第一 政 府

### 1 米價調節

大正十三年に於ける米價調節策として挙げ得るものは大正十二年勅令第四百七號中の改正事項米穀關稅の免除がその主なるものにして、他に殆ど見るべきものはない併し政府の方針としては朝鮮米の移入促進、臺灣に於ける日本種栽培の奨勵、外國米輸入促進に關して考慮されて居り、一方米穀法に關する改正案たる米穀法運用の目的を米穀の需給にのみ限らず價格にも及さんとする立案がある、が共に未だ公布されるに至らないのである。

### 2 自作農地創定維持

前田農商務大臣は曩に小作制度調査會に對し、自作農地創定維持に關する件に就て諮問を爲したが、同調査會に於ては審議の結果左記の案の決定を見、四月五日總會に附議し決定したので農相に答申するに至つた。

### 自作農地創定施設要綱

一 年々に多額の金額を支出し之を自作農地創定の費途に充て其貸付金の返還金及利息も亦之と同一の費途に使用する爲め特別



會計の基金法を制定す。

二 創定施設としては土地購入資金貸付及利子補給の二方法を合せふ

三 土地購入資金は政府より道府縣市町村又は産業組合に貸付く

四 政府の貸付金は年利率三分五厘以下、貸付期間は三十年以内とし割賦拂に依り償還せしむ

五 政府の貸付金を以て支出する土地購入資金の貸付は左記に依ることを要す

イ 貸付金額は四千圓を越ゆることを得ず、但し購入する土地の面積一町歩の價額が四千圓を越ゆる場合に於ては其價額迄貸付くることを得

現に土地を所有するものに對する貸付金額は其所有土地の地價を併せ前項に準じて制限す

ロ 貸付は土地の購入價額が當該地方に於ける普通價額を越えざることを得

購入者が其土地を自作農地として維持するに適當と認めらるる價額の土地に對しても之を爲す

ハ 前項の土地に對する貸付金額は購入者の希望により購入價額迄とす

ニ 購入土地の上に第一抵當權を設定す

ホ 貸付金は年利率三分五厘以下貸付期間三十年以内とし割賦拂により償還せしむ

ヘ 貸付を受くべきもの、資格左の如し

A 耕作に従事し勤勉なること

B 購入せしむる土地が小作地なる場合に於ては其土地の小作人又は購入に付き、其小作人の同意を得たるものたること

六 利子補給は道府縣市町村又は産業組合の自作農地創定施設に對し資金及貸付金利率又は貸付期間其他諸般の事情を考慮して之を行ふものとす

七 借入金の償還は貸付期間に於て其未償還額の全部又は一部に就き之を爲すことを得

八 本制度により助成を受けたるもの及び其承繼人は貸付の際決定したる償還期間内に於ては借入金の償還を終りたること否かを問はず、道府縣市町村又は産業組合等の承認を得るに非ざれば其土地を賣却し、又は其自作を廢することを得ず

前項の承認を得ずして其土地を賣却し又は自作を廢する時は道府縣市町村又は産業組合は購入者の償却する年賦金の中元金に該當する金額（著しき土地改良を加へたる場合に於ては之に依る増價額を加ふ）を以て先買權を一時に返還せしむることを得

九 本制度に依り自作農地を創定する場合及び前項に依り道府縣市町村又は産業組合が先買權を行使する場合に於ける自作農地に關する登録税及び所有權移轉の地方税は之を免除す  
前項の免除は本制度以外の自作農地創定施設にして政府の認定を得たるものに就ても之を認む

希望條項

- 一 實施に當つては道府縣市町村等に於ける既設の個所に於ても連絡上相當考慮する事を要す
- 二 政府の支出せんとする金額は當初五箇年間は僅に二百萬圓第六年に至りて漸く年々五百萬圓なるも少額に過ぐるを以て苟も此方策實施には能ふ限り其支出額を増大するを要す
- 三 創定施設と共に自作農地維持の方策を講ぜざれば効果を全うする能はざるのみならず、現在の自作農地をさへ持續する事すら困難なるべきを以て各般の維持施設を講ずる事を要す
- 四 税の減免に就ては就中一家の努力に依りて耕作せられたる田畑に就き地價三百五十圓を限度とし之に對する地租を減免せられん事を望む
- 五 特殊機關(新設若くは既設機關)の利用並に債券、公債、社債の發行其他相當の方法を行ひ創定資金の充實を計ると共に自作農の高利債務借換に資し以て、農村金融を緩和する方法を講ぜられんことを望む

次に大正十一、十二兩年度に於て自作農創設維持資金の貸付第一回分は百六十三萬五千圓であつたが更にその第二回分として左記の額を各府縣へ貸付けた。

大阪	三〇	京都	三五	兵庫	三〇
奈良	六〇	滋賀	四〇	和歌山	三〇

(單位千圓)

徳島	八	愛媛	三〇	熊本	一六〇
長崎	三〇	福岡	二〇〇	鹿兒島	三〇〇
宮崎	五	新潟	五	秋田	八〇
北海道	二〇				
計	一、五七				

農業倉庫

農業倉庫の利用は近時著く發達したが農商務省は更に地方農業倉庫に對し加工、包装、運輸、販賣等に關する諸設備を完備せしめ、又一方主たる消費地の都會に中央倉庫を建設して生産者及び消費者の便を圖らんとする計畫がある。尙ほ又從來の寄託物件たる米、麥、雜穀、繭の外に砂糖をも加へんとすること、及び現行農業倉庫法に於ては經營の主體が市町村及び産業組合に限られて居り、産業組合聯合會は之を認めざる等の不便があるので該法の一部改正案が企畫されてゐる。

次に大正十三年九月三十日現在の農業倉庫總棟數は三、四〇〇、總建坪一二一、五〇六・八五坪、總收容力一〇、一二三、四九〇内、穀物九、六〇五、六二八俵、繭五一七、八六二貫、である。各府縣に於ける經營主體は總數一、六六六中、産業組合に屬するもの一、五〇四(九〇・三%)にして、農會九九(五・九%)、公益法人四八(二・九%)、町村一五(〇・九%)である。



#### 4 開墾助成

開墾助成法施行成績——同法施行（大正八年六月一日）以降大正十三年八月末日迄に地方廳の審査を経て農商務省に到達したる成績は

地區數 一、八六六  
面積 六〇、四三七・九町

である今其の内容を示せば左の如くである。

#### 一 事業主別

事業主	地區數	面積
耕地整理組合	一、三六六	五九、八四〇・七
共同施行	二六八	七、三三八・七
單獨施行	一四三	三、五五五・七
會社	一六	五、三五五・七
公共團體	五	四、一七三・六
其他團體	一〇	一、三三八
計	一、八六六	六〇、四三七・九

#### 二 施行面積別

施行面積	地區數	面積
十町歩未満	七六	五、二八〇・五
二十町歩未満	五八	七、三八三・五
三十町歩未満	三二	五、〇七六・二
五十町歩未満	一六	六、四四二・二
百町歩未満	二六	八、三〇三・二

#### 第二編 労働施設

出願年度別	地區數	面積
二百町歩未満	三	八、六六七・〇
五百町歩未満	二五	七、三九七・七
千町歩未満	五	二、九三五・八
千町歩以上	六	九、一九五・五
計	一、八九六	六〇、四三七・九

#### 三 出願年度別

年度	地區數	面積
大正八年	四七	一九、二六六・一
大正九年	三四〇	一〇、一六〇・九
大正十年	三五〇	一四、四七五・七
大正十一年	三五二	六、九三三・八
大正十二年	二三四	五、四三九・八
大正十三年（八月末日）	一八五	四、三二一・六
計	一、八九六	六〇、四三七・九

開墾獎勵費——開墾獎勵に關する助成金として支出さるべき金額は大正十三年度以降左の如く改定された。

大正十三年度	三、一八四、八七〇
大正十四年度	四、四八三、八〇〇
大正十五年度	五、一八八、八〇〇
大正十六年度	五、三九九、八〇〇
大正十七年度	三、九二六、八〇〇
大正十八年度	三、〇八四、〇〇〇

大正十九年度	二、八八、〇〇〇
大正二十年度	一、九三、〇〇〇
大正二十一年度	二、三〇、〇〇〇
大正二十二年度	一、二七、九三〇
大正二十三年度	六〇〇、〇〇〇
大正二十四年度	六〇〇、〇〇〇
大正二十五年度	二二〇、〇〇〇

保護移民

開墾地移住奨励國庫補助——内務省社會局の計畫案で大正二十年度より十五萬圓の補助金を北海道廳に配布し、移民の奨励に力めて居る。今その成績を見れば北海道廳に於ては大正二十二年第一回到四百五十戸の保護移民を募集したが、同年四月二十五日の移住期限までに入地せるもの二百五十戸、締切後に入地せるもの五十戸にして募集戸數に百五十戸の不足を生ぜしめた程の不成績に終つた。而して本年度第二回募集の成績は九月十二日募集の發表を爲し、十一月十五日の締切迄に、一千八百十四戸の申込を見た。其中にて選擇の上四百十三戸を入地せしむることとなつた。尤も最初は四百五十戸の豫定であつたが、行政整理の結果補助金が十二萬圓に減額された爲めに、斯く變更されたのである。併し之を昨年の成績に比すれば遙に良好と云はねばならぬ。應募者の地方別は岩手、福島、高知、宮城、秋田、東京、大阪の順序にて大體より言へば東北地方が、大部分を占めてゐる、けれども朝鮮、

臺灣、滿洲、樺太方面からも僅少ではあるが應募者があつた。因に補助金の交付額は一戸當り三百圓である。  
大正二十二年開墾地移住奨励費國庫補助は曩に三萬圓を、今又更に一萬四百九十圓五十錢を追加され、左の如く交付された。

縣名	國庫補助額	移住家屋建築戸數
兵庫	一、四七、五〇〇	三〇
新潟	一、五〇〇	一五
埼玉	五〇〇	一〇
群馬	一、二二五	二四
千葉	一、四〇〇	一四
栃木	三、〇〇〇	三〇
三重	五〇〇	五
愛知	三、〇〇〇	三〇
岐阜	一、五〇〇	一五
長野	四、〇〇〇	四〇
宮城	五〇〇	五
福島	七、六〇〇	六
青森	二、三〇〇	二五
山形	三、〇〇〇	一五
秋田	一、四〇〇	一四
富山	一、二〇〇	六



鳥取	一、五〇〇	一五
廣島	一、三〇〇	三
佐賀	一、五〇〇	一五
宮崎	二、〇〇〇	二〇
計	四〇、四九〇・五	四六

## 6 農村教育

實業補習學校農村用公民科教授要目——文部省公民教育調査委員會總會は三月二十六日文部省に開催され(一)實業補習學校公民科農村用教授要綱(二)同教授要綱實施上の注意(三)同教授要旨等に付き審議した結果農村用教授要目を次の如く決定した。

### 公民科教授要綱(要目)

△第一學年 人と社會、共同生活、家、戸主と家族、親子、兄弟姉妹、親族、婚姻、戸籍、相続、財産、財産の種類、財産權の尊重、職業、農業、土地、資本、勞力、生計、節約と貯蓄、保險と衛生、公衆衛生、體育施設、警察、警察と公衆、神社、宗教、教育、學校、教育と文化、青年、青年と修養、農村と青年、我郷土、愛郷と愛國

△第二學年 我町村、町村と町村民、自治、公民、公民權の尊重、町村會議員、選舉と公正、町村會議員の心得、町村の吏員、町村の事務、町村の財政、豫算と決算、町村の財産、基本財産、租税、納税、産業組合、農村と産業組合、金融機關、信用、農會、農村と農會、農村と組合、農村生活、農村開發、農村愛護、府縣の自治、

地方行政官廳、我府縣の沿革、我府縣の現勢

△第三學年 國家、我國、天皇、皇位繼承、臣民、領土、立憲政治、帝國憲法、帝國議會、選舉、議會の作用、政黨、國務大臣、樞密顧問、行政官廳、中央行政官廳、官吏、國法、法の尊重、司法、裁判所、訴訟、國防、國防と國民、國交、國際協同、國交と國民我國の産業、國土の開拓、海外發展、思想問題、社會問題、社會改善、人類文化の發達、我國の使命(題目細目は略す)

農村教育調査會決定案——五月二十日第二回總會は東京府立第六中學校に於て開催され、農村小學教育案の大綱を左の如く決定した。

### 農村小學教育

義務教育年限を八ヶ年に延長する場合には左の諸項によること

- 一 地方の經濟を考慮して實施すること
- 二 適當に編成されたる實業補習學校を以て當分の中小學校の七八學年に代ふることを得せしむること
- 三 七八學年を備へたる小學校の設置は一町一校を原則とすること
- 四 高學年の授業日数は地方の狀況に依り低學年よりも減じ家庭に於ける實習に便ならしむること
- 五 教課目及び毎週教授時数は地方の事情に依り斟酌を許すこと
- 六 學校の設備を地方の情況に適合せしめ出來得るだけ經費の



經濟を圖ること

七 農村に適する小學校教員を養成すること

八 農業課を専任擔任せしむる爲め村に本科正教員を置くことを得せしむること

九 學校全體を一層農村的ならしめ殊に七八兩學年に於ては農業課目を中心とすること

十 學校をして地方教化の中心たらしむること

十一 國庫は速に小學校教員俸給の半額を負擔し漸次全金額に及ぼすべきこと

「農村の現狀に鑑み社會教育上施設すべき事項」——全國社會教育主事會議に於て文部省の上記諮問案に對し、十一月五日總會の議決を経て左の答申を爲した。

一 社會教育指導者の職制を定め各郡には専任者を各村には専任者又は社會教育委員を置くこと

一 國庫並地方自治團體は農村社會教育施設に關し、必要なる經費を支出すること

一 補習教育の義務制度を制定すること

一 各町村に圖書館巡回文庫を設置すること

一 中等及専門の學校等に農村に關する公開講座を設くること

一 職業指導に關するの長期講習會を開設すること

一 中央及び地方廳に社會教育講師の養成及派遣に關する機關を設くること

一 學科及技術の修業認定の制を設くること

一 俱樂部公會堂等を普及せしめ農村に適當なる娛樂を供給すること

一 學校其他各種の公共的建築物を社會教育に便ならしむるやう設備すること

### 7 農業經營上の各種獎勵金

大正十三年度に於て病蟲害豫防獎勵金、主要食糧農産物改良増殖獎勵金、耕地整理費及土地改良獎勵金、肥料改良獎勵金、蠶糸業改良獎勵金、農業用器具機械改良獎勵金の名目で諸府縣に國庫の補助金が交付せられて居る。

震災に因る被害耕地復舊費——大正十二年に國庫補助金の交付を受けし府縣及金額を擧ぐれば

千葉	七三、八三三	静岡	七六、〇三三
山梨	五、六六七	東京	五八、〇〇〇
埼玉	一三、五〇〇	神奈川	三、七、七九一

### 第二府 縣

各府縣に於ける最も主要なる題目は沈滞せる農村振興てふ一點である。農村振興は既に數年來唱へられて來たのであるが、併し今年に至つても尙ほ昨年の振興策に比し何等目新しき施設を見ることが出來ない。數年來激浪の如く押し寄せた小作爭議に對し唯一の防波堤として力めて來た自作農創設維持の施設の如き本年も亦盛に獎勵してゐるにも拘らず、下に掲ぐる岡山縣下の農家一部識者の非難の如きが唱へられる



に至つた。

「(一)自作農の創成は土地の細分であつて經營面積が狭少となり大農組織の農業經營に背反すること

(二)折角自作農を創成しても所謂農家經濟不引合のため數年を出ずして土地を手放す結果を見ること

(三)自作農壊滅の大勢即ち岡山縣下における大正元年の自作農四九、七七二戸が十一年に四三二、八二二戸即ち五九五戸の減少を示してゐる、この大勢に僅か百萬圓位の低資で自作農創成に當ることは到底不可能であらう。」

以下行詰れる農村に對する府縣の對策施設を列擧するであらう。

### 1 自作農創設維持

各府縣は逓信省より借入る、低利資金に府縣よりも繰入れを爲して自作農創設資金てふ特別會計を作り、自作農創設維持資金規程なるものを制定して、貸付要件と貸付方法を定めて其事業に着手したのである。其貸付要件は各府縣とも殆ど同様であるが、以下二三の例を擧げるであらう。尙ほ自作農創設後に於ける成績の報告は多く之を得ないけれども、山口縣下に於ける成績を擧げて置かう。

三重縣自作農創設資金貸付規則—十二月一日附縣告示で公布した。貸付要綱は左の通りである。

一 貸付方法 市町村を通じて小作者に轉貸す

## 第二編 勞働施設

二 貸付利率及償還方法 利率年三分五厘、償還方法は初年度据置翌年度以降十五年間において毎年度九月三月の兩度に半々年賦償還せしむ

三 轉貸を受くべき耕作者の資格條件 (イ)本縣内市町村住民にして自作の目的を以て耕地若くは耕地に供せんとする土地を購入するもの (ロ)自己同居家族の所有する耕地若くは耕地に供したる土地を合せて一町歩未滿のもの (ハ)農業に従事し着實勤勉なるもの (ニ)購入したる土地全部を第一順位擔保として登記する(ホ)購入する時に質權又は抵當權その他の物權上の設定ある時はその抹消登記を了したる上において貸付すること (ヘ)簡易生命保險加入者を先にすること (ト)償還期限内に購入したる土地の自作を廢したる時は一時に元利金を返還すること (チ)虚偽の行爲を以て貸付を受けたる時は一時に元利金を返還すること (リ)市町村長より申請にかゝるものたること

四 一人當り購入土地反別及貸付金額制限 (イ)貸付を受け購入する段別は自己及同居家族の所有する耕地と購入すべき土地とを合し一町歩を超へざること (ロ)貸付の金額は土地購入價格の七割以内とし一戸につき金二千圓を超へざること

鹿兒島縣自作農創設資金貸付規則—十二月本縣では産業組合を通じて左記標準の下に貸付くることになつた。

一 貸付すべき金額は左記の制限内とす

田一反歩に對し六百圓以内、畑一反歩に對し三百圓以内、人に付總額三千圓以内



二 購入すべき土地の反別は一町歩以下たること、但し従来耕地を所有する者は其耕地と合せて一町歩以下たること

三 貸付を受けたるものは二十ヶ年内の年賦を以て償還すること

四 本資金の貸付を受くべき資格は左の如し

- (1) 小作農者自作兼小作農者又は五反歩以下の自作農者なること、
- (2) 現に耕作に従事する者たる事、
- (3) 着實勤勉なる農業者なること

五 本資金の借入を以て買入れたる土地は貸付金の擔保として

第一次抵當權を設定するものとす

山口縣自作農創設維持成績—大正十二年六月簡易保險局より十萬圓を借へれ縣下の産業組合十七ヶ團體に貸付けたが、今その組合中二、三の成績を窺ふに

玖珂郡高森信用購買利用組合は大正十二年七月二十一日縣より一萬圓を借入れ年利五歩三厘で二十ヶ年以内に定期又は年賦償還の契約で一人に對し四千圓以内を貸付たが之が資格者は自作の目的を以て土地を購入又は維持せんする小作者又は自作者でこの貸付を受けなければ之れを購入する能はざるもので購入土地は組合の区域内又はその附近の田畑で一人當六段畑二段歩又自作地を有する者は之を併せて八段歩以下に決定したが現在の成績は維持田地二町六段歩、畑四段歩、山林七段その他宅地及び家屋もあるが地價は段當最高八百圓、最低四百五十圓である。

同郡廣瀬信用組合では縣から一千圓を借受け一人二百圓以内を貸付け購入金額の一部は自己の資金を支出せしむる事にしてゐる

が成績は高森と略同様である。

## 2 農家副業奨励

各府縣は農家經濟の充實を計らんが爲めに、農家副業の奨励に努めてゐる。而して奨励法の主なるものを列記すれば

養蠶組合、貸織組合の奨励

養豚、養鶏、養緬羊及果樹、三椏、杞柳栽培奨励

製繩機、其他副業用機械の共同購入及奨励補助金交付農産物加工

工徳憑

副業技師技術員設置

副業品の販賣斡旋、販賣上の共同組合組織奨励

副業に関する調査研究、講習會及傳習會の設置

副業に関する宣傳—活動寫眞、實演展覽會、競技會、品評會及

製品展覽會

等である。副業奨励施設中の主なる例を示せば

福岡縣副業奨励施設—縣農村課では副業の分布狀況並に勞力利用の狀況調査を爲してゐる。その報告に依れば

調査印刷—年々本縣副業に就き調査を遂げ印刷に付し一般關係者に配布し斯業奨励上の参考に資す

竹製品講習會—本縣は竹材の産出多しと雖も農家の日常使用する農具其他自家の製産を爲す者少く他地方製品を移入しつゝあるの現状に鑑み原料生産地にして餘剩ある地方を選び縣下六ヶ所に開設したが成績良好である。

農産加工講習會—本縣蔬菜中蘿蔔の産額は最多にして加工品は



る澤庵漬は大規模に行ふも時に生産過剰を來し損失を蒙ること少からざるが故に切干割干を奨励す

副業品展覧會—四縣産業聯合大會を機として福岡市に於て開催した

木竹類加工事業—木竹類總産額は一千萬圓に達し木炭竹細工其他副業として適當に加工し収入を得らるべき物に對し補助金を交付す

蕪蘭製品奨励—蕪細工産額は約百三十萬圓に達し農家經濟を助長すも其の消費量は生産額の倍數以上に達するの現況にあり尙蘭製品は筑後地方に於ける好適の副業として漸次發達し其の戸當收入最高三百圓最少五十圓を下らざるの現状なりと雖も之が製織機は従來のものを使用しつつあるを以て其改良は製品の價値を擧ぐると共に生産の増加を來すを以て機械改良に對し補助金を交付す

屑繭整理奨励—養蠶業は本縣農家副業として有望であるが之より生ずる屑繭は斯業の發達と共に益々増加しつつあり、然るに其大部分は廉價を以て製糸業者に賣却され僅に之が加工を爲すに過ぎず、依て屑繭整理講習會を開設したるに對し補助金を交付す

製紙原料植栽奨励—本縣の製紙原料は大部分を縣外に仰ぐ關係上其發達及收益増加上遺憾の點尠からざるを以て之が植栽を奨励し助長を圖る爲め補助金を交付す

土産品奨励—本縣は土産として見るべきもの尠く而も著名なる神社佛閣多く多衆の常に集合する場所少しとせず加之地方住民に

## 第二編 労働施設

適當の職業少きを以て此等地方民の餘剩勞力を利用し土産品の製作を爲さん爲め地方の紹介と利益の收受を爲さんとせり

朝鮮・黃海道・南川養鶏組合規約——南川は戸數約八百戸にして中四百戸は養鶏組合に加入し一戸五十羽乃至百羽の産卵鶏を飼育し養鶏の發達最も著しき地方とされてゐる。今その規約を示せば

### 組合規約

第一條 本組合は養鶏の改良を爲し組合員相互の利益を増進するを以て目的とす

第二條 本組合は其目的を達する爲め左の業務を行ふ

一 種鶏の淘汰配置

二 養鶏の要品の共同購入

三 養鶏産物の共同販賣

四 飼養鶏衛生

五 講習講話及品評會の開催

六 養鶏に関する調査研究

第三條 本組合の所有する種鶏は之れを適當と認むる組合員に預託し其の畜殖をなさしむ、種鶏の預託を受けたる組合員は組合に於て定むる方法に依り飼養管理す

第四條 第三條第一項に依り種鶏の預託を受けたる者は組合員より其の畜殖せる種鶏の請求を受けたる時は正當の理由なくして之を拒むことを得ず

但し此際組合の認定に依り相當價格を其組合員に請求することを得（第五條以下略）



臺中州農事副業調査——五月二十九日各郡勸業主任を招集し調査打合會を開き曩に臺灣總督府で開催せる農事基本調査打合會の事項に就て協議し次の如く決定した。

調査の趣旨

近來農村の疲弊漸く甚しからんとする傾向ありされば農村振興の四字は時代の流行語として上下都鄙に喧傳せらる彼の小作爭議の如きは各種の原因潜在すも其の主要なる原因の として農村經濟の逼迫を數ふるに足らん、故に農家殊に小農家の經濟を緩和することは單に農村振興上重大なる意義あるのみならず、又此種問題の惡化を防止する上に於て至大の效果あるべきを信ず、此の意味に於て農家副業の奨励は刻下の急務なり然るに副業の奨励は利用し得べき餘剩勞力、節減し得べき勞力、或は副業に對する地方の習慣、或は趣味の如何或は副業生産品の販賣の有無利益の程度等實施に就て必要なる事項につきて詳密に究めざるべからず、漫然たる奨励は偶然の場合を除くの他失敗に歸す可きは論なし、此れ本調査を計畫せる所以なり

副業に関する調査

一 農業勞力の繁閑と作物及び時期の關係

- (一) 作物及勞力の關係
- (二) 一年中の農業勞働の繁閑
- (三) 利用し得べき勞力
- (四) 節減し得べき勞力

二 州下副業の狀況

- (一) 副業の種類
  - (二) 種類別従業人員、従業期間、數基、價格、販路
  - (三) 種類別副業に関する趣味性向
  - (四) 副業改善の餘地
- 三 州下に奨励して有望と認むる副業

- (一) 副業の種類
- (二) 作業の難易
- (三) 原料獲得の難易
- (四) 生産品の利益
- (五) 生産品の販路

四 副業參考資料

各州副業現況梗概、内地に於ける副業現況梗概  
 副業活動寫眞貸付——日本産業協會は新しき試みとして副業奨励の活動寫眞映畫を作製し、一回金五圓の使用料を徴し映畫往復送貨は借人の負擔とし、映畫の使用期間は十日間を限度とすこと定めた。映畫種目は宣傳映畫劇——幸助の女二ツの道、嵐のあと、實寫——婦人の手藝、同蜜蜂、同鶏を飼ふ家、同麥稈眞田である。

3 農家經營の改善

府縣は農家經濟助長のため、更に經營改善を企圖し種々なる施設をなしたが、其主なるものを摘記すれば

a 農事經營調査研究



b 改良農具の使用奨励

c 共同耕作の奨励

d 農事小組合（農事改良組合、農事共行組合、農事實行組合）  
組織の奨励

等である。

a 農事經營調査研究

兵庫縣農村問題調査會——三月第一回同調査會は現時農村問題中諸種の重要問題に付き對策を講じ、就中最も重要な問題として「小作料改定法如何」に付て討議したが議論百出して成案を見るに至らず、第二回調査會の基礎案を作製すべく先づ各府縣に於ける小作料改定の事例を調査するの必要を生じた。今その調査の結果を擧ぐれば

調査趣意——近時各地方に惹起しつゝある農業爭議の實況を觀るに凶作又は收支採算上の不償を理由としてその契約小作料の減免額に關し地主、小作兩者互にその主張を固持して譲らず、遂に妥協を見る能はずして、紛争を繼續せるもの比々皆然らざるなし蓋し現在に於る契約小作料なるものは舊藩時代よりの古き慣行を踏襲し來り、明治八、九年頃地租修正當時多少の變更を見たるも、概してそのまゝ今日に至るまで繼承せられたるものにして爾來數十年の永きに亘りその間水利、交通、地味その他の生産要素は勿論所有者の移動等幾多の變遷に伴ひ、其都度小作料に差等を生じ土地臺帳と現地との間に著しき相違を來し、その額千種萬様にし、これを通觀するに頗る公正を缺けるもの多し。之現今惹起し

つゝある爭議の素因をなすものにして、亦將來爭議の禍根を醸成するものと謂ふべし。仍て小作料の公正を期するため、今これが改定調査を行ふことは兩者の分配を公平にして幾多の爭議を未然に防止する上において、最も緊要とするところなるを以て、近時各府縣においてもこれが調査研究を企畫し、或は一般世人の首肯するに足るべき小作料算定上一定の理論的根據を定めんとし、又は從來の慣行を基礎とし、土地臺帳と現地とを照校して新等級を査定せんとする等種々講究しつゝあるが、これが改定は多年の積弊を打破し、しかも兩者の經濟に至大の影響を及ぼすものなるを以て慎重考慮を要すべきは勿論なるも、時勢の要求はこれが講究を促すこと切なるものあるを以て、現在の各地方に於て實施しつゝあるこれ等事例を參酌し、その地方の實情に適應せる方法を選び町村部落等において、自發的に當業者申合せ進んで、これが改定を企畫するの機運を促進すること極めて緊要なりとす。而して今各府縣における小作料改定の事例をその形式に依り類別すれば左の如し

甲 從來の慣行を基礎とする改定方法

(一) 田地一反歩の平年收穫高を調査しその平年收穫高以上の作柄なるときは何割何歩を小作料として納付すること、し平年收穫高以下なる時は減收歩合に應じて減免歩合を協定し置き毎年の小作料となすもの

(二) その町村部落に於いて既往數年間凶作其の他の理由に依り減免し來れる年平均額を調査し、その平均額を契約小作料

より減じたるものを以て、改定小作料となすもの

(三) その町村部落における小作料の割合を調査しこれと他部落町村、郡、縣、全國等の小作料の割合とを比較し、その割合を更訂して改定小作料となすもの

(四) その町村部落における現在小作料は藩政時代より多年の因襲的慣行によるものなるを以て生産條件其他の事情に著しく變革あるを以て現地に付き一筆毎に臺帳と對照し等級の更訂を行ひ改定小作料となせるもの

(五) 前記各項の一、二又は全部を參酌し、地主、自作、小作各階級より調査員を選定し、査定標準事項に付附點又は合議をなし査定の公正を保つこと

乙 收穫高を地主小作兩者の各支出負擔額に應じて按分配當する方法、

(一) 反當總支出額に付き地主の支出額(金利公課)と小作者の支出額(勞賃、肥料、種苗代、農具建物損料その他の生産費)との支出率を求め、これを反當收穫高(數ヶ年平均)に乘じ按分して理論上の小作料を定むるもの

(二) 前項の場合において反當收穫高を算出するに當り、反當玄米收量のみを以て支出率に按分するものと屑米、藁、籾殻等の代金を米價にて除し玄米量に換算し之を前記反當玄米收量に加算せるものを以て、反當收穫高として兩者支出率に按分算出せるものとの二方法あり

(三) 又前記理論上の小作料を算出し之を從來の慣行上の小作

料と比較し、其の差額大なる場合は急激なる變動を緩和するため兩者を合し、これを平均したるものを以て實際上の小作料となすものあり

(四) 又前記理論上の小作料に現在の等級地價、耕作の難易、需要供給の關係其他の事情を加味する必要上、慣行小作料との差額の三分の一を理論上の小作料に加へたるものを以て實際小作料とし、或はその差額反當一斗以上となりたるときは、その差額の半分を初年に四分の一宛を二、三年目の二ヶ年間に加へ、四年目より理論上の小作料に合致せしむる地方あり、

丙 收穫高の内より地主の負擔に屬する公課と、小作人の支出に屬する勞力賃以外の生産費を差引き、殘額を折半して兩者に分配する方法

(一) 地主の收得すべき該田畑の時價に對する金利と、小作人の生産に従事したる勞賃とは、その收益の如何に拘はらず、平等にその分配を受くべき性質のものにして、もし收益多き場合は地主は利廻り多く、小作人は高き勞賃を得ることとなり、又た收益少なき場合は地主は利廻り少なく、小作人は低廉なる勞賃に甘んぜざるべからざるは、同一の事情にあるを以つて先づ收穫高の内より必然支出を要すべき地主の公課、小作人の勞賃を除きたる他の生産費を差引き、此の殘額を折半し、一は以つて地主の金利とし一は以つて小作人の勞賃と見做し、假令その所得尠きも兩者互に隱忍することとし、此の地主の金利に公課を加へたるものを以つて小作料と











支出—苗代二百圓、役牛飼料四十圓、施肥料五百二十八圓（反五圓の割）、俵その他三十圓、勞賃銀三千七百圓（一日一圓とし三千七百人役）、建物農具、土地改良其他千五百二十圓、合計六千八百圓、差引純益金壹千七百十五圓。

滋賀縣に於ける共同經營法—農商務省の試験的企てとして全國各地に大中小三段と全共同、部分的共同の五種經營研究地を指示し、農業全般を綜合統一したる最有利の經營法を研究せしめてゐる。未だ其何れが最有利であるかの結果を知ることを得ないが次に滋賀縣伊香郡東阿農業組合に於けるその實行方法を擧ぐれば

一 共同經營は若干の地主と小作人を一團とし地主は土地及勞力器械を、小作人は勞力を出資（賃銀制度と異る）し共同經營をなす

二 組合員の出資即ち土地、器械、勞力は各々資本として豫め生産結果の分配率を規定し置き、組合員は出資の高に應じ株式會社の株主と同様たること

三 耕耘、植付、收穫等一切の勞働行程並に之が收穫は全部共有とす

四 生産結果の分配は土地、器械、勞力の出資の高に應じて生産年度の終りに精算分配する

即ち之に依れば小作人は被傭勞働者でなく一種の出資者たる小資本家の地位に置かれるのである。従つて凶作の場合に於ける小作人たる小資本家は收穫に應じ出資率から算出され

たる分配を受くることになるかと頗る苦しい立場に置かれることとならう。

共同耕作の利益の方面として、（イ）機械類の購買資本が個人經營より少額にて足ること（ロ）共同生産、收穫共有の結果、水利其他に排他的弊害が除かれること（ハ）勞働行程の不經濟が除かれ能率の向上を充分期待し得るの望みあること（ニ）小作爭議は形を變へて起るべき可能性はあるが、性質と程度は大に緩和される見込であること、等が擧げられてゐる。

愛知縣に於ける五種の共同經營法—上述の如く農商務省の試験的企圖に於ける本縣の共同經營は次の如くである。

#### （一）共同經營

東春日井郡志段味村諏訪原新田 諏訪原新田共營組合

共同人員—地主一名、小作十八名

經營反別—田十八町三反歩

栽培作物及反別—稻十八町三反歩

從來の經營は稻作のみにて耕耘は牛耕、除草は人力、除草機使用刈取は人力、脱穀は輕便脱穀器、糶摺及調製は動力機を使用し地主は土地、土地改良、建物農具及肥料等の農業經營に要する一切の費用を負擔し、小作は唯勞力のみを提供して共同經營をなすもので收穫物は分配制度を以てし、全收穫高を地主六割小作四割を各々分配取得する規定である。而して改善せんとする點は共同作業所の建築、中央道路の建設、糶乾燥機の設置及此地

方に適切なる蔬菜を田にて栽培するにある。

(二) 部分的共同經營

中島郡平和村須ヶ谷 須ヶ谷共同組合

共同人員—自作十四名

經營反別—二十九町(田二十三町畑六町)

作業の種類—稻の脱穀調製—麥の脱穀調製

従来の經營—原動力は石油發動機、機械は柴田式収摺機並に自働脱穀機の各移動式なるものを利用して各共同者を巡回的に組合員四五名宛相助的に作業することになつてゐる。

而して改善せんとする點は從來使用せる石油發動機は二馬力半なる爲之を三馬力に取り換へ、作業行程の増加を計り又動力農具の知識を女子にも普及する爲講習會を開催せんとする。

(三) 中經營

幡豆郡三和村西淺井 辻村五郎兵衛

家族七人(内農業労働家族五人)

經營反別—田三町二反歩 畑一町一反九畝歩 林地一反七畝十

五歩 合計四町五反六畝十五歩

畜牛二頭 養蠶年内を通じて十五枚

改良せんとする點は現在の作業にして機械化し得るものは助めて之れを購入使用し而して其購入せんとするもの、種類及數量は現在に於ては左の如くである。

一 石油發動機一臺、一 動力用収摺機一臺、一 動力用大豆粕削機一臺、一 改良除草器若干である。

(四) 小經營

a 知多郡阿久比村福住 竹内繁太郎

家族八人(内農業労働家族四人)

經營反別—一町一反歩、畑三反四畝歩、合計一町四反四畝歩 畜牛一頭、養蠶年内を通じて八枚

改善せんとする點は(一)新たに經營組織中に豚三頭・鶏二十羽を加へ、而して(二)當農家は稻作及養蠶を主とするを以て夏期は相當多忙なるに引換へ冬期は割合に閑散なるを以てこの期間を利用して優良なる繩鋸器を購入して製繩をなし(三)稻作除草の能率を増進せんが爲に除草器を使用し(四)稻作の脱穀調製は之れを機械化せんが爲に借入れ(附近の所有者より動力機械)使用するにある。

b 額田郡岩津村大樹寺 市川幸次郎

家族六人(内農業労働家族四人)

經營反別—田一町三反三畝三歩、畑五反二畝十五歩 合計一町八反五畝十八歩

畜牛一頭 養蠶年内を通じて二十四枚

改良せんとする點は(一)新たに經營組織中に豚三頭・鶏二十羽を加へ(二)當農家は稻作及養蠶を主とするを以て夏期は相當繁忙なるも冬期は比較的閑散なれば此期間を利用して優良なる製繩機を備へ附けて製繩を行ひ(三)稻作除草の能力を増進し併せて之が労力を節約せんが爲に除草器を使ひ(四)稻作の脱穀調製は之れを機械化せんが爲に附近に之れが動力機を所有するものより借入れ使用するにある。







た處も可なりある。又農業倉庫使用規程及び農業倉庫の新計畫事業の一、二を挙げれば次の如くである。

秋田縣農業倉庫—縣は東京市に對する縣産米販路擴張の爲東京府北豊島郡高田町雜司ヶ谷字西原七〇三へ三百五十五坪の敷地を賃借し事務所及六千俵を容れ得る倉庫を建築した。

香川縣農業倉庫聯合會火災保險經營—五月三日該聯合會は火災に對する倉庫救濟事業を計畫し縣農會樓上は於て委員會を開き縣下の同業者を以て火災保險業の如きを經營し年々支出する保險料を積立て、一朝火災の際は積立金から之を支拂ふといふ提議を採擇した。

### 5 出荷組合の獎勵

東京府出荷組合設立—二月東京府農會は御成婚記念事業として十萬圓を投じて出荷組合を組織し、東京市隣接町村四ヶ所へ共同販賣所を設け、以て農事の改善發達に資せんとする計畫があつた。千葉縣千葉郡共同販賣常設市場—五月三十日郡役所に於て郡農會は農村振興の具體案を議する爲め臨時總會を開き、生産品の販賣を圓滑有利ならしむるべく共同販賣の獎勵特に常設市場を設け各町村農會と呼應して在荷品の豊富をはかり理想的市場建設の協議を遂げた。

高知縣農會販賣購買幹旋規程—五月出荷組合の獎勵として縣農會は縣下産業關係職員會に附議し左記規程の決定を見た。

高知縣農會販賣購買幹旋規程

第一條 本會は縣下農産物並に副業生産物の販賣及農業經營上必要なる物品購買仲介幹旋を行ひ賣買取引上改善を計り以て農業者の利益を増進するものとす

第二條 本規程に依る事業は都市町村農會農業改良組合産業組合又は本會に於て認定したる農業に關する各種團體の委囑に依り取扱ふものとす

第三條 本規程による事業は左の三種とす

一 現品持寄りによる取引の幹旋

二 委囑の方法による取引の幹旋

三 販賣購買に關する調査並に通信

第四條 前持寄取引をなさむとする荷主は本會の指定せる場所に出荷し所定の使用料を納附し取引をなすべし

第五條 幹旋申込者は本會の販賣購買方法並に價額に對し異議を申立つることを得ず

第六條 荷主は本會の出荷通知により現品を發送すべし

第七條 出荷に要する運賃及其他の諸掛は荷主負擔とす

第八條 賣買契約成立後は双方共其の契約を取消すことを得ず若し之を履行せざる時は損害賠償を要求することを得

第九條 賣買契約上必要ありと認むる時は双方より賣買價格の百分の十以上の契約保證金を納付せしむることあるべし

第十條 荷受者販賣を了したる時は遲滞なく代金を荷主に送金通知を本會に送付すべし

第十一條 委囑を受けたる物品に對して勉めて保護を加ふるも雖



も天災事變其他不可抗力の爲め生じたる損害に對しては本會は其責に任ぜず

### 6 旱害救助

今夏旱害地救助施設として府縣は低利資金の融通、若くは唧筒の無料貸與等應急の施設を爲した。其の主なるものを舉ぐれば左の如くである。

大阪府農務課—唧筒二十臺の無料貸與の他に唧筒購入者に對し補助金を交付した。

福岡縣—縣當局は縣農工銀行と協議の上、貸付手續及取扱方法を定め低利資金百萬圓を融通した。

## 第三 農 會

### 1 帝國農會附帝國農政協會

帝國農會及帝國農政協會の會合の主要なるもの、經過及結果を下に述べよう。

第二回帝國農政協會大會—一月二十四日東京鐵道協會樓上に於て開會、全国各地代表者百數十名出席帝國農會副會長矢作博士座長席に着き次の事項を決議した。

宣言—農業の不利と都鄙文化の懸隔のため農民の不安逐年増大し來たり思想動搖して農業に安住せず國家の深憂之より大なるは莫し茲に帝國農政協會總會を開催し健全なる國論を喚起し農政を刷新し農村を振興し以て都鄙併進の實現を期せんことす。

決 議

## 第二編 勞 働 施 設

一 農務省の獨立 速かに農務省を獨立し農政の確立統一を期す  
一 食糧政策の確立 食糧の充實と適當なる價格維持の主旨に適するが如く米穀法並に該委員制度を改正し及農業倉庫の普及を期す

一 農家の負擔輕減 農家の負擔輕減の主旨を以て地租委讓の遂行を期す

一 自作農創設維持 小作農の向上及自作農維持の主旨を以て小農保護政策の確立を期す

一 小作調停法の制定 小作問題は逐年紛糾を増大しつつあるを以て速かに小作調停法の制定を期す

一 小作法の制定 小作者の地位を安定し農村の平和を保持する主旨を以て小作法の制定を期す

一 衆議院議員選舉 來る總選舉には年來主張せる農業に理解ある誠意ある議員の選出を期す

帝國農會米穀法改正運動—二月十四日同會は農商務大臣へ左記意見書を提出した。

### 米穀法改正請願書

農家經濟を安固ならしむるに最も直接にして適切なるは米價を以て安定ならしむるにあり。然るに従來動もすれば米價の變動者く爲に農家の經濟を脅威せること一再にして止らず今日米價を維持する政策として比較的容易にして可能なるは現行の米穀法を適當に改正し以て其運用宜しきを得ること、農業倉庫の普及にありとす之が爲め米穀法中改正を要する最も主なる點左の如し

一 勅令を以て米穀の輸入税を増減若くは免除し得る規定を削除すること即ち第二條中「勅令を以て期間を指定し米穀の輸入税を増減若くは免除し又は」を削除す

理由—米穀法制定以來政府は米價騰貴の傾向あるや直に輸入税の免除を爲したることあるも米穀法制定の際豫期せざりし加州米の輸入ありたる爲め米價の暴落ありたる場合と雖も輸入税の増率を爲したることなし又政府は米穀法は量の調節を爲す目的を以て制定したるものなりと稱するにも拘らず常に米價の低落を圖る爲に關稅の減免を行ひ未だ曾て米價維持若くは其調節の爲めに此の規定を活用したることなし故に此規定により農業保護關稅の効力を變更停止するの權限を政府當局者に委任する時は生業に安んぜず從て國民食糧供給の獨立を危くするに至らん之此の條項を削除せられん事を要求する所以なり

二 買入又は賣渡價格告示に關する規定を削除すること即ち第三條削除

理由—此の規定を存するが爲めに政府は米の買入を爲さんとするに當りて豫定の數量を買入ること能はざるが故に買入に依りて價格の調節を行はざるは勿論政府の聲明する量の調節すら行はざるは米穀法實施以來の經驗に徴して明なり此の規定は米穀法案附議の際貴族院の修正に依り加へられたる條項にして政府及衆議院は此の規定を加ふること好まざりしも速に米穀法の成立を希望したるが爲に不得已認容したるものなれども數年來實施の經驗により不適當なる規定なることは一般に認めらるゝ

處なるを以て速かに削除せられんことを望むものなり

第十五回帝國農會總會—十月二十日より二十三日まで東京に於ける同會事務所にて開催 出席議員及特別議員五十五名參加した。可決したる答申及建議案は次の如くである。

農商務大臣諮問並に之に對する答申

諮問

農家共助共營の精神を鼓吹し農業に關する協力經營を普及徹底せしむる方策如何

答申

一 國民教育の根本的改善を圖ること  
二 農民を自覺啓發せしむる爲適當なる施設を講ずること  
右二項は根本的事業として之れを實行し尙目下緊急の施設としては左記事項の實施を必要なりと認む

- 一 産業組合の普及並に活動
- 二 實行組合の如き小區域組合の普及並に活動
- 三 生産物及消費物資配給組織の整備
- 四 共同作業の獎勵及助長
- 五 共同施設に關する優良なる事蹟を調査し之れを公表すること共に表彰の途を講ずること

建議案

- 一 米穀法改正並に米穀に關する關稅定率法改正に關する建議
- 一 米穀法は米穀の需給及價格の調節を目的とすること
- 二 米穀委員會の委員の數を減し適當に生産者側及消費者側



よりこれを選任すること

三 左の事項は米穀委員会の審議決定を要すること

(イ) 輸入米の數量

(ロ) 米穀の買入、賣渡、買換及其價格並に數量

(ハ) その他米穀法施行に關する重要な事項

四 單に勅令を以て米穀の輸入税を増減若くは免除する規定を削除すること

五 關稅定率法別表中米及粃の輸入税は毎百斤二圓とする事

一 小麥の關稅定率改正に關する建議

一 自作農維持及創設に關する建議

一 政府は自作農維持創設として土地購入又は維持に要する低利資金貸付及利子補給の方法を行ふこと

一 政府より貸付けたる土地購入又は資金の利子は年率三分五厘以下とし償還は三十年以内の年賦拂とする事

一 貸付を受くべきものは自から經營する耕地の購入又は負債の爲自から經營する耕地を維持すること能はざるものに限ること

一 貸付金額は一人(一口)六千圓を限度とし且つ購入地を加算して所有地約田畑一町五反歩を標準とす 但北海道に於ては此限にあらず

一 家族の勞力により耕作せらるゝ自作農畑面積一町五反歩を限度として地租を免すること

一 自作農の創設の爲にする土地の取得に就ては登録税及不動

産取得税を免除すること

一 小作法制定に關する建議

一 農業者負擔輕減に關する建議

一 國稅地租を全廢し若くは輕減すること

二 地方稅制限に關する法律を改正し地租附加稅の制限率を低下すること

三 府縣稅戶數割規則を改正すること

四 他の市町村に住居する土地所有者の不動産に對し戶數割附加稅に相當する特別稅を課すること

五 田畑所得算定の方法を改正すること

六 義務教育費國庫負擔額を増加すること

七 國有財産及國營事業に對し地方費補助の途を開くこと

八 町村に對する國庫交付金を増額すること

一 農業低利資金に關する建議

一 農業倉庫の普及充實に關する建議

一 國庫補助の増額

二 棟數の増加

三 中央倉庫の建設

四 農業倉庫係官の設置

五 低利資金の融通

一 旱害救済に關する建議

一 農村教育改善に關する建議

一 農村社會事業獎勵に關する建議





府縣農會の運動方針及事業施設は帝國農會の決議、従つて又府縣聯合會に於ける決議に基くものにして、大同小異を免れない。即ち米穀法の改正農家の負擔軽減、農業倉庫普及、自作農創定維持等殆どその軌を一にするの觀がある。而してそれが請願書、建議書となつて當局者に提出されたのである。

又農會法の改正に伴ふ各府縣農會の總代選舉改選が行はれた。この選舉には女子も選舉權を有するので、その結果に付ては興味を以て見られてゐた。今全國に於ける選舉の結果を見るに、從來と其趣きを異にし、小作農の擡頭して來たことは注目すべきである。

全國農會數 一〇、六二三  
投票總數 一一〇、五五六

内 譯

自作 四〇、七六三  
自作兼小作 五三、八一五  
小作 一四、〇五九  
其他 一、九一九

以上の外府縣農會で行つた事業の中主要なものを列擧すれば、

愛知縣農會農家相談部創設—七月一日

規 約

第一條 本會に農家の相談部を置く

第二編 勞 働 施 設

第二條 農家相談部は農業經營上必要なる各般の事項に關し農業者の忠實なる顧問たることを期す

第三條 農家相談部を分ちて左記十三部とし各部に擔任者を定め質疑照會に對する應答の衝に當らしむるものとす

第一部種藝、第二部園藝、第三部養蠶、第四部畜産、第五部産業組合及農業倉庫、第六部耕地整理、第七部肥料、第八部農具、第九部山林、第十部教育、第十一部農業關係法規、第十二部家政、第十三部雜、

第四條 農家相談部に質疑照會等をなさんとするものは口頭又は書面を以て本會内相談部係員に申出づべし

第五條 農家相談部よりの應答は總て之を無料とす但し調査のため調査の經費を要する場合は豫め照會の上其幾分を負擔せしむることあるべし

第六條 質疑照會等に對する應答中一般農家に知らしむる必要ありと認むるときは便宜本會報に發表すべし

第七條 農家相談部は前記の如き質疑照會に對する應答の外必要に依り隨時其調査研究せる事項を發表するものとす。

愛知縣農會の衆議院議員選舉に關する飛檄—縣下各農村有權者へ配布せるもの

- 一 農民の死活が決せらるゝ日が五月十日である
- 一 今までの様に農事に縁のない人々を選舉して馬鹿を見るよ
- うなことは練りかへしてはならない
- 一 今度こそは眞に農民の代表者を見つけて腰辨當草鞋がけで



眞劍にやらねばならない

- 一 金で買収されたり情實で引込まれたり戸別訪問で動く非立憲の民として他から見縮られる様なことは絶對してはならぬ
  - 一 農民も立派な立憲的國民であるを立證したい然かせざれば農民の社會的地位は向上する時がない
  - 一 金で動かす情實で左右されぬ國民は一番強い國民であり恐ろしい國民である
  - 一 農村振興の政策は議會に自己の代表者、眞の代議士を送り出すことによつて出来る
  - 一 強い國民には政府も迎合する議會も恐ろしい國民の鼻息を窺ふものなるを承知せねばならぬ
  - 一 政治的に醒めぬ國民は自滅の國民であり選舉權の行使を眞劍にやらぬ國民は自棄の民である
  - 一 農民は飽くまでも自由意志を尊重し自己の權利を擁護せねばならぬ
  - 一 農民が認めらるゝや否やは投する清き一票の上に在る貴き一票は自己の信する人士に投ぜよ
  - 一 農村の興廢農民の消長は五月十日の選舉の成績によつて決せられる
- 吾々の代表者としては農村振興當面の國家政策として少くとも左の各項の實現に勇往邁進する覺悟ある人であらねばならぬ
- 一 農務省の獨立、一 食糧政策の確立、一 農家の負擔輕減
  - 一 自作農維持創設、一 小作調停法の制定、一 小作法の制

定、一 耕地整理の國營、一 肥料の官營、

以上の外縣農會が行つた農村教育施設としては、農政經濟講習會、農村教育懇談會、農村教育研究調査會、農村巡回學校、農事相談土曜學校、農事講習會、農村夜間中學校、移動農民學校、農業經營講習會、農事電化講習會、婦人農事講習會等にして殊に本年は女子農事講習に關するもの二十一件の多きに達してゐる。されば昨年度に於て廣島縣農會が農村女子教育機關設立の建議を當局に提出したることを照應して注目すべき現象であらう。

#### 4 郡市町村農會

本年度に於ける郡市町村農會の施設事業は共に上述せる府縣聯合會及び府縣農會のそれと殆ど大差なく、只その規模の小なるものに過ぎない。郡市農會大會、郡市農會協議會等の決議の如き、又郡市農會の主催に係る農民大會等、何れも府縣農會のそれ以上には一步も出でないといふべく、従つて茲に特筆すべきものは之を見ないのである。若し強て異つた方面を求むれば、山形縣農會經營法研究會（三月二十一日縣會議事堂にて開催）に於ける東置賜郡會小野田氏の提案に依つて之を窺へるであらう。即ち「現在の縣下下級農會の經營は實に困難な状態にあるがこれが救濟のため上級農會の經費は縣の補助を受けて下級農會に對する經費の負擔を輕減するやう」



との提案である。されば下級農會の經營困難は恐らく山形縣のみではないであらう。殊に前述の如く新農會法に依る役員選舉法は全然普選法に従ふものであるから従來の農會内に於ける舊勢力に取つて代らんとする小作階級の新勢力が漸く勃興するの曙光を認むることは郡市町村農會の如き範圍の狭小なる處に於て著しく現はれるであらう。

#### 第四 農村に關する特殊の團體

農村振興を標榜する大小無數の政治團體を擧ぐれば殆ど盡きる處を知らない。併しながらそれらの標榜する處は結局地主若くは自作農擁護以上に出ないやうである。農民聯盟や農村俱樂部の如き比較的大なる團體にしてもそれが農村問題に對する對策は農會或は農政協會のその如く、農務省の獨立食糧政策確立、農家負擔輕減、自作農の創定等にして、特に擧ぐべき事業を見出し難きほどである。

本年度に於て設けられたる特殊團體にして特記すべきは下の二であらう。

有馬農村問題研究所設立—六月十五日

#### 設立趣旨

我が國の農村に於ける社會問題が、各方面の注意を喚起して來たのは、最近數年以來の事であるが、極度に行詰つた農村の實情は都市のそれに比して、更に甚しく切迫したものがあつた。而て、我

が國の農村は特殊の形態を有するが故に、此の問題解決の方策に關してはまた別個の特殊なる研究調査を要し、極めて公正な飽くまで根本的な立場に立つて、問題の根柢を探り其の歸趨を定めなければならぬ。

本研究所は此の趨勢に應じて、我が國農村生活の實情を調査し諸外國のあらゆる制度並に各種の運動の實際を討究し、以て我が國農村問題の根本的解決策を講ぜんとするものである。

#### 有馬農村問題研究所規約

第一條 本所は有馬農村問題研究所と稱し之を東京市赤坂區青山北町三丁目六番地に置く

第二條 本所は左の事業を行ふを以て目的とす

1 農村に於ける社會問題、經濟問題、政治問題並に農業技術に關する研究及び調査を行ふ

2 農村問題に關係ある内外圖書及び資料を蒐集し廣く研究者の便宜を圖る

3 研究並に調査の結果を隨時發表し別に毎年農村問題年鑑を作成す

4 特殊の問題に就きては専門家又は團體に、研究又は調査を囑託す

5 農村問題に關する内外の圖書を紹介刊行す

6 調査研究の依頼に應ず

第三條 本所に左の所員を置く

所長一名、顧問若干名、理事若干名、研究員若干名、研究囑託

若干名、調査員若干名、主事會計一名。

第四條 理事會は所長及び理事を以て組織し本所の經營並に研究及び調査に關する根本方針を決定す

第五條 本所の經費は寄附及び本所の事業収入を以て充つ。會計の監査は所長之に任す

『農業電化農場』—大正九年四月設立、作業開始同十二年十二月愛知縣碧海郡明治村大字和泉信用販賣購買利用組合の經營にあるものであつて、大正十三年度の成績を擧ぐれば次の如くである。

- 一 耕作反別—田三百二十町歩、畑三十町歩、計三百五十町歩
- 一 收支決算

収入之部

圓

粗摺	一、二六八石	四斗二付十四錢	四四三・八〇
精米	二、一六〇石	同	二二二錢 一、一八八・〇〇
精麥	二一石	不定	七・八七
大豆粕粉碎	二、八〇〇枚	一枚二付三錢	八四・〇〇
雜收入			六・五〇
合計			一、七三〇・一七
支出之部			
借地料			三四・七五
電燈料			一六・二〇
給料			五四〇・〇〇
借入金利子			二七五・〇〇
修繕費消耗費及管理費砂代共			一五〇・〇〇

雜支出

三二・五〇

合計

一、〇五二・四五

差引純益 六百七十七圓七十二錢也

第二章 中間階級者に對する施設

中間階級者の問題が喧しくなつて來た中にも、特に下級官公吏員に就いて著しいものがある。昨大正十二年の恩給法の改正に伴ひ地方官廳に於ても之に準じて幾分の改善がなされた。然し乍ら加藤内閣の行政整理によつて、總ての方面の施設が繰延に非ざれば、顧みられないかの觀があり、施設の見べきものはなく、あつたものは彌縫策だけである。

第一 政 府

本年の施設としては

奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正—一月十四日

勅令第三號、功勞加俸給與に關するもの

判任官俸給令中改正—五月八日、勅令第一一〇號、臺灣に於ける警察官の殉死者賜金増額に關するもの

待遇職員俸給支給規則制定—四月五日、臺灣總督府令第三五號

官廳執務時間の改正—六月二十四日、閣令第四號、大正十一年

の改正を更に舊に復したるもの

行政整理による解職者數は正確には知り得ないのであるが實



に一萬數千人に及ぶのであつて、退職手當に就ては前の加藤友三郎内閣時代の軍縮及行政整理の際に於けると同様の標準であるが、今回の整理に就き特に公布された勅令は

判任官俸給令の特令に關するもの十一月六日、勅令第二五四號  
在職一年未滿者増給に關するもの

行政整理に關し職を離るゝ者の歸郷旅費に關するもの十二月一日、勅令第三〇〇號、植民地及千島在勤者への特令

斯の如き多數の知識労働者の失業者に對して、職業紹介のために採つた對策の概要を記せば、

十一月二十五日社會局長官より各地方長官に左の行政整理に因る離職者臨時職業紹介要領同事務取扱細目を通牒し配慮方依頼あり要領は

- 一 行政整理ノ爲離職シタル者ニ對シ臨時職業紹介ノ事務ヲ社會局内ニ於テ取扱フコト
- 二 内閣及各省ニ於ケル人事ニ關スル事務ヲ管掌スル職員及其他ノ職員ニ行政整理ニ因ル離職者ノ職業紹介協議委員ヲ依頼スルコト
- 三 前項協議委員ニハ行政整理ニ因ル離職者ノ調査ニ關スル事務ヲ依頼シ相互協議ヲ遂ケ職業紹介ニ努ムルコト
- 四 中央及東京、大阪兩地方職業紹介事務局ハ各管内職業紹介所ヲ督勵シ全國銀行、會社、工場等各方面ニ涉リ求人調査ヲ行ヒ各相互ノ聯絡ヲ一層緊密ニシテ行政整理ニ因ル離職者ノ職業紹介ニ努力スルコト

## 第二編 労働施設

五 行政整理ニ因ル離職者中農業ノ經驗ヲ有シ又ハ農業ヲ經營スルニ適當ナル者ニシテ北海道移住ヲ希望スル時ハ可成的便宜ヲ與フルコト

六 行政整理ニ因ル離職者ニシテ教員タル經驗ヲ有シ又ハ教員タルノ資格ヲ有スル者ニシテ小學校、中學校、高等女學校、專門學校等ノ教員ニ就職ヲ希望スル者ニ對シテハ之力斡旋ニ努ムルコト

七 市町村共ノ他公共團體ノ吏員ニ就職ヲ希望スル者ニ對シテハ之力斡旋ニ努ムルコト

八 官公營事業ヲ調査シ特別ノ事由ナキ限り行政整理ニ因ル離職者ヲ採用スルコト

九 植民地及海外ニ於ケル職業ノ需要ニ對シ斡旋ヲ爲スコト

十 前各項ヲ實施スル爲各省及地方官公署ノ援助ヲ求ムルコト  
十二月八日右の要領に基て、第一回各省協議會を社會局内に開催す。

十二月十日全國職業紹介所會議

十二月二十四日中央職業紹介事務局より第一回求人連名簿を各協議委員に發送す

十二月二十六日中央職業紹介事務局より全國主なる會社、銀行商店、工場等(従業員百名以上使用)に對し求人開拓の爲依頼狀を發送す。

## 第二 市及其他

名古屋市立學校職員退職慰勞金給與十一月

東京市中央職業紹介所の俸給者専門取扱時間制定—六月

福井市有給吏員退隱料條例改正—六月

朝鮮府吏員退隱條令實施計畫—九月

私立中等學校教員の恩給財團組織計畫—九月

## 第四章 婦人勞働者及職業婦人に對する施設

### 第一 女子一般に對する施設

本年は副業施設が著しく多くあつた。從來副業講習は臨時的のものであつたが、神戸に副業講習所の設立を見るに至つた。

副業施設—大正十二年四月より十二月迄に職業紹介所にて附帶事業としての家庭職業紹介成績は、紹介件數男一八七件、女二、四五五件であつて、職業別に見れば最も多いのは和服裁縫の一、一六八件である。取扱紹介所數は本年末現在十六ヶ所あり。

本年副業に關してなされたものとしては、

大阪婦人會の市電従業員家族に糸編物講習—一月

東京愛國婦人會授産部開始—二月

新潟縣社會事業協會職業紹介所副業獎勵—二月

吳職業紹介所副業講習—二月及六月

京都市職業紹介所副業講習—二月、六月、八月、

名古屋市職業紹介所副業講習—三月、七月、十一月、

神戸市職業紹介所副業講習—六月

東京府家庭副業獎勵會授産場開設—六月

東京四谷の婦人會館の授産部開設—七月

神戸市副業講習所開設—七月

桐生市家庭副業講習會—八月

吳市職業紹介所家庭職業紹介開始—十二月

東京日々新聞社巡回病院の内職指導—十二月

神戸副業講習所規程を左に掲ぐ、

#### 神戸副業講習所規程

第一條 本所ハ求職婦人ニ對シ家庭副業ニ適切ナル職業上ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二條 本所ハ當分ノ内神戸市立中央職業紹介所ニ之ヲ設置ス

第三條 本所講習生ノ定員ハ二十名トス

第四條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 日曜日、二 祝日、大祭日、三 市政實施記念日（六月二十一日）、四 年末、年始（自十二月二十九日至翌年一月三日）

第五條 講習生ハ年齢十七歳以上ニシテ身體強健ナルモノトス但シ十七歳未満ノ者ト雖モ特ニ入所ヲ許可スルコトアルヘシ

第六條 講習生タラントスルモノハ入所願書（第一號様式）ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

但シ定員ヲ超過スルトキハ入所ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第七條 入所ノ許可ヲ受ケタルモノハ保證人連署ノ上誓約書（第二號様式）差出スヘシ

第八條 講習ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス



第九條 退所セントスル者ハ保證人連署ノ上、其旨届出ヘシ

五 場合ニ依リ自宅ニ於テ作業ニ従事スルコトヲ得

第六條 講習生左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ退所セシム

一 操行不良ナルモノ、二 成業ノ見込ナシト認ムル者、三

六 副業ニ従事スルモノハ、ミシン使用料一ヶ月金八拾錢宛其月

正當ノ理由ナクシテ引續キ十五日以上缺席シタル者、

五日迄ニ前納スヘシ

第十一條 講習料ハ之ヲ徴收セス

婦人職業紹介所の開設

第十二條 本所講習科目ハ當分ノ内ミシン科トシ漸次講習科目ヲ

浅草公園職業紹介所の婦人部設置

増加スルモノトス

大阪京町堀婦人職業紹介所開設—十一月、尙同所主催にて十一

第十三條 ミシン科講習期間ハ二ヶ月トス

月十五日職業婦人懇談會を催す

第十四條 ミシン科講習時間ハ毎日午前九時ヨリ午後五時マテト

婦人宿泊所

ス 但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

愛國婦人會の婦人宿泊所及託兒所開設(東京)—六月

第十五條 ミシン科講習生ハミシン使用料トシテ一ヶ月金壹圓ヲ

日本赤十字神奈川支部の婦人宿泊所計畫(横濱)—六月

其月ノ五日マテ納付スヘシ

愛國婦人會本部の夜間女學校計畫(東京)—二月

第十六條 第九條又ハ第十條ニ依リ退所シタルモノニハ既納ノミ

大阪基督教女子青年會の夜間女學校開始—四月

シン使用料ヲ返還セス

大阪市社會部の家庭學園計畫—四月

### 副業講習所規程(授産)

一 講習修了後本所ニ於テ副業ニ従事セントスルモノハ其旨申出

テ許可ヲ受クベシ 但シ講習期間中ト雖モ相當技術上熟練アリ

ト認ムルモノハ副業ニ従フ事ヲ許スコトアルベシ

第二 婦人労働者に對する施設

二 副業ニ要スル用具ハ之ヲ貸與シ材料ハ之ヲ供給ス

婦人労働者中農業従事の者を除外すれば、その大宗たるも

三 副業従事者ニハ製品ニ應ジ工賃ヲ支拂フモノトス 工賃ハ時

のは、紡績、製糸工場及鑛山従事者であるが、此等労働者に

期ニヨリ増減スルコトアルヘシ

對する施設即ち八時間労働制、産前産後の休養、夜業に關する

四 工賃ハ毎月一日、十五日拂トシ其月十一日ヨリ廿五日迄ヲ翌

もの、女坑夫の入坑禁止問題等に關しては少しもなされてる

月一日ニ其月二十六日ヨリ翌月十日迄ヲ十五日ニ拂フ

ないものである。

労働の商品に非ざる事の承認はされても、今日まで此等の

婦人労働者の募集の實際は所謂「人買ひ」の状態であつて、その取締も各府縣異なつて居る、只岐阜縣等に於て、女工供給組合なるものあつて、僅かにこの間の弊害の緩和を計つてゐるに過ぎなかつたが、十二月労働者募集取締令の公布を見、之によつてこれらの弊を矯正する運びになることとなつた。

### 第三 職業婦人に對する施設

職業婦人に對する施設として、最も多くなされたる方面は藝娼妓及び酌婦の生活狀態改善であつて（藝娼妓については社會事業年鑑参照）その他に女教員、女事務員、女中等に就ては官廳からの施設としては見るべきものがない。

看護婦に對して本年なされたものに、

臺灣看護婦規則改正—六月二十六日

京都府看護婦取締規則改正—十月八日、大正四年のものを改正し、看護婦會の規定を定む、

女中に對しては

教養施設—

京都市社會課の第二回女中講習會—一月

兵庫縣明石師範學校の女中講習會—二月

慰安施設—

高知縣須崎町有志婦人の女中慰安會—二月

堺市聯合婦人會の女中慰安會—三月

山口縣宇部奉公婦人會の女中表彰及慰安會—四月

加藤安二氏の職業婦人獎勵慰安會設立（東京）—九月  
又尼崎市立職業紹介所にては二月五日より通勤女中の取扱を開始し、東京府立萬世橋職業紹介所にては家庭婦人調査會を設け、女中拂底難の緩和を計つた。

## 第五章 少年労働者に對する施設

船員の最低年齢及健康證明書に關しては昨大正十二年法律の公布を見本年六月國際聯盟に對しては之が批准の登録をなした。工業労働者最低年齢法は未だ施行期日が確定しない状態である。

本年少年労働者に對してなされた施設は

豊橋市職業紹介所の少年職業指導—三月

東京の中外商業新報社の商工青少年向上助成會開催—六月

三重縣の職業改善徒弟養成規則制定—七月

横濱市職業紹介所の少年部開始—九月

東京府職業紹介所の少年職業相談所開設計畫—十月

## 第六章 海外移民に對する施設

### 第一 政 府

#### 1 對外交渉

移民問題に關して本年位日本人の感情を昂めた事は少ない



であらう。米國移民は千九百七年紳士協約締結後に於ても不  
斷の壓迫を蒙つてゐたが、日本人移民禁止法によつて、本年  
に於ては根本的にその道を斷たれたのである。これに對する  
官民の措置に就いては前編移民の項に於て既に記述した如く  
である。

米國の排日の口實の一とせられた二重國籍問題は漸く日本  
人移民禁止法實施後に於て第四十九回議會の協賛を経て七月  
二十二日法律第十九號として公布を見た。

又伊太利政府の主催で、羅馬市に於て五月十五日から國際  
移民會議第一回總會が開催され、我國からは落合特命全權大  
使及前田多門の二氏委員として出席した。同會議は參加各國  
政府を拘束するものでなく、移民に關する諸問題に就き討議  
審査し、將來各國間の移民に關して發生する諸問題の参考と  
なるべき原則を草案、宣言又は勸告の形式で採録せんとする  
ものである。

## 2 移民獎勵

既記した如く、帝國經濟會議設置され、政府は同會の拓植  
部に對し「移植民の保護獎勵方策」に就て諮問したのであるが  
拓植及社會兩部聯合にて國內移民及海外移民と分ち夫々答申  
するところがあつたが、内閣の交迭あり、後繼内閣に於ては  
之に基いて移民委員會を外務省内に設け、第一回を九月九日

開催し、

- 一 如何なる地方に移民を送るべきか
- 二 如何なる程度に於て、又如何なる方法に依り、移民及之に  
關聯する海外企業の保護獎勵をなすべきか
- 三 特定民間企業會社に對する方針は如何にすべきか
- 四 如何なる機關をして移民事項を管掌せしむべきか
- 五 移民保護法の改正の要否如何

等に就いての審議をなすことゝなつたが、之も具體的の成案  
に就ては年内に知るところがなかつた。

内務省社會局に於ては、二月關東震災被害地方たる東京、  
神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨の各府縣に對し、渡航取扱  
手数料免除及船賃の補助をなし百人を限り募集せしに頗る盛  
況を呈し直ちに満員となつた。又九月分課規定の改正によつ  
て同局職業課に於て移植民の保護及獎勵に關する事務を取扱  
ふことになつた。第四十九議會に於ても移植民保護及獎勵費  
に六十二萬圓の追加豫算を得たるを以て、伯國政府のこれま  
で補助し來れる渡航費の補助を海外興業株式會社を通じてな  
し、大正十三年度に於て三千人の伯國移民渡航の計畫をなし  
た。

## 第二 府縣及其の他

府縣に於ては内務省の補助移民の獎勵に従つて各地に講演



會等を催し、その斡旋をなした以外見る可きものはなかつた。

府縣以外の團體及私人の施設及計畫では

大阪毎日新聞社の伯國移民補助——同社は御成婚記念事業として  
伯國移民二百六十七名を募集し、その渡航費を負擔補助した(五月  
二十九日神戸出帆)

海外移民協會——本年新設を見たる縣は

沖繩縣移民協會設立——十月十四日

長崎移民協會設立——十月三日

海外協會中央會の事業計畫——同會は南米土地組合の組織及び

移住者指導員養成の二つの事業の計畫をなした。

## 第七章 移入民に對する施設

我が國の移入民と言へば、其の總ては朝鮮人であるといふも過言ではない。支那人の労働者の入國に關しては、禁止の狀態にあり、之に就て兩國間に些少の紛議を見たのみであつた。

移入鮮人に對しては各地に於てその調査行はれ、それに據つて對鮮人の施設がなされた。

### 第一府 縣

#### 救濟施設

東京府の鮮人労働者宿泊所設置——二月、東京市外戸塚に建設

京都府社會課長等の鮮人救濟資金募集——六月

大阪府の財團法人内鮮協和會創立——六月九日、事業としては

職業紹介所(三) 診療所(四) 夜學校(四) 宿泊所(三) 慰安及

講演會である。

保護取締

大阪府の鮮人係警官の増置——一月

京都府警察官の鮮語練習——一月

その他十一月二十二日京城に於て内鮮聯合教育大會が開催され大いに教育による内鮮融和が高唱された。

### 第二 公共團體及その他

内鮮融和施設——各地に融和會が設立された、それは朝鮮人を以て主體とするが、有志及官公署の後援指導によつて、その目的を達せんとするもので、本年に設立され、又は計畫されたものは

日鮮融和講演會——一月、岐阜縣高田町にて、

同——二月、群馬縣高崎市に於て

大阪内鮮人協和會主催講演會——二月、

内鮮融和同心會設立——四月、宮崎縣岩井川村

門司市朝鮮人共榮會設立計畫——八月

日鮮融和會設立——九月、八幡市

高野山鮮人佛教會——九月

岐阜多治見鮮人共濟會發會——十二月



教化施設——上記の大阪内鮮協和會その他の團體にて夫々行つて居るが、其他に於て本年特にこの爲めになされたものは

廣島鮮人勞友會の夜學開始——一月

神戸三一キリスト教青年會の鮮人教化音樂會——二月

救世軍關西聯隊の鮮人に日語教授——大阪にて

廣島市内キリスト教關係學校の鮮人教育計畫——十二月

居宅施設

黃亞會設立——八月神戸市に設立され、簡易宿泊所及職業紹介を行ふ。

鮮人同志會の無料宿泊所計畫——十月、八王子市に

京都共助會の無料宿泊所計畫——十一月、朝鮮勞働共助會の事

業を引き繼ぐもの、

慰安施設

神戸兒童學會の第二回鮮人兒童招待——九月

東京日々新聞社主催在京鮮人慰安活動寫眞會——九月

## 第三編 勞働者運動對策

本編に於て取扱ふ勞働者運動對策とは、政府及び第三者の立場にあつて爲す、公私團體或は個人の政策の範圍を意味し、その政策の經過の概略を叙し以て我國現時の勞働對策を

### 第三編 勞働者運動對策

窺知せんと欲するものである。

勞働運動の徐々乍らも、確固たる進展につれて、政府當局の對策も亦變化せざるを得ないのであつて、本年に於ては種々の方面に此變化を見る事が出来る。即ち第六回國際勞働會議勞働代表選出に勞働團體を選出母體とし、その勞働團體に就ては「勞働團體とは其目的中に勞働條件に關する事項を包含すと認めらるゝものを指す」との見解を指すこととなり中央職業紹介委員にも勞働團體よりも、任命せる如きがそれである。又勞働組合法案勞働爭議調停法案等の立案があつたが、政界の動搖財政緊縮及び其の他の理由から、小作爭議調停法の實施せられたのを除いては、各種法案は何れも議會に上程せらるゝ事なく却て治安維持法案の上程を見る様な情勢であつて、從て政府當局の對策の公表されたものは僅少であつて、主として、新聞紙上に喧傳せられた事を綜合して記述するに止まらなければならぬ。

## 第一章 工・鑛・交通業勞働者運動對策

### 第一節 勞働爭議對策

政府特に内務省社會局にては本年の勞働爭議に鑑みて公益事業に勞働爭議調停法の制定を必要とする議論が旺んであつた程で、勞働運動に對する政府の方針は漸く從來よりやゝ理

解あるものに近づいて来たやうにも感ぜられる。八月十三日  
 全國警察部長會議の際に於ける内相の訓示に見るに、

警察部長會議に於ける内相の訓示と労働運動に關する協議——

「財界ノ不振ヲ極ムル現下ノ狀勢ニ於テ屢々労働爭議ノ發生ヲ見ルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ、資本、勞力ハ生産ノ大要素ニシテ、其一ヲ缺如シテハ生産ノ發達ヲ望ムコト能ハス、故ニ勞資ノ協調ハ最モ望マシキ所ニシテ、財界ノ現狀ハ特ニ其ノ緊要ヲ感セシム固ヨリ大量生産ノ行ハル、今日ニ於テ資本家ト労働者トノ間ニ爭議ヲ生スルハ己ムヲ得サル所ニ屬スルモ、職ニ内務行政ニ在ル者ハ、其ノ間極メテ公平中正ノ態度ヲ持シ執レニモ偏スルコトナキヲ要ス、労働爭議ノ發生シタル場合ニ於テ往々警察權ノ執行緩漫ナルヲ非難スル者アリ、勿論安寧ヲ害シ秩序ヲ紊ル者アラバ嚴ニ之ヲ處分シテ假借スルトコロアルベカラスト雖モ、労働者ノ規律ヲ守リテ、同盟罷業ヲ爲ス場合ニ在テハ濫ニ警察力ヲ以テ壓迫スベキニアラス、唯労働者ニ非サル職業的煽動者カ徒ラニ同盟罷業ヲ教唆スルカ如キハ斷シテ之ヲ容スヘカラス、又交通瓦斯電氣ノ供給等一般公衆ノ日常生活ト緊密ナル關係ヲ有スル業務ニ從事スル者カ同盟罷業ヲ爲シタル場合ニ於テ、當該官廳カ公衆ノ利益ヲ擁護スル爲、機宜ノ處置ヲ取ルニ對シ世上或ハ官憲ノ干涉壓迫ナリトシテ、之ヲ非難スル者アリト雖モ、此ノ種性質ニ屬スル從業者ノ同盟罷業ハ直ニ公衆ノ日常生活ニ對スル脅威トナルヘキヲ以テ、此ノ如キ場合ニ於テ公衆ノ利益ヲ擁護スルカ爲相當ノ手段ヲ講スルハ當然ノ事ニ屬シ、又固ヨリ官憲ノ職責ナリト謂ハサルヘ

カラス」

と述べ、會議に於ても「警察部長側から現在労働組合法が制定されてないに拘らず、政府は事實上之を認めてゐるため労働爭議の起つた場合の立場に困難を感ずる故政府は労働組合法労働爭議調停法を制定されたい」との提議があつた。

労働爭議調停法案の立案——前年來社會局が議會に提出せんとして立案しつゝあるのであるが、本年十月内務省參事官會議に社會局提案の要綱として傳へらるゝ所に依れば、

一 一般産業における爭議調停に關しては任意主義を採り、爭議當事者双方合意の申請ありたる時に、調停機關に付議する。

二 交通機關、電氣、水道、瓦斯、郵便、電信、電話等の公益的事業に於ける爭議に關しては内務大臣又は府縣知事が必要と認めたる場合に爭議の兩當事者に對して、調停機關に付議する事を得。

三 調停の申請は行政官廳に之を爲し（この點小作調停法と異なる當事者の一方より申請を受けたる行政官廳は他方の當事者に之を通告し双方の同意を得たる上一定の期日を設けて調停機關の組織を命ずる。

四 調停機關は兩當事者の代表委員各二名と中立委員二名を以て組織する。

五 調停委員は必要なる調査を爲す權能を有する。

であつて、之と共に社會局は治警第十七條を削除するを主張



し、政府一般は之に反対せる爲めとも、又他の理由よりとも傳へられ、遂に議會に提出せらるゝ迄に至らなかつた。

## 第二節 労働運動対策

### 第一 政 府

今日迄屢々問題となつた、治警第十七條に就ては、今年は第六回國際労働會議に於て、我國労働代表より、團結權確立の決議案の提出となつた。斯る情勢に對し政府當局中特に社會局に於ては、之が削除の意嚮を有するやに傳へられたが事態は却て反對なる現象を呈し、治安維持法案が第五十議會に提出さるゝ事となつた。

### 第二 府 縣

府縣に於ける社會運動に對する態度は依然舊の如くであつて今年中行はれた主なものは、

警視廳團體係の新設——一月、從來の労働係のみにては不便多しとなし、團體係、要視察人係、屋外労働者係、工場係、失業者係、庶務係の陣容を以て取締ることとした。

兵庫縣警察部の労働學校臨監——労働團體の主催する労働學校又は講習會に警官を臨監せしむることとした。

鳥縣根警察犯處罰令公布——十一月縣令第三十四號

### 第三節 労働組合対策

#### 第三編 労働者運動対策

### 第一 政 府

我國には未だ労働組合法はないが、労働組合が實際には承認せられてゐる現状にあるを以て政府は大正九年來組合法を制定せんとしてつゝあつたのであるが、本年内務省社會局に於て立案され、内務省參事官會議等に於て審議の結果成案として傳へられし法案の要點としては、

- 一 労働組合は労働條件の維持改善組合員の救済修養その他共同の利益を保護増進するを以て目的とする労働者十五人以上の團體またはその聯合を云ふ
- 一 労働組合の代表者は組合設立の日より二週間以内に組合規約を添へて事務所々在地の地方長官に届出づること
- 一 組合規定には組合の名稱、目的、組合員資格、加入、脱退、總會、機關、組合費、會計、財産管理、事業、規約變更等に関する事を記載すること
- 一 組合は事務所々在地で設立登記をする事が出来登記した組合は法人となる。
- 一 労働組合には所得税及登録税を課せず
- 一 雇主または使用人は労働組合員たる故を以てこれを解雇し組合の加入脱退を雇傭條件とする事を禁ずる
- 一 地方長官は必要な場合は労働組合の事業財産及事務に關して報告をなさしめ主務大臣及び地方長官之を監督する
- 一 既成組合は本法施行後一週間内に組合規約を添へて事務所々在地の地方長官に届出ねばならぬ



一 治安警察法第十七條は削除する

であつたが、その影響するところは、民間工場のみならず官營労働者にも影響するを以て、各省に之を諮りしに、海軍省及び遞信省方面は賛成なるも、陸軍省、大藏省及農商務省側の不賛成特に農商務省に於ては産業行政の立場より、不賛成を唱ふるものあり、之も議會に提出を見る事が出来なかつたと言はれて居る。

第二 公私團體

労働組合法案が新聞紙上に於て發表せられたが、政府内部に於ても確定案が出来なかつた關係上資本家團體にては日和見主義の態度を持してゐた。

日本労働總同盟の態度——大正九年發表の内務省案に對しての修正意見及次の立法原則を示した。

- 一 労働組合は有るが儘に之を認むること
- 一 目的を限定せざること
- 一 届出を自由にする事
- 一 損害賠償責任を免除すること
- 一 一般法律に反せざる限り其の行動に干渉せざること
- 一 治安警察法第十七條の削除

社會政策學會の第十八回大會——十二月六日、大阪に於て「労働組合法」に就ての研究報告をなし會員及會員外の討議が行はれた。

福田徳三博士 労働者結合の初期はフレンドリー・ソサイテイであつたが産業状態の變遷に伴つて共同の利益を主張する爲の臨時的な團體となり、更に永久的の組合となつてその性質も漸次相互扶助より資本家相手の喧嘩の團體と變じて來たのである。斯く團體の目的が共同の利益を増進するにあるからには、その手段である罷業權が認められなければ無意義である。然るに法律が罷業權を認めることになるに他の各種の契約についても義務の不履行を法律は認めるかといふ疑義が生じ此の疑義に對しては未だ解決が與へられて居らない。ストライキは元來夫婦喧嘩のやうなもので離れたくてするのではなく一緒に居りたいがといつて今の儘ではイヤだといふのである。ところが我國の現状ではストライキは禁止されて居らないが、ストライキに至る道行きが治安警察法第十七條といふもので禁止されてるやうな暖昧な状態にある。我國に労働組合法を制定するには政府は先づコレを廢止せれば誠意あるものさはいへない。而して組合は第一に劃一主義を排し職業の種類或は労働者であるさ否さを問はず、組合員たらしめることである。第二に組合の法人たることと否さは組合自身の希望に任せ法律では規定せぬことである。第三は組合の行爲によつて蒙る損害に對し組合に損害賠償の責任を負擔せしめないことである。第四に組合に加入せぬことを條件とするが如き雇傭契約の締結を無効とすることである。

永井享氏 今日の時代は労働組合法制定に最も適したものと考



へる、速かに労働組合法を制定すべしとの主張の下に労働組合法の由來及び特長、資格機能、組織目的を比較研究したい（こゝで詳細に歐米の實例及び法令を引用し）現在存在するところの法律觀念或は個人思想では律することの出来ない新しいもので、截然と私法的のものとも公法的のものとも斷言することの出来ないのを特長とする組合立法は組合の此の特性に合するやうに法律を制定すべきである。

高野岩三郎博士 外國の労働組合法を論議することは、勿論重要なことには相違ないが、私は我労働者が組合法に對して如何に考へて居るかといふことを實際について研究して見たい、從來甚だしい時代遅れであつた我が政府が近來幾分進歩的となつたのに伴つて労働組合も今までのやうに徹頭徹尾政府に反抗するといふやうな態度を避け、組合法絶對拒否の態度を緩和して來たやうである。さうだといつて、未だ歡迎的態度に出て居ないことはいふまでもない之れは我が政府が、今日までの労働政策を誤つた結果に外ならない。治安警察法第十七條を巧みに運用して抑壓し來つたがためであつて第一義的のこの問題が解決されない以上、労働者が政府を信任するやうなことはないのである。私は現在をもつて労働組合法制定の好機だとはせない。組合法制定の前提條件として第一に治警第十七條を撤廢し、而して後に第二に組合法案を公表し一般の意見を發表せしめて後制定すべきであると思ふ。福田博士の主張された四つの要點には賛意を表するものである。

## 第二章 農業労働者運動對策、小作

### 爭議對策

#### 第一 政 府

小作爭議に對する政府の對策として最も注目すべきものは小作調停法の制定である。以下之に就き經過を述べるであらう。

##### 1 小作調停法の議會通過

去る第四十六議會に一度提出せられたる小作調停法案は、不備の點多く審議未了の儘に握り潰しの厄に遇つたことは、既に昨年度本年鑑（五二二頁）に於て述べた處である、今次加藤内閣に於ては之が不備の點を補正し、第四十九帝國議會に政府案とし七月五日衆議院に上程するに至つた。衆議院に於ては議長指名の二十七名の特別委員付託となり、更に特別委員會に於ては熊谷直太氏を委員長に舉げ、慎重審議之を可決し、七月九日衆議院を通過し、同十三日貴族院をも無事通過するに至つたのである。

##### 2 小作調停法と其の實施

貴衆兩院を通過したる該調停法は勅令第二百二十八號を以て大正十三年十二月一日より之を施行する旨の公布あり、且つ小作調停法附則第二項の規定に依り同法を施行せざる地區を左の如く指定した。



長崎縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、鹿兒島縣、沖繩縣以上九縣。

尙ほ、農商務省に於ては同法實施に伴うて農務局内に小作課を設置した。又専任小作官の官制が作られた。即ち

農商務省所管

小作官（奏任）四人、小作官補（判任）四人

内務省所管地方廳

小作官（奏任）二十人、小作官補（判任）二十八人

司法省所管

判事三十人

である。因に是等の人事費計三十二萬圓が計上されてゐる。

次に同調停法は本年鑑末尾「労働法規」参照。尙ほ又、今回の調停法と曩に第四十六議會で握り潰しになつた法案との主なる相異を擧ぐれば

(一) 勅令をもつて指定する地區に同法を施行せざる事

(二) 當事者より手数料を徴収する條項を削除したる事

の二大相違點であるが、此外同法第二條の不當の申立に對する却下の條項、或は又地方有力者等に勸解を依頼するが如き點も前法案との相違とすることが出來よう。

調停法適用の成績は實施後未だ日淺きを以て、こゝに報道するを得ない。

### 3 小作調停法に關する各團體の意嚮

#### (イ) 日本農民組合の意嚮

##### 反對聲明書

政府は今期臨時議會に於て、小作調停法なるものを提出した。我等は全日本小作人の立場から之に對して反對するものである。其の理由は左の如くである。

一 現代農業經濟制度の上に於ける地主小作人間の分配の不公正は、小作人をして極めて劣等の地位に沈淪せしめて居る。生存の爲に分配の公正を求め小作爭議は年々激甚を極めて行くであらう。然しながら小作人に取つては分配の公正を期する前提に耕作權確立の問題をもつて居る。之なくば地主に對する小作人は獅子に於ける兔に等しい。然るに此の耕作權確立の問題を解決せず之を現在のまゝにして兩者間の爭議を調停せんとするが如きは全く不平等の地位に於ける小作人を故意に壓へんとするものか然らずんば、極めて彌縫的な一時の糊塗策に過ぎない。然るに政府は、彼の借地借家調停法に倣つて斯くの如き法案を提出したけれども、へ農村の小作爭議を借地借家の紛議と同一視せんとするが如きは短見も甚だしき謂はればならぬ。

二 近來の小作爭議の實狀を觀るに、常に數十人又は數百人の關係を有し然かも多くの場合は小作人は農民組合に據り、地主は即ち地主組合に據つて居て、全く組合對組合の爭議の觀がある。斯くの如きは農業經濟組織の上より觀るも又近時の團體思想の上よりも到底免れ難い趨勢である。然るに政府は



嘗て小作人の組合なるものを公認せず、耳を掩ふて避けてゐる。今之を該法案に徴するも政府は暗に我が日本農民組合の運動を阻止し、又は小作人の組合組織を防歴せんが爲に、殊更斯かる法案を出したるに非ずやとまで思はしめるものがある。兎に角組合を無視する調停の如きは實情を去ること遠くその目的を達することを得ずして徒事に終るであらう。

三 如上の理由よりして我等は今回政府の作成せる小作調停法案に對し斷乎として反對するものであるが、殊に案そのもの、内容を仔細に點檢するに當つては、益々反對の意を強ふせざるを得ない然し乍ら我等は其の詳細に涉る批評に就ては之を別に發表する茲に取敢へず反對の意を聲明す。

大正十三年七月六日

#### ロ) 兵庫縣農會側の意嚮

本法は政府と農會と會議の結果作成せられたるもので所謂官民合同の法案なれば、最も適當なるものと謂ひ得るのである。元來小作人は民法に規定する永小作或は賃貸借に依り契約し來りたるものであつて、今回の小作調停法に依り間接的に小作權を確認せられ、此の確認を前提として調停せらるゝものであるから此の點が小作人に取り大に利益である。然し本法を以て爭議の根本的解決策と謂ひ得べからざるを以て、政府は本法を一時應急策として近く根本解決に資する小作法の確立を急がなければならぬ。

#### (ハ) 地主の一般的意嚮

從來爭議の頻發せる地方の地主は前記農會側と同意見にして大體に於て賛意を表したるも、爭議の比較的少き丹波地方の地主の如く、本法の實施が却て一般農民を煽動し、之が導火線となりて爭議を誘發するに至るやも計り難く、又從來の裁判の如く多くの經費と永き日子を要し双方共倒れに至るやも計り難しと杞憂せる者も尠くなかつた。

#### 第二府 縣

小作爭議に困惑してゐる多くの府縣は、これが對策に腐心してゐる。左にその一端を掲げよう。

三重縣爭議對策諮問答申——三重縣では縣下八郡に對し爭議の現況及び現に實行せんとする對策に對し諮問を發したが、その答申は次の如くである。

鈴鹿郡——農會に社會事業主事を新設し技術員と協力研究して専らその衝に當らしめんとすること。

安濃郡——農家組合をして水稻豊凶査定試験を實施せしめ分配に關する争點解決の一助たらしむること。

一志郡——各町村農會に農事委員會を設置せしめ、之が解決に當らしめつゝあるも若し町村農會に於ける調停不能に終りし場合は郡農會に於て農事委員を組織すること。

飯南郡——町村農會に農業振興委員會を設置し同會協調委員部

に於て解決に要する資料を調査すると共にその調停に當らしむること。

多氣郡——爭議發生の都度地主及び小作人の代々者を集め郡は町村係員と共に懇談的に仲裁せしむること。

度會郡——耕地整理に、分合交換農業經營法の改善指導に努むること。

阿山郡——各町村に農業協會を設置し備荒貯蓄を實行せしむると共に爭議の解決に當らしむ。

名賀郡——爭議發生地にして生産物分配の上に均衡を欠するものは之が緩和を圖らしめ他面農家經濟の圓滑を圖ると共に思想の善導に努むること。

兵庫縣農村問題調査會議——本縣では小作爭議の對策として調査會を設立し、廳外委員として關係團體代表四名地主自作より各十名合計三十四名を委嘱し三月六日縣廳に於て委員總會を開き、次の六項目を附議した。

一 小作慣行改善に關する事項

- (イ) 小作契約の形式に關する件
- (ロ) 小作契約の期間に關する件
- (ハ) 小作料の納め方に關する件
- (ニ) 小作料の定免に關する件
- (ホ) 小作料の納期及滯納利息に關する件
- (ヘ) 小作地の轉貸及小作權の賣買に關する件
- (ト) 小作契約不繼續の豫告に關する件

(チ) 小作料納入の際に於ける逕應等の慣習に關する件

二 小作料算定の規準方法に關する事項

三 凶作時の小作料減免方法に關する事項

(イ) 豫め地方毎に小作料減免歩合を協定し置くの件

(ロ) 毎年度一定の保險貯蓄を爲し置くの件

(ハ) 標準田を設置するの件

(ニ) 凶作に依る減免問題に對する解決案の件

四 小作爭議調停機關設置に關する事項

五 共同作業の獎勵に關する事項

六 農村の思想及風習の善導に關する事項

産業組合の小作管理——此案は埼玉縣林商工課の發案に係る。即ち産業組合は地主より土地を借り、更に之を組合員たる小作人に貸與し耕作せしむるものである。同様の案は滋賀縣及び三重縣に於ても主張されてゐる處である。

小作調停會設置——兵庫縣、鳥根縣は共に之を設け調停委員として、地主自作農小作人を均等に選出し、郡町村技術員若干名を補助機關とするものである。

思想善導提唱——小作爭議の根本核心は思想の動搖にあり、爭議に對する對策は従つて思想善導にありと解して、山形縣社會課富山縣當局は一郡に四、五ヶ所宛思想善導講演會を開催すると謂はれてゐる。

小作爭議防止策と應急策——鳥取縣に於ては對策協議の結果左の決議をなした。



## 防止策

- 一 生産増加生産費節減の方法を一層普及奨励すること
- 二 町村農會は農事改良組合をして毎年米の生産調査を實行せしむること
- 三 農事改良組合をして地主小作共同の備荒貯蓄米の規定を設け實行せしむること
- 四 自作農の創設を一層奨励指導すること
- 五 小作爭議發生の兆ある地方には地主小作協調會を設けしむること
- 六 農民思想の善導に努むること

## 應急策

- 一 作柄不良の年は地主小作をして立會收量調査を行はしむること
- 二 町村農會は地主小作兩者の間に於てなるべく解決するやう斡旋に努むること
- 三 地主小作間に於て協調不能の時は町村農會、農事改良組合は協調委員會を開き之が衝に當らしむること

## 第三 郡市町村

郡市町村の小作爭議對策は政府及び府縣のそれを單に小型にした丈で、特に異つたものに接し得なかつた。分益制度思想善導施設、協調團體の奨励等悉く府縣のそれと異なる處が

## 第四編 労働問題關係調査

ないのである。

## 第四 農會

府縣、郡市町村の農會が小作爭議對策の攻究に焦慮したることは當然であるが、然し特に妙策もなかつたやうである。併しながら農會が爭議調停の機關を以て自任し、作柄の審査小作料の査定、共同耕作の奨励、自作農の創設、爭議協調審査會の設立、協調團體組織懲懣其他篤農家懇談會等に活動したことは見逃すべからざる事實である。

## 第四編 労働問題關係調査

從來迂遠なる一部専門家の仕事と見なされたる調査が前般の施設、對策の基調とせられ、それが政府當局者又は業主のみならず、労働者自身も運動主張の根據を調査によつて一層の堅實なる根柢を得んとする傾向が現はれたことは、十月十日には労働統計實地調査が政府によつてなされ、とともに、又一方には労働者自身の組合調査が行はれたに徴して明らかである。が然しその結果の發表が遅延する状態であることは遺憾である。

茲には労働問題に關する主要の調査にして本年中に行はれたもの並に前年に行はれたもの、結果の發表を得たものに就て目次的のものを舉げて置く、尙は巻尾附録の調査及統計書目次を参照せらるれば一層便利と思ふ。

## 第一章 労働者一般に關する調査

社會局第一部に於ては本年一月より労働時報を毎月發行し國際労働問題、労働者保護、労働衛生、労働運動、工場調査、調査統計等の諸問題に就ての有益なるものを發表しつゝある。同局統計課よりは労働統計時報第一號及労働統計要覽、賃銀物價米價並に家賃の變動狀況、職工鑛夫の賃銀に關する月別調査等を發表しつゝある。

### 第一 失業調査

前年度年鑑に記したる神戸市に於ける臨時失業調査は本年五月集計を終り發表された。

東京市中央職業紹介所の失業調査——本年一月中旬より二月中旬に亘り求職者約一萬三千人に就き個別的記入票によつて、各求職者の前職、希望職業、失業原因、失業期間、家庭關係等に就て調査しその第一期を十一月發表した。

大阪府社會課の失業調査——大阪市及接續町村の五の工場地方の男子失業者に就て二月二十日大阪職業輔導會及方面委員と協同

して行ひ七月小冊子として結果を發表した。

### 第二 労働移動調査

労働力の需給の調節を圖ると同時に失業者救濟農民離村對策等の爲めに労働移動の問題が可成りに重大さを加へて來たために各地でその調査が行はれたが、その中重なるものは廣島縣社會課の大正十二年末現在の労働移動調査、北海道廳の季節的移動労働者に關する調査等である。

### 第三 生計調査

本年に於て新たに着手せられたるものは少なかつたが前年に於ける調査が發表せられるに至つた。その中主なるものを舉ぐれば、

「職工生計狀態調査」——内務省社會局健康保健部發表、之は従前農商務省にて大正十年主要鑛山及工場地方に於て調査し社會局にて整理を引繼ぎ發表するに至つたものである。

「本邦職工の生計調査報告」——協同會調査課、は大正十年六月より同十一年五月に亘り、全國各地方職工二百九十一世帯に就て調査をなし、その概報を社會政策時報第四十號に發表

「本邦俸給生活者の生計調査報告」——協同會調査課、前者と同様の期間に於て三百六十世帯に就ての概報を社會政策時報第四十



#### 一號に發表

因に前記二調査は調査を完了し大正十四年三月一纏となし發表した。

「本邦に於ける生計調査の概要」——榊原平八

社會政策時報第四十六號に於て今日迄本邦に於て行はれた諸調査の紹介をなしてゐる。

「常備労働者生計費調査」——名古屋市社會課

大正十二年三、四月に四百二家計に就ての調査を行ひ本年三月發表した。

「奈良市社會課の労働者並俸給生活者家計調査」——は七月行はれた。

協同會の「第三回全國家貸調査」——結果が發表された。

#### 第四 庶民金融機關調査

大藏省にて調査中の庶民金融機關調査の内市街地信用組合に關しては、大正十二年度概況が本年十月銀行局より發表せらるゝに至つた。その外、本年新たにこの方面の調査を開始せられたのは東京市政調査會のそれであつて、

一 公益質屋調査

二 庶民金融調査（貯蓄銀行）

三 市街地信用組合調査

の三に就て十月より調査を開始した。

#### 第五 産業組合調査

大原社會問題研究所の第五回全國消費組合調査——その結果の概要は本年鑑に載せてある。

#### 第六 保健衛生調査

大正十三年度に於ける保健衛生實地調査計畫の府縣は警視廳、大阪、兵庫、栃木、三重、静岡、滋賀、長野、福島、山形、福井、富山、鳥取、島根、徳島、愛媛、福岡、熊本、沖縄にして、又特殊範圍に於ける保健衛生に關する調査計畫としては警視廳、神奈川、岡山、福岡である。

「大阪市の保健衛生調査」——本年鑑大正十三年版記載の本調査は本年四月より實施を見た。

#### 其の他

大阪市社會部の「労働調査」

キリスト教産業青年會の東京府下三河島の社會地圖の作成  
社會局の震災調査報告

#### 第二章 工・鑛・交通業労働に關する

#### 調査

#### 第一 労働状態調査

昨大正十二年十月十日を期し行はれる筈であつた。我國最

初の第一回労働統計實地調査は震災の爲一年の延期となつたのであるが、愈々本年十月十日を期して全国的に行はれ、その結果は行政改革の爲社會局の手を離れて内閣統計局に於て集計發表せらるゝこととなつた。(調査關係法規等本年鑑十三年版参照)

その他に於ての調査は左の如くである。

協調會の『本邦製絲労働事情』——桂泉報告 製絲労働の一般的雇傭状態、勤続、移動、就業状態、賃銀、業主の施設等に就き社會政策時報第四十、四十一、四十二、四十三號に發表

同『本邦硝子工業労働事情』——吉田寧報告 社會政策時報第四十五號に發表

同『本邦電車従業員労働事情』——岡得太郎報告 社會政策時報第四十七、八、九號に發表

『北海道に於ける労働統計實地調査の結果』震災による影響を免れたるを以て大正十二年十月十日に行つたものに就て發表した。

大原社會問題研究所の『東京に於ける機械工業の熟練職工としての仕上工並に旋盤工の賃銀調査報告』——大正十年五月より六ヶ月間に亘り、八十七人の職工に就き調査を行つたものであるが職工側の記入によつて民間でなされたこの種の調査としては相當の意義を有するであらう。

内務省社會局の『硝子工場及麵麩工場に関する調査』

大阪市社會部調査課の『硝子製造従業者の労働と生活』

産業労働調査所の労働状態調査 十月に行ふ豫定のところ準備の都合で之を明年に延期した。

鐵道省の交通労働者調査——同省では交通労働政策の根本方針樹立の爲私設鐵道従業員の現状調査を東京、大阪、京都、神奈川兵庫、愛知、福岡所在の會社に宛て依頼した。

## 第二 工場衛生調査

内務省社會局に於ては國際労働總會の勧告に促され工場監督の方面にも注意を拂ふ様になり、各種の労働衛生に對する調査をなし發表してゐる。その中主なるものを舉ぐれば次の如くである。

坑夫ヨロケ病及ウイルス病に関する調査

鎖接作業の人體に及ぼす影響に関する調査

硝子工場の衛生状況並従業者の身體に関する調査

麵麩業者の疾病並衛生學的考察

醸造工場樽工の職業性皮膚炎及發育變異

その他にては

長野縣工場課の『縣下職工疾病死亡調査』等あり。

## 第三 労働運動調査

労働運動が外來思想の翻譯と解せられた時代は過ぎ去つたので各方面にこの種の調査も可成り多くなつて來た。その中



主なるものは次の如くである。

大阪市社会部調査課の「最近労働爭議顛末」の調査

同「大阪市を中心とする労働組合運動」調査

協同会の「本邦労働運動調査」

産業労働調査所の労働組合調査——九月末に於て全国の労働組合に就ての調査が労働者自身の手によつて行はれた、因にその一部は大正十四年に發表した。

#### 第四 待遇及保護施設調査

協同会の本邦産業福利施設概要の調査

東京府の職工の福利増進施設の概要

### 第二章 農業労働に関する調査

#### 第一 農業経営調査

大正十二年度より五ヶ年の繼續事業としての農業経営調査は本年度も亦帝國農會を通じ左の範圍で行ふ事となつた。

一 大經營（十町歩以上）九ヶ所

一 共同經營十町歩以上主要作物全部のもの八ヶ所以内、同部分のもの四十六ヶ所以内

一 中經營（二町歩以下）九十二ヶ所

一 現狀調査五十ヶ所

農商務省の農場利益分配事例調査——労働力の不足の爲北九州

#### 第四編 労働問題關係調査

方面に於て創始された新組織を調査し尙外國の二、三の事例をも附記し二月發表す。

農商務省の農家經濟調査——大正十年三月一日より着手尙繼續中のものであるが、最初の一ヶ年の百戸に就ての結果を十一月に發表した。

兵庫縣の稻作調査——大正十二年度の稻作に就て生産費を調査し八月發表す。

愛知縣農會の農村狀態調査——大正十二年度迄の十ヶ年の農村狀態に就て調査をなし、八月發表す。

富山縣穀物検査所 農家經濟調査

#### 第二 小作運動調査

小作爭議に關しては從來農商務省より發表せらるゝのみであつたけれど、社会局發行の労働時報にも發表せられ又帝國農會に於ても之が調査をした。之に就ては昨年記したるも之は一般に公表せられない。

農商務省の本邦に於ける農業團體に關する調査。

帝國農會の町村農會總代に關する調査。

帝國農會の小作地返還面積に關する調査。

#### 第三 雜

徳島縣にては「農村問題調査、質問及回答書」を四月縣下

關係人六千人に發送し小作契約に關する諸問題に就ての回答を求めた。

山口縣の桑園基本調査

愛媛縣養蠶組合聯合會の蠶業經濟調査

鳥根縣農會の農業労働者の移動調査

農商務省の小作料の理論的基礎調査

農商務省の副業調査

産業組合中央會の産業組合の經營する農業倉庫調査

## 第四章 其の他の労働に關する調査

### 第一 商業労働者に關する調査

産業組合中央會の産業組合従業員の待遇調査

大阪市立衛生試験所の市内商店員の食料調査發表

### 第二 林業調査

農商務省山林局にて昨年來調査の地方山村林業經濟調査は三月發表せられた。

### 第三 漁業調査

農商務省水産局の漁家經濟調査

農商務省水産局の漁船の調査

北海道廳社會課の練漁業の労働調査

## 第四 自由労働及細民調査

京都府社會課の土木建築労働者調査

神戸市に於ける自由労働者の失業及生活狀態、久留弘三氏が社會政策時報第四十六號に發表した。

名古屋市社會課の貧困者生活狀態調査

岡山縣内務部の集團細民の生活狀態調査

大阪市社會部調査課の「日傭労働者問題」發表

## 第五章 中間階級者に關する調査

文部省普通學務局の地方學校職員の待遇調査

大阪府警察部の警部以下約五千人に對する生活狀態調査

愛知縣産業部の主要都市に於ける中産階級以下の金融機關利用の狀況調査

## 第六章 婦人職業に關する調査

大阪市立衛生試験所の女工の食料調査

群馬縣の縣外出稼女工調査

長野縣工場課の製絲女工衛生狀態調査

東京市の職業婦人の調査——大正十一年十一月、二月に亘り調査

せし結果を十二月發表した。

大阪府社會課の職業婦人調査



名古屋市社會課の職業婦人生活狀態調査——十二月等を主なるものとして擧げることが出来る。

## 第七章 少年労働に関する調査

年少者の労働問題がやかましくなつて來たので、その對策施設上調査される様になつて來た。その中の主なるものは次の如くである。

東京市社會局の青少年労働者生活狀態調査

名古屋新愛知新聞の青少年の勞務調査——九月

## 第八章 移入民に関する調査

大阪職業輔導會の大阪府在住鮮人生活調査

大阪市社會部調査課の朝鮮人労働者問題に就ての調査結果發表

神奈川縣警察部の縣下鮮人調査

朝鮮總督府の朝鮮に於ける支那人の調査發表

## 第五編 労働立法

### 第一 鑛業法中改正法律案

大正十二年工場法の改正によつて、工場労働者の扶助規定の改善がなされたが、鑛夫は鑛業法に據るを以て、その均衡を取る必要上、鑛業法改正案を第四十八議會に提出の豫定なりしも、同議會解散の爲、第四十九議會に政府案として上程され、異論なく通過可決されたのである。

### 第二 小作調停法案

小作調停法が再び第四十九議會に政府より提案せられ、無事兩院を通過し成立を見るに至つたことは、既に第三編第二章に述べた通りである、敢てこゝに再説しない。

### 第三 借地借家臨時處理法及借地借家調停法中改正

右二案は政府提出に係るもので、關東大震火災に因つて借地借家の關係に急激な動搖が生じた。其爲に借地借家調停法の改正と借地借家臨時處理法とを以て、圓滿なる融和を圖らうとして提出されたもので、臨時處理法の要點となるところは、一、著しく不當なる借地借家の條件を變更して、之を衡平に

定むること 二、新築せられたる建物に對し從來の借家人の先借權を認むること 三、震災に因り滅失したる建物の敷地に從來の借家人が築造したる假設建築物を保護すること 四、震災に因り借地上の建物が滅失したる場合に於ける借地權を保護すること、であつて、調停法中の改正は調停可能と認めらるゝ場合に於て繫訴中のものも調停に付すること等であつて、七月八日の衆議院の第一讀會に於て高木益太郎氏の質問あり、直ちに九名の委員付託となり委員會は原案を可決したるを以て第三讀會を省略し、第二讀會にて原案通り可決された。

#### 第四 國籍法中改正法律案及戶籍法中改正法律案

本案は所謂二重國籍問題として、既に第四十六議會に於て植原悅二郎氏外二名より、提案あり又四十九議會に於て同氏の提案を見たのであるが、政府に於ても亦本案を提出したのである。

政府案と植原氏案とに於て、兵役義務を有する者の歸化による國籍離脱の點に就いて相違するのであるが、委員會に於ては政府案たる單に外國（勅令指定）にて生れたる事によつて其の國の國籍を取得したる者に限らるゝ事に可決し、本會議に於ても同様可決確定を見、之れに附隨しての戶籍法中の改正も亦同様に可決を見たのである。

#### 第五 米國新移民法に關する決議案

米國排日移民法の實施せらるゝ七月一日、第四十九回帝國議會貴衆兩院は各々所謂排日移民法に對して全會一致を以て決議案を可決した。衆議院に於ける決議文は

衆議院は米國新移民法中に於て日本國民に對し、差別的條項を設定せるは常に國際間に於ける正義公平の原則に背反するのみならず、日米兩國七十年間の親交を阻碍するものとして、強硬なる反對の意志を表明す。

帝國政府は之に對して速に適當なる措置を執らむことを望む。

尙ほ衆議院にあつては、東幸治、加藤十四郎、植原悅二郎氏等の排日移民問題に關しての質問がなされた。

#### 第六 社會政策に關する建議案

山本芳治氏は第四十九議會にて社會事業の經綸を行ひ以て一國民殊に無産者をして、國家生活の恩恵を如實に經驗せしむる爲めに、第一、労働爭議調停に關する法規の制定 第二、労働組合に關する法規の制定、第三、公營住宅に關する法規の制定、第四、公營質屋に關する法規の制定、第五、健康保險法の實施に就いて建議し、特別委員付託となつたが、通過しなかつた。



## 丙統計表目次

### 第一表 大正十年度全國工場に於ける扶助給與統計

- 其一 扶助ノ種類別件數並ニ其支給額
- 其二 業務別扶助料支給件數並ニ其支給額
- 其三 扶助ヲ受ケタル職工數業務別
- 其四 扶助期間業務別
- 其五 扶助種類及歸郷旅費業務別

### 第二表 大正十年度官設工場に於ける扶助給與統計

- 其一 扶助ヲ受ケタル職工數
- 其二 扶助期間表
- 其三 扶助種類及歸郷旅費表

### 第三表 官廳現業員共濟組合統計

- 其一 組合員累年表
- 其二 大正十一、十二年度に於ける各共濟組合收入狀況
- 其三 大正十一、十二年度に於ける各共濟組合支出狀況

### 第四表 大正十年中勞働者福利施設表

### 第五表 職業紹介に關する統計

- 其一 經營主體別職業紹介所數
- 其二 大正十二、十三年職業紹介所業態別成績表
- 其三 大正十二、十三年職業紹介所府縣別成績表
- 其四 大正十三年中職業紹介所紹介數月別表

### 其五 大正十三年中職業紹介所紹介數各月及男女別表

### 其六 大正十三年職業紹介所日傭勞働紹介成績表

### 第六表 簡易保險統計

- 其一 簡易保險成績累年表
- 其二 簡易保險契約狀況
- 其三 簡易保險被保險者職業別件數表
- 其四 簡易保險積立金運用累年狀況表

丙第一表 大正拾年度全國工場に於ける扶助給與統計(第六回工場監督年報ニ依ル)

其一 扶助ノ種類別件數並其支給額

種類	件數	金額	總數ニ對スル百分比	
			件數	金額
施療	三〇、八八	六五〇、七四・三	六	六
療養費	三三、三三	五五、三〇一・七	三	三
休業扶助料	五、八二	七七、七九一・四	一	三
傷害扶助料		二、八七八		一
遺族扶助料		三七五		〇
葬祭料		三八〇		〇
令第十四條ニ依ル扶助料		四		〇
計	三三、六〇	二、四六四、八五二・四	一〇〇	一〇〇

其二 業務別扶助料支給件數並其支給額

業務	件數	金額	總數ニ對スル百分比	
			件數	金額
染織工場	六、二七一	三九、二三八・四	二	一
機械及器具工場	二〇九、二三四	一、五八九、九七四・五	六	三
化學工場	二六、一五四	三三三、四一九・三	八	一四
飲食物工場		四、四九八		一
雜工場		五、四八四		二
特別工場		五、〇一九		二
計	三三、六〇	二、四六四、八五二・四	一〇〇	一〇〇



其三 扶助ヲ受ケタル職工數業務別

業務	死		終身		終身		從康		體引		其他
	者	亡	終	身	終	身	來	從	體	引	
染織工場	72	8	1	1	1	1	1	1	1	1	74
機械及器具工場	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
化學工場	30	7	1	1	1	1	1	1	1	1	32
飲食物工場	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
雜工場	29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	31
特別工場	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
總計	255	33	4	4	4	4	4	4	4	4	259
者	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
終身	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
終身	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
從康	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
體引	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104
其他	102	14	1	1	1	1	1	1	1	1	104

其四 扶助期間業務別

業務別	未滿一週		一週以上一ヶ月未滿		一ヶ月以上三ヶ月未滿		三ヶ月以上六ヶ月未滿		六ヶ月以上一年未滿		一年以上二年未滿		二年以上三年未滿		三年以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
業 務	六、一三	三、〇七三	五、七五	九、五	六	三	二七	三	一	九、九四三							
染織工場	三、六四	五、九四三	七、九〇	八	五〇	五	三	二	一九、五三一								
機械及器具工場	七、三三	一、八一	三、三六	一、四六	四、四	四	一	一〇、八六									
化學工場	九、三〇六	四、一三〇	七、〇六	一、二七	四、二	一	一	一四、三三〇									
飲食物工場	一、八八二	七、四六	九、九	一	五	八	一	六、六									
雜 工 場	一、七三九	九、〇三	一、八一	三、四	五	一	二、八六四										
特別工場	一、二八九	八、四六	二、一九	二	一	一	二、八六										
合 計	九七、四七五	二七、八四四	五、〇四六	一、七四五	五〇六	二四二	六	一三三、九四三									
	一四、二四三	六、六七	九、三	一、〇三	五七	四	六	三三、〇四五									

其五 扶助種類及歸郷旅費業務別

業務	施療		療養費		休業扶助料		傷害扶助料		遺族扶助料	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
染織工場	四〇、六三〇	二五、八六九・六	一〇、〇一七	九二、五三三・六	一六、五五四	四、二九八・四	七九三	四八、四三三・九	一四三	三三、二七・五



業 務	葬祭料		令第十四條ニ依ル扶助料		扶助ヲ受ケタル職工		未成年者又ハ女子		歸郷旅費		合 計	
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額
機械及器具工場	一三、三六九	三九一、五〇七・六八	一六、三三三	三三〇、五〇八・一〇	一七、七二〇	五五七、八〇一・一一	一、六四三	二四五、六〇〇・五一	二、八八八	三〇〇、七五・九一	一〇八	六八、〇九四・四五
化學工場	一〇、三三七	八四、七〇三・三三	七、〇一八	九一、四九三・六五	八、四二〇	一〇四、〇七八・五五	二、三七七	三三、三六九・八六	一、三三三	二〇、九一五・六一	七五	二六、三三九・三三
飲食物工場	二、〇五五	一四、一七〇・二六	一、二七七	二三、六二九・四一	一、二四三	一四、〇三二・一一	三、三五	二、〇五九・四五	一、二二二	八、九五五・六一	九	三、二五八・二〇
雜 工 場	一、八〇九	一八、九七五・五七	一、七四三	二四、〇二六・三六	一、七三〇	二三、九四六・六五	一、四三三	八、九五五・六一	一、四三三	八、九五五・六一	三〇	七、四〇八・四〇
特別工場	二、七三八	一五、四八八・〇一	九〇五	一四、二〇〇・六〇	一、三五五	二四、三三三・六八	二、八	二、六〇七・一五	二、八	二、六〇七・一五	一一	三、六八〇・五八
總 計	三〇、八八八	六五〇、七二四・二三	三七、三三三	五五六、三〇一・七九	五、八八二	七七七、七九一・五四	二、八七八	三三〇、〇七五・九一	三、七五	一三一、八八八・七六	三七五	一三一、八八八・七六
染織工場	一四三	三、七九二・二九	二	一、一九三・六〇	六〇七	六、八〇六・三三	一三、八三五	四三、四三三・三〇	八一、七〇三	三九九、四八七・九一	二	三、七九二・二九
機械及器具工場	一一〇	五、九三〇・三〇	一	四七二・三五	一四四	二、〇四六・二八	三、九	二、六七・二六	二〇九	四一七、一、五九三、二八八・〇八	一	四七二・三五
化學工場	七六	四、二七三・三三	一	二七〇・〇〇	四七	九九六・四一	三〇	一、三四・八一	二六、三三一	三三四、五五〇・二五	一	二七〇・〇〇
飲食物工場	九	七九五・二四	一	一	二	一八・八六	一四	八四・五〇	四、五四	四八、〇四六・三三	一	七九五・二四
雜 工 場	三〇	九四〇・七八	一	一	四	九三・五〇	三	六二・〇〇	五、四九一	八三、三九七・八七	一	九四〇・七八
特別工場	二二	五二一・五〇	一	一	一	一	一	一	五、〇一九	六二、〇四三・四三	一	五二一・五〇
總 計	三八〇	一六、一八七・三三	四	一、八九三・九五	八〇四	九、九六〇・二八	一三、九二四	四〇、〇一・八七	三三三、三七五	二、五二八、八一四・四六	四	一、八九三・九五











丙第三表 官廳現業員共濟組合統計(第四十三回統計年鑑ニ據ル)

其一 組合員數累年表

年次	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍海軍共濟組合	遞信部內職員共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合	警察共濟組合	土木事業員共濟組合	造幣局製鐵所共濟組合
大正七年度末	三、二九六	三、三〇五	—	三、〇三四	四、六一一	一、五〇七	—	—	—
同八年度末	三、四九三	三、一七七	四〇、五七二	三、七五九	四、二九六	一、四三三	—	—	—
同九年度末	四、四三〇	三、七三五	四〇、九三〇	四、〇三三	一、〇七、一六三	一、五〇、一九九	—	—	—
同十年度末	四、七七八	三、九三四	三八、〇九二	三、七二六	一、二六、七九二	一、五五、六六二	—	—	—
同十一年度末	四、七三三	三、九三四	二九、七七四	三、七六五	一、二五、三七〇	—	—	—	—
同十二年度末	三、九五三	—	二八、〇七二	三、〇六六	二、八、四五五	—	—	—	—

其二 大正十一年度ニ於ケル各共濟組合收入狀況(單位圓)

組合員掛金	政府給與金	債券償還金	債券割増金	預金利息	貸貸料	組合外受入金	寄附金	雜收入	計
二八、〇三九	九三、三六六	八〇、一六〇	一、〇一〇	四七、五九元	—	—	—	一、四九二	三、四一、六三六
六五、七〇一	五三、一〇四	四二、四三〇	三三	三三、〇三〇	—	—	—	一、二五三	一、八三、五五一
三、七四、八五三	二、七五、五四一	—	—	一〇七、〇一〇	—	—	一、九七九	七〇一	七、六〇、〇八三













丙第四表 大正十年中勞働者福利施設表(協調會調查)

(1)

工場種別	調査工場數	男	女	勞働者子弟教育
紡績工場	15	2	3	3
製絲工場	7	1	3	3
製車機械器具工場	3	9	1	1
化學工場	9	4	1	3
飲食物工場	2	1	1	1
雜工場	0	1	1	1
鑛山	3	1	3	5
汽船會社	3	1	1	1
官設工場	2	1	1	4
合計	71	5	6	3

(口)

施設種別	數
講習會	3
青年團	9
處女會	5
修養ニ關スル會合	3
圖書發行	3
格言標語	3
祝祭儀	0
演藝	5
運動會	4
運動	3
娛樂室	3
庭園	9





官設工場	一	一	一	四	四	四	一	一
合計	一〇三	三〇	七	四	六	一〇	三	九

(三)

紡績工場	業務上傷病	四	三	四	六	七	九	六	八
	業務外傷病	三	六	二	二	二	四	四	五
製絲工場	業務上傷病	七	六	七	二	二	三	四	五
	業務外傷病	二〇	二〇	二	二〇	二	二	二	三
船車・機械器具工場	業務上傷病	三	三	三	三	四	二	二	三
	業務外傷病	三	三	三	三	四	二	二	三
化學工場	業務上傷病	九	三	九	九	三	九	九	九
	業務外傷病	二	二	二	二	二	二	二	二
飲食物工場	業務上傷病	二	二	二	一	一	一	一	一
	業務外傷病	二	二	二	一	一	一	一	一
雜工場	業務上傷病	〇	七	〇	八	三	二	七	六
	業務外傷病	〇	七	〇	八	三	二	七	六
鑛山	業務上傷病	三	二	三	七	三	二	二	二
	業務外傷病	二	二	二	七	三	二	二	二
汽船會社	業務上傷病	三	二	三	二	一	一	一	一
	業務外傷病	二	二	二	二	一	一	一	一
官設工場	業務上傷病	二	二	二	二	二	二	二	二
	業務外傷病	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	業務上傷病	二七	三〇	二七	六	三	九	六	八
	業務外傷病	二〇	二七	二	六	七	三	四	五
	死亡	四	四	四	四	四	四	四	四
	退職	二	二	二	二	二	二	二	二
	兵事應召	三	三	三	三	三	三	三	三
	出產	九	九	九	九	九	九	九	九
	家族死傷病	九	九	九	九	九	九	九	九
	災害	四	四	四	四	四	四	四	四

扶助救濟



丙第五表 職業紹介に關する統計

其一 經營主體別職業紹介所數(大正十三年十一月末現在社會局調)

道府縣	公立			私立	合計	東京地方職業紹介事務所管内計	大阪	京都	兵庫	三重	愛知	滋賀	岐阜	福井	石川	富山	岡山	廣島	山口	和歌山	秋田	
	市立	町立	村立																			
北海道	六			一	七	五																五
東北	九	四			一三																	二
神奈川	七	二			九																	一
埼玉	一	一			二																	三
群馬	二	一			三																	六
茨城	一	一			二																	七
栃木	二				二																	八
靜岡	三	一			四																	三
山梨	一				一																	七
新潟																						二
長野	三				三																	一
岩手	一				一																	四
宮城	一				一																	一
福島	一	一			二																	四
山形	二				二																	二
道府縣計	六	四		一	一三																	三
公立合計	六	四			一三																	三
私立					一																	二
合計	六	四			一四																	五
東京地方職業紹介事務所管内計																						六
大阪																						三
京都																						三
兵庫																						三
三重																						三
愛知																						三
滋賀																						三
岐阜																						三
福井																						三
石川																						三
富山																						三
岡山																						三
廣島																						三
山口																						三
和歌山																						三
秋田																						三





其三 大正十二、十三年職業紹介所府縣別成績表(出所同前表)

府縣	大正十二年			大正十三年		
	求人數	求職者數	就職者數	求人數	求職者數	就職者數
北海道	四、三三三	三、四五六	二、二九四	九、二六七	六、四五〇	四、〇六三
東北	三四九、九三九	二八五、五九一	一五四、七八六	五四〇、四六四	四四〇、二六六	一三〇、九六一
東京	二四、九三七	一七、六九九	七、六五〇	四九、五三三	四三、〇三二	一七、一六〇
神奈川	二九	一三三	七三	一、二八二	三三五	一七〇
埼玉	二、九六三	二、一五九	八五三	二、三三四	一、七六六	七〇二
群馬	四、六八五	二、〇九三	六七八	四、九〇八	一、六四六	六五六
茨城	二、三六三	一、六三六	五七三	二、八四八	一、三五九	六四五
栃木	四、〇〇一	二、五三九	一、三六六	六、一三六	四、六七〇	二、四六八
靜岡	一、〇三六	一、八九七	四八三	九七三	二、六四九	五五〇
山梨	二、九一一	二、〇三〇	九六八	二、五三〇	二、〇三三	九六八
長野	—	—	—	四六五	一八〇	四六
新潟	—	—	—	五三三	二二八	五五
福島	三、九九二	二、九三〇	一、六二六	二、五四三	二、〇三六	一、一三〇
宮城	—	—	—	一、五二四	一、三三三	三三三
岩手	—	—	—	三四七	三七一	一〇六
山形	九四	六八	二六	二四三	四八一	七九
秋田	—	—	—	—	—	—
大坂	二九〇、〇五三	二八四、七二九	九三、四七〇	三二五、六四九	三二八、二三三	一一〇、四三三
京都	二〇、一七一	二〇、四九三	七、三四八	一七、六六八	二二、三六九	七、五〇〇

丙 統計表





其四 大正十三年中職業紹介所紹介數月別表(出所前同所)

月	求人數	求職者數	就職者數	紹介件數	求人超過	求職超過	求人數ニ對スル求職者割合	求職者數ニ對スル就職者割合
一	九五、四七〇	七九、五三五	三六、五〇八	五七、四六七	一五、九三五	—	八三%	四九%
二	九八、〇二八	七四、四三〇	三六、五八七	五八、八三三	三三、五八八	—	七六%	四九%
三	一〇六、九〇八	七四、六九七	三六、八〇〇	五九、一六六	三三、二一一	—	六九%	四九%
四	一〇四、〇二八	七九、九二二	三九、四九七	六三、一六六	二四、〇九七	—	七六%	四九%
五	一二三、四〇八	八六、三五六	四一、四〇三	六六、二三三	二六、〇五二	—	七七%	四九%
六	八九、四七三	八三、〇三九	三七、七〇二	六二、六〇七	六、四三三	—	九二%	四四%
七	八三、七二二	八二、〇四七	三五、九〇三	六一、五一二	一、六六四	—	九八%	四三%
八	八〇、七六六	七七、三二二	三四、三三二	五七、三三九	三、五〇六	—	九六%	四四%
九	八九、一〇六	九五、八四九	四〇、五四一	六八、二三七	—	六、七四三	一〇八%	四二%
十	八六、四七〇	八八、一五〇	三八、六九四	六四、三〇二	—	一、六八〇	一〇二%	四四%
十一	八四、六三三	九〇、六三七	三八、一〇六	六四、〇七六	—	六、〇四四	一〇七%	四二%
十二	六四、六三三	六七、四六三	二八、三三九	四七、一九六	—	二、八二八	一〇四%	四三%
計	一、〇九五、五七七	九七九、三四六	四四、三八二	七二八、〇七二	一二六、三三二	—	八九%	四五%

其五 大正十三年中職業紹介所紹介數各月及男女別表(出所前同所)

月	紹介所數		求人數		求職者數		就職者數		紹介所件數				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
一	一三四	七七、八〇四	一七、六六六	九五、四七〇	七四、六三九	四、八九六	七九、五三五	三三、七九〇	二、七八	三六、五〇八	五三、三六一	四、一〇六	五七、四六七
計													

丙 統計表

月	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二月	一三六	八〇、四六八	一七、五九〇	九八、〇二八	六八、八七九	五、五一	七四、四三〇	三三、三九一	三、一九六	三六、五八七	五三、八八一	四、九四一	五七、八三三		
三月	一四一	八七、四九三	一九、四二五	一〇六、九〇八	六八、六四四	六、〇五三	七四、六九七	三三、二四三	三、四七七	三六、八〇〇	五三、八三三	五、三三三	五九、一六六		
四月	一四六	八七、〇五八	一六、九六〇	一〇四、〇二八	七三、〇三七	七、八八四	七九、九二一	三五、〇八七	四、四一〇	三九、四九七	五五、二二九	六、九三三	六三、二六六		
五月	一四九	九二、三三三	二〇、〇九六	一二、四〇八	七八、一六四	八、一九二	八六、三五六	三六、八七四	四、五二九	四一、四〇三	五九、二五一	六、九七二	六六、三三三		
六月	一五一	七三、〇九五	一六、三七七	八九、四七三	七五、六九〇	七、三四九	八三、〇三九	三三、六七五	四、〇二七	三七、七〇二	五六、一七一	六、四三六	六二、六〇七		
七月	一五三	六八、八二八	一四、八九三	八三、七一	七五、〇〇八	七、〇三九	八二、〇四七	三三、〇一七	三、八八六	三五、九〇三	五四、九三六	六、五三五	六一、五一		
八月	一五四	六三、八六六	一六、八六三	八〇、七二八	七〇、六五五	六、五六七	七七、二二二	三〇、四九〇	三、八三三	三四、三三三	五一、四〇九	五、九三〇	五七、三三九		
九月	一五六	六九、一四一	一九、九六五	八九、一〇六	八七、五八三	八、二六六	九五、八四九	三五、九八四	四、五五七	四〇、五四一	六〇、八二八	七、〇〇九	六八、三三七		
十月	一五五	六九、八五八	一六、六二二	八六、四七〇	八〇、六四七	七、五〇三	八八、一五〇	三四、四五六	四、三三八	三八、六九四	五七、三四〇	六、九六二	六四、三〇二		
十一月	一六〇	六六、九七七	一七、六四六	八四、六三三	八二、五二九	八、二一八	九〇、六三七	三三、六三五	四、四八一	三八、一〇六	五七、〇二二	七、〇六四	六四、〇七六		
十二月	一五六	四九、三〇九	一五、三三六	六四、六三五	六二、二二六	五、三四七	六七、四六三	二五、一六四	三、二五五	二八、三二九	四二、二九五	四、九〇一	四七、一九六		
合計	八八六、一五九	二〇九、四〇八	一、〇九五、五六七	八九六、五八一	八二、七六五	九七九、三四六	三九七、八九六	四六、四八六	四四、三三二	六五四、五七〇	七五、五〇二	七二八、〇七二			

其六 大正十三年職業紹介所日備勞働紹介成績表(出所前同所)

月	求人數			求職者數			紹介者數			紹介所數
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
一月	九七、〇七五	二、五三七	九九、六三三	一三三、二九四	二、二二七	一三四、四二一	九三、〇〇一	二、〇一四	九五、〇一五	四
二月	一三九、三三四	二、五六二	一四一、八九六	一五三、八二六	二、二九〇	一五六、一一六	一三三、三三九	二、二二三	一三四、五三三	四
三月	一八九、三四七	二、六五五	一九二、〇〇二	二〇一、〇三二	二、六二一	二〇三、六四三	一七七、二〇〇	二、五二六	一七九、七二六	四〇
四月	一三四、四一五	三、三三〇	一三七、七四五	一五三、一三六	三、三九六	一五五、五三三	一三三、八六二	三、二六七	一三七、二二九	四二
五月	一二九、三六五	三、二六〇	一三三、〇三五	一四一、五七〇	三、八二二	一四五、三九一	一二二、六二一	三、六七二	一二五、二八二	四二
六月	一〇三、三四六	三、三四五	一〇六、六九一	一一五、三〇九	三、四九八	一二八、八〇七	九六、九九〇	三、二八四	一〇〇、二七四	三八
七月	九三、四八六	三、三五六	九六、八三二	一〇六、〇三三	三、四一四	一一三、四四七	八七、五三〇	三、三三二	九〇、七三一	三八



八月	八四、〇四八	三、四三五	八七、四七三	一〇三、三二〇	三、五九七	一〇五、九〇七	八一、八五〇	三、四三三	八五、二七三	三八
九月	七七、二八二	二、三九八	七九、六八〇	九五、五一	二、五九五	九八、一四六	七五、五九四	二、三九六	七七、九九〇	三八
十月	七八、二〇五	二、三三三	八〇、五二八	九六、一八四	二、四二八	九八、六二二	七六、六九二	二、三三二	七九、〇〇四	三三
十一月	八〇、九五三	三、二四	八四、〇六七	一〇一、〇六八	三、一六八	一〇四、三三六	七九、四四二	三、一〇三	八二、五四五	三五
十二月	八三、七九三	三、三六九	八七、〇六二	一〇八、八六八	三、三四一	一一三、二〇九	八二、八〇三	三、二六八	八六、〇七一	三六
計	一、二七九、五四九	三六、二四一、三三五、六七三	一、四九九、三〇〇	三六、二七六一、五五五、四六六	一、二三八、九二四	三四、六九八一、二六三、六二二				

丙第六表 簡易保險統計(大正十二年度 簡易保險局統計年報ニ據ル)

其一 簡易保險成績累年表

	(男)		大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度
	件數	保險金(圓)						
新契約	件數	保險金(圓)	三五七、六四〇	三五二、九五〇	四七五、一四三	六九八、一〇九	八九九、三八九	八二一、二八六
復活	件數	保險金(圓)	三、四〇四	八、七七六	一〇、二四六	一一、八五九	一八、七三四	二二、〇七三
死亡	件數	保險金(圓)	九、四〇六	一一、二五五	一四、八九四	一八、九一九	二六、一四〇	三七、八三〇
解約失效	數件	保險金(圓)	九四四、七五八	一、三三九、八九八	一、五六四、〇七二	二、〇三八、八四三	二、九三七、二八七	四、六七〇、二九七・六
其他ノ減	數件	保險金(圓)	七七、五九六	九六、二二五	一〇三、三六八	一八四、三三四	二四三、〇二四	二七二、六二六
年度末	件數	保險金(圓)	六、五〇〇、三四九	八、九二〇、八九〇	一〇、六八六、九四〇	二〇、八三〇、五七八	二八、五九一、八〇一	三五、〇八五、六九六・三
現在契約	保險金(圓)		七二〇、七八五	九七三、六三六	一、三四〇、三二〇	一、八四八、〇三五	二、四九七、〇〇四	三、〇三〇、八二七
	保險金(圓)		九四、九四一、三七八	九五、三三八、七八一	一三七、九七八、九三二	一九九、〇三二、七五八	二八七、七四一、九六一	三六八、六三六、五四六・八

(女)

新契約	件數		保險金(圓)	復活	件數		保險金(圓)	死亡	件數		保險金(圓)	解約失效 其他ノ減	件數		保險金(圓)	年度末現 在契約	保險金(圓)	
	件數	保險金(圓)			件數	保險金(圓)			件數	保險金(圓)			件數	保險金(圓)				
新契約	234,218	333,633	313,306	復活	440,957	524,972	774,259	死亡	6,271	8,581	10,263	解約失效	36,387	48,269	53,289	年度末現	38,900,041	57,931,173
保險金(圓)	20,641,259	33,586,609	34,403,215	保險金(圓)	4,735	5,338	7,310	保險金(圓)	610,429	854,482	1,030,279	保險金(圓)	2,735,633	3,975,668	5,469,437	保險金(圓)	36,900,041	57,931,173
件數	1,765	4,735	5,338	件數	440,957	524,972	774,259	件數	6,271	8,581	10,263	件數	36,387	48,269	53,289	件數	38,900,041	57,931,173
保險金(圓)	234,218	333,633	313,306	保險金(圓)	440,957	524,972	774,259	保險金(圓)	610,429	854,482	1,030,279	保險金(圓)	2,735,633	3,975,668	5,469,437	保險金(圓)	36,900,041	57,931,173
件數	234,218	333,633	313,306	件數	440,957	524,972	774,259	件數	6,271	8,581	10,263	件數	36,387	48,269	53,289	件數	38,900,041	57,931,173
保險金(圓)	20,641,259	33,586,609	34,403,215	保險金(圓)	4,735	5,338	7,310	保險金(圓)	610,429	854,482	1,030,279	保險金(圓)	2,735,633	3,975,668	5,469,437	保險金(圓)	36,900,041	57,931,173

其二 簡易保險契約狀況(大正十二年度末現在)

終身保險	養老保險	合計	件數	保險料	保險金額	個人・團體契約別(%)	
						個人	團體
終身保險	養老保險	合計	22,432,655	1,144,792.0 <sup>圓</sup>	295,005,122.7 <sup>圓</sup>	95.6	4.4
			2,754,401	2,069,750.4	333,633,210.0	97.1	2.9
			5,157,006	3,214,542.4	628,637,332.7	96.4	3.6

其三 簡易保險被保險者職業別件數表(大正十二年度末現在)

種別	監督局別										計
	東京	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計			
農業	110,500	110,000	101,500	113,000	183,500	167,500	31,500	1,031,500			



水産業	11,000	15,000	3,500	11,000	14,000	13,500	12,500	6,500
鑛業	4,500	1,500	—	4,500	3,000	2,500	14,000	5,000
工業	3,060,500	3,400,000	2,275,500	1,160,000	1,550,500	1,350,500	440,500	1,290,500
商業	3,390,500	3,550,000	2,510,000	1,530,500	1,540,500	1,430,500	200,000	1,355,000
交通業	830,000	600,500	620,500	620,500	540,500	490,000	440,500	420,500
公務及自由業	1,370,000	1,080,000	780,000	750,000	960,500	790,000	290,500	590,000
其他ノ有業者	10,500	22,000	7,000	40,000	7,500	130,500	10,000	70,500
家事使用人	40,000	1,000	1,500	500	—	—	—	2,000
無職	17,500	6,000	13,000	5,500	13,000	7,000	1,000	6,000
不明	33,500	40,500	28,500	1,500	13,500	13,500	5,000	90,000
計	1,187,500	972,500	794,000	559,000	727,500	628,500	270,500	5,190,500

其四 簡易保險積立金運用累年狀況表

運用種目	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度
住宅資金貸付	2,474,530.450	5,122,333.980	10,220,946.000	14,008,210.000
共同宿泊所資金貸付	—	—	251,000.000	50,000.000
簡易食堂資金貸付	—	115,000.000	120,000.000	115,000.000
市場資金貸付	1,020,100.000	1,055,000.000	1,733,600.000	2,260,000.000
廉價供給事業資金貸付	10,000.000	43,000.000	56,000.000	61,000.000
實費診療事業資金貸付	—	—	587,000.000	1,314,000.000
産院資金貸付	—	—	120,000.000	67,000.000
職業紹介所資金貸付	—	36,700.000	36,700.000	50,700.000
實屋資金貸付	10,000.000	12,500.000	26,500.000	26,500.000

日本勞働年鑑

託兒所資金貸付	—	七三,五〇〇,〇〇〇	二九六,五〇〇,〇〇〇	二八五,二〇〇,〇〇〇
公益浴場資金貸付	—	—	二九一,〇〇〇,〇〇〇	二〇四,〇〇〇,〇〇〇
自作農創設維持資金貸付	—	—	二,四〇九,〇〇〇,〇〇〇	五,九九〇,九〇〇,〇〇〇
小學校建築資金貸付	四〇八,八〇〇,〇〇〇	一,八四三,八八〇,〇〇〇	五,五〇九,六〇〇,〇〇〇	一〇,八八四,一〇〇,〇〇〇
傳染病院資金貸付	—	—	二六三,〇〇〇,〇〇〇	三九九,〇〇〇,〇〇〇
農業倉庫貸付	—	—	九三,〇〇〇,〇〇〇	二六四,六〇〇,〇〇〇
實業補習學校資金貸付	—	—	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇
簡易水道資金貸付	—	—	—	五四七,〇〇〇,〇〇〇
契約者貸付	二〇,四〇三,二七五	五三,九九四,〇五五	二三三,五七六,五〇〇	七八八,五五五,六三五
有價證券及預金	四,六四一,八三九,五八三	六,〇三三,五四〇,三五四	二,二五七,〇五一,六一〇	一,五〇六,三三五,二七九
計	八,六六五,六九五,三〇八	一四,七二三,二四七,四二九	二四,九〇五,七八八,二一〇	四〇,三九四,二九〇,八一四